

景観及び歴史まちづくり

平成31年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	景観及び歴史まちづくり	担当課 (担当課長名)	都市局公園緑地・景観課 (古澤 達也)
評価の目的、必要性	<p>景観法は、2004年に施行され、地方公共団体（都道府県もしくは市区町村、以下同じ。）による景観計画の作成等を通じて、優良な景観の形成事例が増加している。歴史まちづくり法は、施行から10年が経過し、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。</p>		
対象政策	景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策		
政策の目的	良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化を目的とする。		
評価の視点	計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の推進について、地方公共団体の課題やニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。		
評価手法	景観及び歴史まちづくりに関する国の施策の課題について、全国の地方公共団体を対象とした全国アンケート、ヒアリング等により分析し、対応策の検討を行う。		
評価結果	<p>●景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題 アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。</p> <p>●地方公共団体の課題と対応方策 ①認知不足への対応 課題：全国アンケートでは、小規模な地方公共団体を中心に国の法制度や支援施策等の認知度が低いことが明らかとなった。 ヒアリング等では、市町村への相談対応などを通じた都道府県の関与の重要性がわかった。また、国の研修について、開催場所や期間の見直しを求める意見や他の地方公共団体の取組事例の提供を期待する意見等があった。</p> <p>対応：景観及び歴史まちづくりの法・制度及び国の支援施策の認知不足を解消する方策として、地方開催等による研修等の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工</p>		

夫・充実等を図ることが考えられる。

②知識やノウハウ不足への対応

課題：全国アンケートでは、景観・歴史まちづくりを実施するにあたり、小規模な地方公共団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体が知識やノウハウの不足を課題と考えていることが明らかになった。

ヒアリング等では、届出業務や歴史的建造物の保存・活用等において専門的な知識が不足していることがわかった。また、実務に役立つ講習会の開催やマニュアルの整備等を期待する意見等があった。

対応：景観・歴史まちづくりに関する知識やノウハウ不足を解消するための方策として、届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、マニュアル、技術資料の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決や業務の効率化につながる先進的な取組に対する支援が考えられる。

③職員不足への対応

課題：全国アンケートでは、小規模な地方公共団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体がマンパワー不足を課題と考えていること、少ない人数で業務に対応していることが明らかとなった。

ヒアリング等では、外部有識者の確保等に苦慮している地方公共団体があることがわかった。また、専門的な知識を持った職員不足に対応するため、外部人材や他部局等との連携や少人数で取り組むための工夫を行っている地方公共団体が多くみられた。

対応：景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた職員不足を解消する方策として、外部人材や他部局等との連携事例に関する情報提供、少人数での取り組むための工夫事例に関する情報提供、計画策定時における人的支援及び予算支援を行うことが考えられる。

④地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：全国アンケートでは、約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心が低いことについて課題と認識していることが明らかとなった。

ヒアリング等では、近年景観計画を策定した地方公共団体のうち、計画策定前は景観のために規制が必要であるという地域住民の意識が低いと感じていた地方公共団体が6割強あることがわかった。また、講演会等により事業者等に制度の周知を図っているが周知状況が不十分なケースがあることがわかった。先進団体では景観及び歴史まちづくりの実施にあたり地域の協力は不可欠であると考えられており、地域住民の意識向上につながる取組などを行っている地方公共団体がみられた。

対応：景観及び歴史まちづくりに関する地域の協働や理解、関心を高めるための方策として、景観教育などの地域住民等の意識向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行うことが考えられる。

⑤予算不足への対応

課題：全国アンケートでは、約6割の地方公共団体が財源の不足を課題と認識していることが明らかとなった。また、実際に国の事業補助を活用したこと

	<p>がある地方公共団体は1割強にとどまることがわかった。</p> <p>ヒアリング等では、計画の策定や運用のために予算を確保することは容易ではなく、都道府県によっては独自の補助制度で支援していることがわかった。また、ふるさと納税等による財源の多角化を図る工夫をしている地方公共団体もあるが、課題の解決には至っておらず、国の支援施策の拡充に期待する意見があった。</p> <p>対応：景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた予算の不足を解消するための方策として、活用可能な支援制度に関する情報提供、歴史的建造物の継続居住や空き家活用の北進、景観に配慮した公共事業を可能とする効果的な支援制度（補助、税制）の拡充、普及啓発のための取組や地域の活動に対する支援制度の拡充に対応していくことが考えられる。</p>
<p>政策への 反映の方向</p>	<p>「計画を策定する地方公共団体の一層の拡大」、「計画実現のための施策の推進」の観点から以下の施策を進める。</p> <p>【計画を策定する地方公共団体の一層の拡大】</p> <p>●情報提供の手法の改善</p> <p>①研修等の充実</p> <p>幅広い地方公共団体が参加しやすいように、短期間の研修等を中小の地方都市においても開催する。</p> <p>②市町村への情報提供における都道府県等の役割強化</p> <p>都道府県等に対して会議等における管内市町村への情報提供、計画策定に取り組みようとする市町村への助言・アドバイス等に積極的に取り組むよう依頼する。</p> <p>●提供する情報の工夫・充実</p> <p>①取組事例や支援制度等に関する情報</p> <p>これまでに取組を行っていなかった地方公共団体にとっても有用な情報を提供するため、取組事例や効果、計画策定までの詳細なフローチャート、予算・税制・金融支援の制度等について、ホームページ等においてわかりやすくきめ細やかな情報提供を行う。</p> <p>地方公共団体の首長等への働きかけを行い制度や効果等について周知を図る。</p> <p>②少人数で取り組むための工夫事例に関する情報</p> <p>重点区域の設定や職場での人材育成等により限られた人数で工夫しながら取組を行っている事例について情報提供を行う。</p> <p>●計画策定に対する支援の創設</p> <p>スタートアップ支援として計画等の策定・改訂時の調査等に対する専門人材の派遣や調査費に対する補助を行う。</p> <p>【計画実現のための施策の推進】</p> <p>●提供する情報の工夫・充実</p> <p>①実務に役立つ講習会等の開催</p> <p>先進地方公共団体や有識者を講師として専門的な知識やノウハウを学べる実務に役立つ講習会等を地方都市においても積極的に開催する。</p>

	<p>②マニュアル、技術資料の整備による情報 建築基準法に対応させながら歴史的建造物を保存・活用するための方法や新たな形態の屋外広告物や太陽光パネル等の工作物の景観誘導の方法など近年の重要な課題に対応した技術資料等を整備する。</p> <p>③外部人材や他部局等との連携事例に関する情報 外部人材や他部局等との連携の事例や外部人材に関する情報提供を行う。</p> <p>④地域住民との協働事例等に関する情報 普及啓発活動や教育活動など地域住民の意識向上につながる取組事例、行政の支援等により地域活動を活性化させている事例、地域住民、企業との連携を図る取組事例に関する情報提供を行う。</p> <p>⑤活用可能な支援制度に関する情報 景観及び歴史まちづくりに活用可能な支援制度について情報提供を行う。</p> <p>●支援制度の拡充・創設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援制度を活用している地方公共団体が一部にとどまっていること、歴史的建造物の維持などの重要な課題に十分に対応できていないことから、支援制度の要件や支援対象の見直しを行う。 例えば、歴史的建造物の継続居住や空き家活用を促進するための内装・設備改修への支援や伝統行事等の地域活動の活性化に向けたソフト支援や公共事業における景観配慮を促進する支援制度の拡充や創設を図ることが考えられる。 ・地方公共団体における共通した課題に対応できるよう、国の取組や支援制度の見直しを行う。 例えば、専門的な知識・ノウハウの不足やマンパワー不足への対応としては、技術的課題の解決や業務の効率化につながる先進的な取組や職員の専門性向上に向けた取組への支援を行うことが考えられる。また、地域の協働、理解、関心の不足への対応としては、地域活動の活性化や地域住民等との連携を図る取組に対する支援、景観教育、政策広報などの地域住民等の意識向上につながる国の取組を行うことが考えられる。
<p>第三者の知見の活用</p>	<p>国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 29 年度～平成 30 年度</p>

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 景観及び歴史まちづくりの概要

1. 政策の背景及び法律の概要
2. 政策の体系
3. 地方公共団体の取組事例及び効果
4. 施策の認知度、活用状況
 - 4-1 法制度
 - 4-2 国の支援施策
 - 4-3 まとめ

第3章 評価

1. 評価の視点及び手法
2. 法制度の活用が進まない理由の分析
3. 景観及び歴史まちづくりを進める上での課題
 - 3-1 認知不足への対応
 - 3-2 知識やノウハウ不足への対応
 - 3-3 職員不足への対応
 - 3-4 地域の協働、理解、関心の不足への対応
 - 3-5 予算不足への対応

第4章 今後の取組の方向性

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性

景観法は、2004年に施行され、地方公共団体（都道府県もしくは市区町村、以下同じ。）による景観計画の作成等を通じて、優良な景観の形成事例が増加している。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という）は、法施行後10年が経過し、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。

2. 対象政策

景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策

3. 評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の推進について、地方公共団体の課題やニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。

4. 評価手法

景観及び歴史まちづくりに関する国の施策の課題について、全国の地方公共団体を対象とした全国アンケート、ヒアリング等により分析し、対応策の検討を行う。

5. 第三者の知見の活用

国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。

第2章 景観及び歴史まちづくりの概要

1. 政策の背景及び法律の概要

(1) 法制定に至るまでの景観及び歴史まちづくり施策の経緯

①景観法・歴史まちづくり法制定までの経緯

景観・歴史まちづくりに関する取組として、1919年に「都市計画法」に基づく「風致地区」、「市街地建築物法」に基づく「美観地区」の制度が創設された。1925年には明治神宮を含む区域が風致地区に、1933年には東京丸の内一帯が美観地区に指定され、高度制限や建築物の新築等の行為規制がなされた。

戦後から1950年代までは、戦災復興という課題を抱える中で、屋外広告物条例と風致の保全に関するものに限られていたが、1960年代には、京都、奈良、鎌倉等の歴史的都市での宅地開発等が問題化し、1966年に「古都における歴史的風土保全に関する特別措置法」（古都法）が制定され、1966年に大都市圏を対象とした「首都圏近郊緑地保全法」が制定された。

1970年代には、歴史的環境の保存への取組が成熟し、1975年の「文化財保護法」の改正により「伝統的建造物群保存地区制度」が創設され、面的な保存が制度化された。

1980年代には、景観形成に対する国レベルの制度の枠組みづくりと地方公共団体による都市景観形成のための計画策定、条例づくりが行われ、1980年に「都市計画法」「建築基準法」の一部改正により「地区計画制度」が創設された。また、都市景観に関する具体的なモデル事業（都市景観形成モデル事業等）を活用して、都市景観形成を図ろうとする試みが多く都市で見られた。一方、バブル経済の影響から、経済性を優先した、まちづくりではなく経済行為としての都市開発が行われた時期でもあった。

②景観法の制定

景観法制定以前の我が国のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、各地で景観の乱れが進行していた。先進的な地方公共団体では、自主的な景観条例の制定等を通じて取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく、強制力に限界があった。

他方、国民の間に、環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識が向上し、住民やNPO等が地域の景観形成に参画する事例が増加する一方で、景観に関する訴訟も増加していた。その中で国立市マンション訴訟一審（2002年12月）の判例では、『地権者らは良好な景観の維持を相互に求める利益（以下「景観利益」という。）を有するに至ったと解すべきであり、この景観利益は法的保護に値し、これを侵害する行為は不法行為に該当する』としており、その後の最高裁において、『景観利益は法律上保護に値する』ことが認められた。さらに、国土交通省では、2003年に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付けた。

これらを背景として所要の制度の強化・充実を図るために、国土交通省を中心として、立法化の作業を進め、2004年に「景観法」が制定された。



図 2-1-1 高度経済成長と景観の悪化



図 2-1-2 景観訴訟から法整備の流れ

③歴史まちづくり法の制定

古都保存法の制定以降、高度経済成長の進展による市街地の急速な拡大に対して、歴史的な町並みの保存等を目的とした市民運動が各地で起こり、これに応じて先進的な地方公共団体において独自の保存措置が展開されてきた。

現在では、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた地区は118、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村は72に上るなど、地域の固有の歴史的・文化的資産をテーマとしたまちづくりに積極的に取り組む事例が全国各地で見られるようになった。

その一方で、維持管理に多くの費用がかかること等に起因する歴史的建造物の滅失、周辺との不釣り合いな建築物の発生等により、歴史的な風情、情緒、たたずまいを著しく損なう事例が多く発生するようになった。

こうした課題に対し、古都保存法は対象都市が限定される上に主として歴史的建造物を取りまく樹林地などの自然的環境の保全を図るものであること、文化財保護法は主として文化財単体の保護を図るものであることなど、既存の制度では限界があった。

このような状況を踏まえ、社会資本整備審議会において、文化財行政とまちづくり行政の連携の下、総合的・一体的な計画に基づき、自然や地形と結びついて地域の伝統や文化を具現する市街地の形成をトータルに捉えたまちづくりが必要であり、国家的な重要性・緊急性等の観点から国の支援の対象となる都市の考え方と、歴史的風土等とは異なる新たな概念を明確化し、市街地を対象とするために必要な措置を盛り込み、歴史的文化的遺産を保存・活用・再生したまちづくりを支援するための制度を構築するべきであるとの答申が2008年2月になされた。

これを受け、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、2008年に「歴史まちづくり法」が制定された。

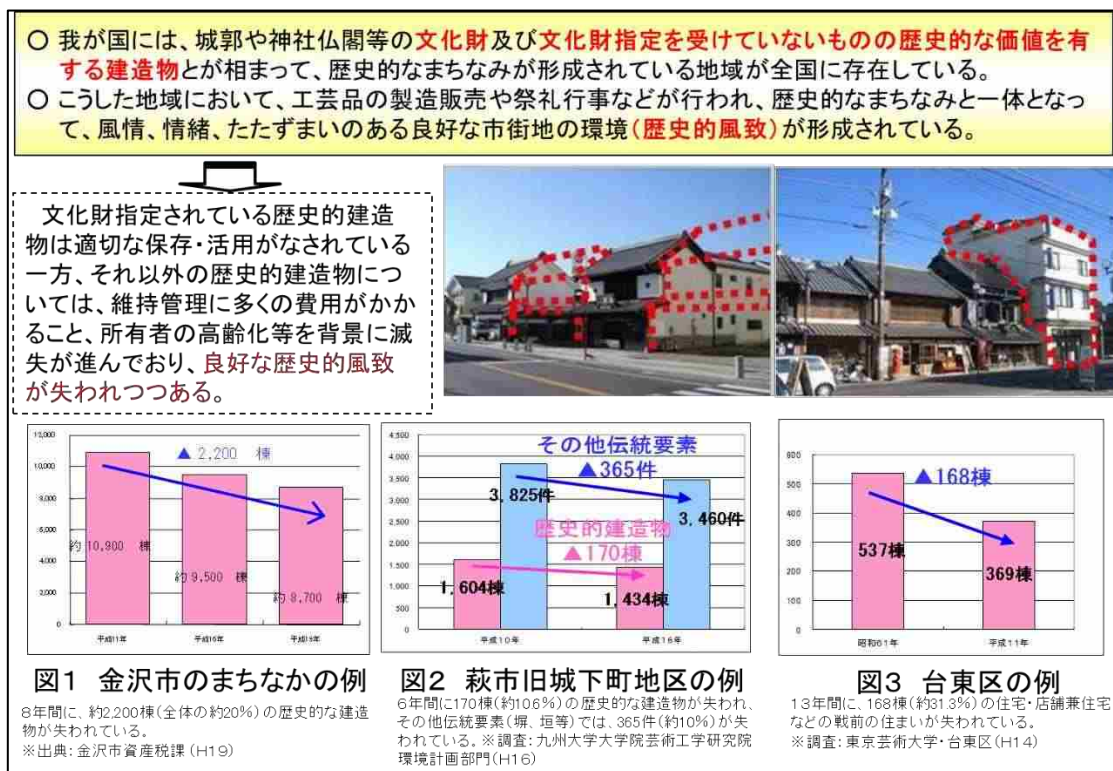


図 2-1-3 歴史的風致が失われる現状

④景観・歴史まちづくりの関連法制度制定後の取組

景観・歴史まちづくりについては、様々な法制度による保全・規制が中心であったが、景観法や歴史まちづくり法の制定以降は、地域の資源等の活用や再生に取り組む地方公共団体が増えてきている。また、制度を活用する地域については、市街地の中心だけでなく一般的な住宅地のような地域についても対象としたり、文化財だけでなくその周辺の環境も保全・活用をしたりすることも増えてきている。

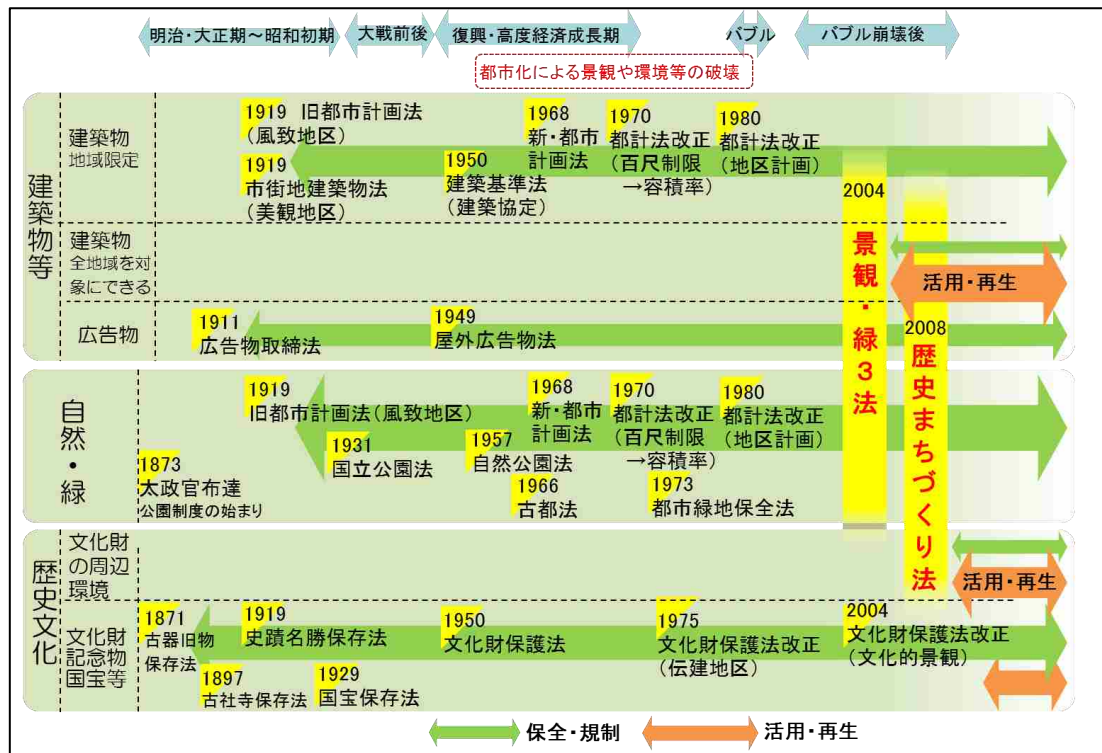


図 2-1-4 景観・歴史まちづくりの関連法制度の流れ

(2) 法律の概要

①景観法の概要

景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、これまでの地方公共団体の取組を踏まえ、景観に関する基本法的な部分と良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を規定する部分に分けることができる。

基本法的な部分は、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしている。都道府県、政令市、中核市を景観行政団体とするとともに、知事と協議した市町村は、景観行政団体となることができる。景観行政団体は景観計画を策定することができる。景観計画の策定は任意であるが、良好な景観の形成は地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担い、積極的に景観行政団体として景観行政事務を処理することを含めて検討することが望ましい旨を景観法運用指針において示している。

景観計画には、区域や建築物等の形態意匠制限を定め、届け出・勧告等で担保し、さらに都市計画に景観地区を定めれば、認定制度や建築確認で担保することができる。そのほか、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等の支援等について定めている。条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みが用意されている。

基本理念において、良好な景観について以下のとおり定められている。

- ・美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なもの
- ・国民共通の資産
- ・地域の固有の特性と密接に関連するもの
- ・観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うもの

良好な景観を保全・創出することで、潤いのある豊かな生活環境の創造や観光その他の地域間の

交流促進等が期待される。なお、実際の効果については、「3. 地方公共団体の取組事例及び効果」にて示す。



図 2-1-5 景観法の概要

②屋外広告物法の概要

屋外広告物法は、良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めている。実際の規制は、地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である政令市及び中核市以外の市町村）が屋外広告物法に基づく条例、規則等を定めて独自に行っている。国では、地方公共団体における条例等の制定や制度の的確な運用を支援していく趣旨から、「屋外広告物条例ガイドライン」を技術的助言として定めている。

③歴史まちづくり法の概要

歴史まちづくり法では、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」として定義している。

そのような「歴史的風致」の維持及び向上を図るため、国が定める基本方針に基づき、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、認定計画に基づく取組を国が重点的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展及び文化の向上への寄与を実現するものである。また、計画認定を受けた市町村では、歴史的風致の維持・向上のために保全を図る必要がある建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、増築等の行為を届出制によって規制することができる。

歴史的風致を維持・向上することにより、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるるとともに、各地域のアイデンティティの確立等の効果が期待される。なお、実際の効果については、「3. 地方公共団体の取組事例及び効果」にて示す。

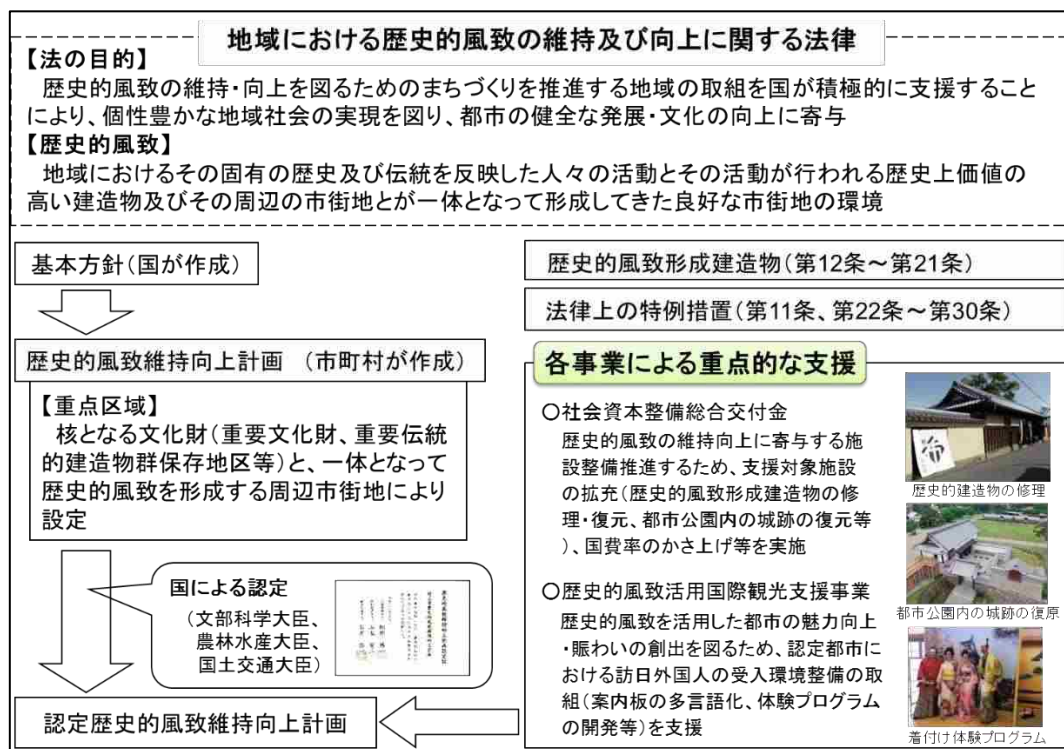


図 2-1-6 歴史まちづくり法の概要

(3) 諸外国の景観規制に関する制度

海外、特にヨーロッパでは、景観の問題は行政が責任を持って取り組むべき課題であるとの認識を持ち、景観規制に関する制度を整えている。以下では、景観規制に関する海外の制度のうち、イギリス、フランス、イタリア及びドイツの制度の概略を紹介する。

①イギリス

イギリスでは、景観規制は都市計画の一部として行われており、個々の開発行為に対して、自治体等の開発許可権者が策定するディベロップメント・プランに示された計画の目標を達成するように、規制が行われる。ディベロップメント・プランにおける風景の計画目標は、風景の方針と眺望の保全。景観のコントロールは、自治体等の開発許可権者による個別開発行為の計画許可における審査により担保される。近年においては影響力の大きい開発計画については、専門家によるデザイン・レビューが行われ、第三者機関による計画の裁量的評価もおこなわれている。

ディベロップメント・プランは、都市・農村計画法に基づいて定められる、都市の土地利用に関する方向性を描いたマスタープランの総称であり、ローカル・プランを経て、現在は、ローカル・ディベロップメント・フレームワークを中心に構成されている。ディベロップメント・プランの内容構成については、法令によって特に定められているわけではないが、2012年に発表されたナショナル・プランニング・ポリシー・フレームワークなど、一定のガイドラインは存在する。

1995年の環境法により、国立公園区域では各国立公園庁が計画策定機関となり、開発許可権限が

与えられ、景観規制を自治体に代わって行っている。景観ランドスケープ特性評価と呼ばれる景観特性の把握が全国規模で実施され、ディベロップメント・プランの策定時に参照することとされている。

1967年にシビック・アメニティ法により導入された保全地区は「建築的もしくは歴史的に特に重要な地区で、その特質もしくは景観を保全あるいは向上する事が望ましい」地区で、現在は、都市農村計画法が根拠法となっている。地区確定は、地方の計画当局に課せられた責務となっている。保全地区においては、建造物の取り壊しが許可制となり、外観に影響を及ぼす現状改変行為が規制対象となる。増改築にあたっての変更方向を示すためのデザインガイドラインがつけられている。

②フランス

フランスの景観保全には優品保護のアプローチと醜景発生抑止のアプローチがあり、前者は主として文化財保護や天然資源保護の法制に依拠し、後者は主として都市計画制度に立脚する。

前者には以下の4制度がある。

- ① 1913年法による歴史的モニュメント (MH) 制度
- ② 1930年法による景勝地制度
- ③ 1962年法による保全地区 (SS) 制度
- ④ 2010年法による建築・文化財活用区域 (AVAP) 制度 (1983年法により創設された建築的・都市的文化財保護区域 (ZPPAU)、それを1993年の景観法で発展させた1983年法による建築的・都市的・景観的文化財保護区域 (ZPPAUP) 制度が名称変更したもの)

これらは2004年に創設された文化財法典に統合され、2016年7月の法改正でSSもAVAPも優品文化財地区 (SPR) となった。しかし、必要となる図面や文書、あるいは手続き等に本質的な変化はない。なお、MH制度では、指定・登録された物件の周囲500メートルで当該物件との景観調和が課され、それが都市計画に基づく建設許可に反映される面的制度ともなっている。これら4制度の指定物件の修復には補助金が交付される。

醜景発生抑止の方策としては1967年の土地基本法で制定された土地占用プラン (POS) を後継し、2000年の都市連帯・再生法で創設された地域都市計画プラン (PLU) がある。これは高度規制や外観規制を建設許可の一環として課すもので、街並みとの調和を許可の条件とすることができる。補助金は付かないが、地域社会が価値を見出す景観資源を保護することが可能な仕組みである。

これらを、原則として基礎自治体が策定する屋外広告物規制や景観ガイドラインが補完する。

③イタリア

1939年に、景観保全の重要な法律とされる文化財保護法、自然美保護法が制定された。しかし、これらの法律は美的・歴史的に価値のある場所等の特定の建造物または自然景観を対象としていた。1967年の都市計画法の改正により、全国的にすべての中心市街地は、都市計画のゾーニング制度によって歴史的な中心市街地地域 (景観保全地域) となった。それでもそれら以外の地域では、景観を損ねる開発が行われることもあったため、1985年に「ガラッソ法」が制定された。ガラッソ法では、風景規制下に置かれる地域を拡大したほか、州が景観計画を作成することを促し、景観保護規制する権限の一部を州に与えた。1999年には、文化財保護法、自然美保護法、ガラッソ法が統一法典に整理された。

2000年に欧州景観条約に調印したことを契機に、2004年に統一法典を見直し、文化財と景観の法典 (ウルバーニ法典) が制定された。国は、景観や景観財を国際的な観点から捉え直し、2009年までに新たな景観計画を作成することを州に義務づけた。ガラッソ法の景観計画が「自然環境の骨格」の保護を手法としてきたのに対し、ウルバーニ法典は、工業地域や一般市街地も含めた全国土を対象に、景観に共生した都市計画を行うことを求めている。州内の自治体は、新しい景観計画に

沿って都市計画を修正して、景観規制を実施する。自治体では都市計画に基づいて建設許可を行う。また、ウルバーニ法典では国土景観の悪化の現状から、国の権限が強化され、州と国が共同した景観計画を求めている。国が法で定めた景観保護規制区域内では、自治体の建設許可と同時に国（文化財監督局）の景観許認可を受ける必要がある。

④ドイツ

景観規制に関する根拠法としては、連邦建設法典、州の建築法、連邦自然保護法などがある。連邦建設法典では、市街地内における建築については周囲との調和を求める規定があるなど、都市風景について詳しく述べている。また、自治体に対しては、都市の発展及び秩序にとって必要な場合には建設誘導計画の策定を求めている。

建設誘導計画は、市町村全域の土地利用を示す「土地利用計画（Fプラン）」、Fプランに基づき区画単位の詳細な規制を示す「地区詳細計画（Bプラン）」の二種類がある。主に新市街地で策定されるBプランでは、デザイン的な内容として、街区道路、壁面位置等について指定することができる。既成市街地においては建築形式や用途等の特徴に関する周辺との適合性が建設許可の審査基準となる。具体の建造物のコントロールは、州の建築法に基づく建築許可でコントロールしているが、そこでは通常、建築物の規模や色、材料等が周辺の景観を損ねてはならない旨の規定がされている。

また、自治体は、州の建築法に基づいて建築物条例、広告物条例等の建築条例を定めることができる。こうした条例が都市風景コントロールの重要なツールとなっている都市もあり、建築物の高さ、奥行き、屋根勾配、外壁の色や素材、用途等を、市域の一部または全域についてコントロールしている。

連邦自然保護法は、自然及び景観を人間の生活の基礎と位置づけ、人の居住の有無にかかわらず、保護、育成、発展させなければならないと規定する。また、各州に対して、自然保護・景観保全の側面を考慮した上で、州の自然保護法を作成すること、各自治体が景域計画を策定すること義務づけている。景域計画はFプランとの整合性の確保が義務づけられている。

以上で紹介した4ヶ国は共通して、歴史的街並みを含めた良好な景観形成を図るための景観規制に関する根拠法を設け、景観規制をする地域を設定した上で、地方公共団体が建造物等について規制を行っている。表2-1-1は、我が国と4ヶ国の景観規制に関する制度を比較したものである。

我が国では、従前から国立公園等の特定の地域における規制や地区計画等に基づく建築物の高さ等の規制は可能であったが、景観を主目的とした規制は困難であった。しかし、景観法が2004年に制定されたことにより、地方公共団体が法的根拠をもって独自に地域を設定して景観規制を行うことができるようになった。景観法は完全な地方分権型の制度となっており、地方公共団体が必要に応じて柔軟に対応できる一方、景観計画の策定が任意であるため、2017年度末時点でも策定率は3割程度となっており、景観計画の策定率の向上が課題となっている。

また、ヨーロッパでは欧州景観条約を契機として国の権限の強化や国の機関による景観特性アセスメントを行っている国があり、今後の我が国における国の役割を検討する上で参考になるものと思われる。

表 2-1-1 諸外国の景観規制に関する制度

	日本	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ
景観規制に関する主な根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・都市計画法 ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 ・文化財保護法 ・自然公園法 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・農村計画法 ・環境法 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法典 ・文化財法典 ・環境法典 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財と景観の法典(ウルバーニ法典) ・都市計画法(橋渡し法) ・州の広域計画法 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦建設法典 ・州の建築法 ・州の文化財保護法 ・連邦自然保護法 ・州の自然保護法
景観規制が行われる区域の例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画の区域 ・都市計画法に基づく景観地区、地区計画、歴史的風土特別保存地区等の区域 ・文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区等の区域 ・自然公園法に基づく国立公園等の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・農村計画法に基づくディベロップメント・プランの区域 ・都市農村計画法に基づく保全地区 ・ストラテジック・ビューの区域 ・国立公園の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市連帯・再生法に基づく地域都市計画プラン(PLU)の区域 ・文化財法典に基づく優品文化財地区(SPR) ・文化財法典と環境法典に基づく景勝地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルバーニ法典に基づく景観保護規制区域 ・ウルバーニ法典に基づく州の景観計画区域 ・都市計画法に基づく歴史的市中心街地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦建設法典に基づく地区詳細計画(Bプラン)の区域 ・州の建築法に基づき市町村が定める条例の区域 ・州の文化財保護法に基づく歴史的建造物の周辺の区域
景観規制の基準を定めているものの例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画 ・景観地区、地区計画等形態意匠条例、歴史的風土特別保存地区内の行為の許可基準 ・伝統的建造物群保存地区条例 ・国立公園等の区域における行為の許可基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディベロップメント・プラン ・保全地区の保全方針 ・都市計画補足ガイド(非法定) ・国立公園管理計画補足ガイド(非法定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PLU ・SPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保護規制区域における基準 ・州の景観計画 ・都市計画法および州の広域計画法に基づく自治体の都市計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・Bプラン ・建築条例
主な景観規制の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による勧告等(景観計画等) ・国による許可(重要文化財、国立公園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による個別開発行為の計画許可 ・各国立公園庁による個別開発行為の計画許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による建設許可 ・国による文化財に関わる許可(SPR、景勝地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による建設許可(景観計画および都市計画) ・国による景観許可(景観保護規制区域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による建築許可

2. 政策の体系

(1) 景観及び歴史まちづくり施策の体系

景観及び歴史まちづくりは、地方公共団体・住民・事業者が良好な景観や歴史的資源を切り口に取り組むものであり、国はその取組を支援するという構造になっている。この政策を区分すると大きく3つの項目に分類できる。1つ目が、計画を策定すること。2つ目が、その計画実現のための施策を講じること。3つ目が、それらを支える普及啓発活動等である。これらの政策項目に対してそれぞれ政策手段と国が講じる支援施策がある。

支援施策については、法制度の運用にかかる支援、税制、各種の予算等に関する支援策を準備している。

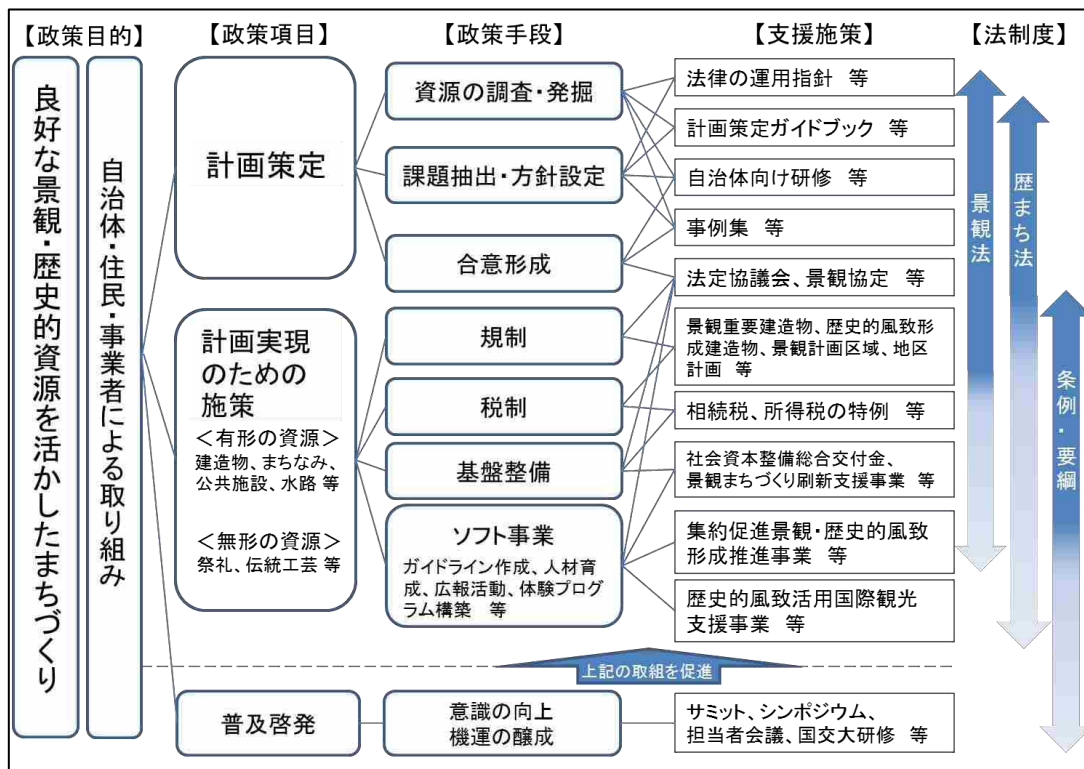


図 2-2-1 景観及び歴史まちづくり施策の体系

景観及び歴史まちづくりにおいては、住民・事業者、地方公共団体、専門家、国がそれぞれの役割を担うことで、良好な景観や歴史的風致の維持・向上につながる。

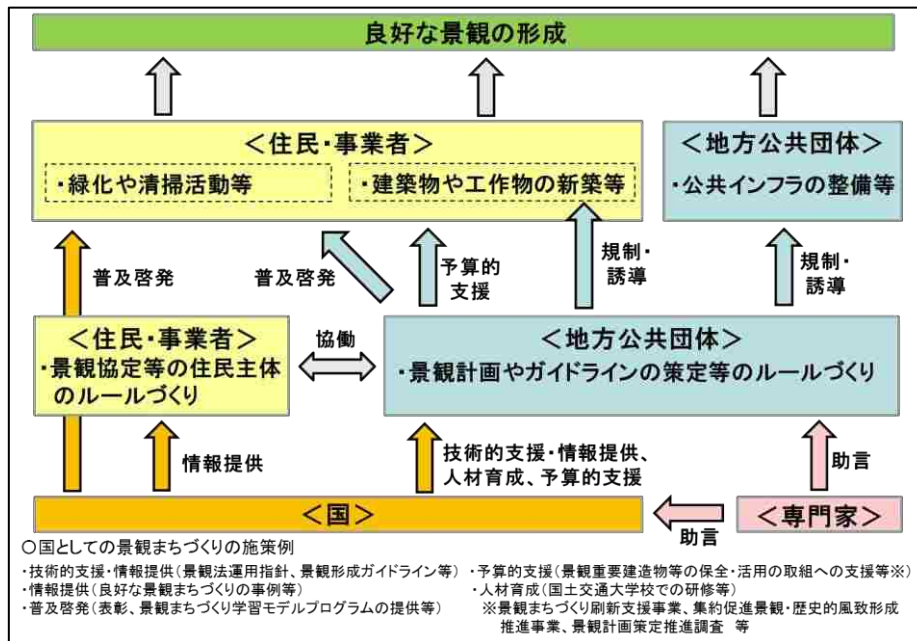


図 2-2-2 景観まちづくりの関わり全体図

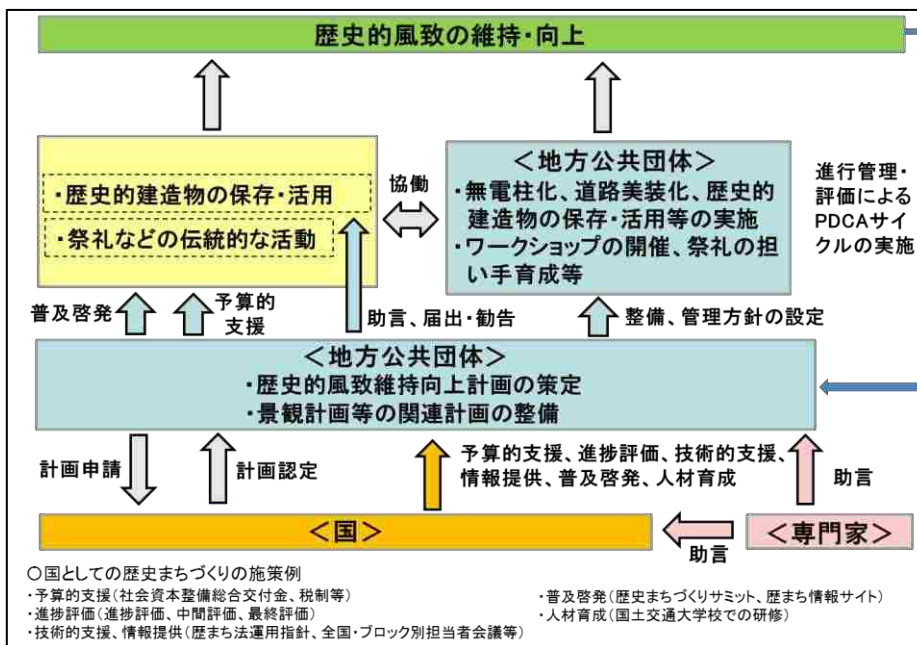


図 2-2-3 歴史まちづくりの関わり全体図

(2) 国における景観及び歴史まちづくりの支援施策

国では、地方公共団体が実施する景観及び歴史まちづくりについて、技術的支援、税制、事業補助等の支援施策を準備している。

①法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

- ・景観法運用指針：

景観政策を進めていく上で、法に基づく制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか等、法の解釈・運用に係る国としての原則的な考え方を示すことにより、地方公共団体による各種の景観施策の円滑な展開に貢献すべきとの考え方からとりまとめた景観法の運用に関する技術的助言。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html)

・ **景観法アドバイザーブック :**

景観計画の策定や制度の更なる活用について検討する際の参考となるように、平成24年12月にとりまとめたもの。景観法の制定された背景、景観行政へ取り組む意義、景観へ取り組む事による波及効果、景観計画の策定にあたっての基本的な事項などを、事例とともに紹介している。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000011.html)

・ **屋外広告物条例ガイドライン :**

屋外広告物法に基づく制度の的確な運用を支援していく趣旨から、地方公共団体の参考に供するための屋外広告物法の運用に関する技術的助言。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000024.html)

・ **地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 :**

歴史まちづくり法の解釈・運用に係る国としての原則的な考え方を示すことにより、市町村による歴史的風致維持向上計画の作成をはじめとした歴史的風致の維持及び向上に関する各種施策の円滑な展開に資することを目的としてとりまとめた技術的助言。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000002.html)

・ **歴史まちづくりの手引き (案) :**

歴史的風致形成に資する建造物等に関して、地域特性に応じた具体的な保全・活用・復元等の実施手法及び実施プロセス等について、先進的な歴史まちづくりの取組事例とともにとりまとめたもの。

(<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0723.htm>)

②景観及び歴史まちづくりに係る税制の特例措置

・ **景観重要建造物における相続税の適正評価 :**

相続税について、景観重要建造物に指定された家屋及びその敷地の用に供されている宅地については、それが景観重要建造物である宅地及びその敷地の用に供されている宅地でないものとした場合の価格から、その価格に100分の30を乗じて計算した価格を控除した金額によって評価。

・ **景観重要公共施設の整備に関する事業用地における所得税・法人税の適正評価 :**

所得税・法人税について、景観重要公共施設に関する事業のために有効に利用できる土地等を、地方公共団体又は景観整備機構へ譲渡した場合、当該譲渡所得について1,500万円の特別控除を適用する。

・ **歴史的風致形成建造物における相続税の適正評価 :**

歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、その価格に100分の30を乗じて計算した価格を控除した金額によって評価。

・ **歴史的風致維持向上計画の重点区域における公共等施設の整備に関する事業用地における所得税・法人税の適正評価 :**

所得税・法人税について、歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について1,500万円控除を適用する。

③景観及び歴史まちづくりに係る事業補助(平成30年度予算額計2,887百万円(社交金を除く))

・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援(平成20年度～):

地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援。歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援 (平成20年度～)	平成30年度予算額 社総交(888,572百万円)の内数
○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援 ○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。	
長野県東御市においては、海野宿伝統的建造物保存地区内の道路美装化を実施した。	
	
整備前	整備後

図2-2-4 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援

・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援(平成20年度～):

住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))(※間接補助の場合は、10年以上の一般公開を行うことが条件となる。)



社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援 (平成20年度～)	平成30年度予算額 社総交(888,572百万円)の内数
○住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。 ○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助)) ※間接補助の場合は、10年以上の一般公開を行うことが条件となる。	
広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵(藤井酒造)を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施した。 ※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接	
	
修理前	修理後

図2-2-5 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

・ **社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）による支援（平成20年度～）：**

地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。道路の美装化、広場・ポケットパークの整備、地域交流センターの整備、照明・案内板の整備等が補助対象となる。歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加（国費率：1／2）。

<p>社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）による支援 （平成20年度～）</p>	<p>平成30年度予算額 社総交（888.572百万円）の内数</p>
<p>○地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。 ○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加（国費率：1／2）</p>	
<p>石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。</p>	
 <p>金沢城公園</p>	 <p>本年3月に復原された橋爪門</p>

図 2-2-6 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）による支援

・ **景観まちづくり刷新支援事業（平成29年度～）（平成30年度予算額2,620百万円）：**

観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等の景観資源を保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるような空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、我が国に存在する良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。

平成30年度予算額
国費2.620百万円

景観まちづくり刷新支援事業(平成29年度～)

目的
 観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等の景観資源を保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるような空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、我が国に存在する良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形で景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。

事業内容
 ◆ 事業主体： 地方公共団体又は地方公共団体を構成員に含む協議会
 ◆ 対象事業： 国が指定した「景観まちづくり刷新モデル地区」内で事業実施主体が行う事業のうち、以下の事業メニューに該当するもの
 ◆ 補助率： 予算の範囲内で各事業の1/2以内
 ◆ 事業期間： 原則として3年間
 ※交付金ではなく、補助事業

事業メニュー
 (1) 景観資源の保全・活用に関する事業
 外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等
 (2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備
 散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)の整備 等



●予算額(国費)：2,500百万円(平成29年度)

[景観刷新のイメージ]

図 2-2-7 景観まちづくり刷新支援事業

・ 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成26年度～)(平成30年度予算額190百万円)：

都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

平成30年度予算額
国費190百万円

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成26年度～)

都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

対象地域
 下記の1の区域要件に該当し、かつ2又は3のいずれかに該当する区域等※1
 1 居住等機能誘導に資する区域(下記のいずれかの地域)
 イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域(人口密度40人/ha)
 ロ 既成市街地※2内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域(立地適正化計画未策定都市に限る)
 ハ 観光資源等※3を活かして地域活性化を推進する区域(郊外部)(但し、実施主体は景観計画策定団体に限る)
 2 景観計画区域
 3 歴史的風致維持向上計画の重点区域
 4 景観まちづくり刷新モデル地区
 ※1 ■支援内容⑤及び⑥の事業を実施する場合には3の区域、景観まちづくり刷新支援事業を実施する場合には4に該当する区域。
 ※2 市街化区域又は非連続利用地域をいう。 ※3 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源等を、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。
 ※4 景観まちづくり刷新モデル地区に指定された地区をいう。

支援内容(集約促進景観・歴史的風致形成推進計画の策定が必要。)

① 景観を阻害する建造物の除却 ② 景観を阻害する屋外広告物の除却 ③ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備 ④ 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討 ⑤ 住民等の啓発又は合意形成を図るための活動 若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動	⑥ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動 ⑦ 伝統工法を現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工 ⑧ 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルの導入など景観やまちなみを楽しむための社会実験 ⑨ 景観まちづくりのPR・広報活動
---	---

☆③の直接補助のみ補助率1/2。他の補助率は1/3

●予算額(国費)：350百万円(平成26年度)、290百万円(平成27年度)、242百万円(平成28年度)、200百万円(平成29年度)

図 2-2-8 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

・ **歴史的風致活用国際観光支援事業による支援（平成 27 年度～）（平成 30 年度予算額 67 百万円）：**

歴史的風致維持向上計画の認定都市において、訪日外国人の受入環境整備を図るため、ソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、歴史的風致を活用した都市の魅力の向上、賑わいの創出を図り、地域活性化を実現。（国費率：市町村等 1 / 2、民間事業者等 1 / 3（間接補助））

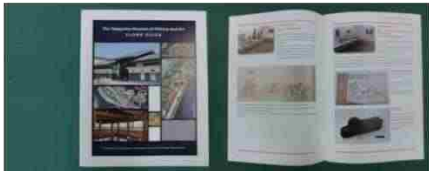

歴史的風致活用国際観光支援事業による支援（平成27年度～）	平成30年度予算額 国費 67百万円
○歴史的風致維持向上計画の認定都市において、訪日外国人の受入環境整備を図るため、ソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、歴史的風致を活用した都市の魅力の向上、賑わいの創出を図り、地域活性化を実現。（国費率：市町村等1/2、民間事業者等1/3（間接補助））	
岐阜県高山市においては、地域の歴史・文化について紹介する「飛驒・高山まちの博物館」において、展示内容を解説するパンフレットの多言語化、外国語による展示物等の解説を行うためのボランティアガイドを対象とした外国語講座を実施。	
 <p>パンフレットの多言語化</p>	 <p>ボランティアガイドを対象とした外国語講座</p>
●予算額（国費）：120百万円（平成27年度）、85百万円（平成28年度）、67百万円（平成29年度）	

図 2-2-9 歴史的風致活用国際観光支援事業による支援

④ **良好な景観及び歴史まちづくりに係る情報提供、普及啓発**

・ **良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット：**

魅力ある景観の推進について、地方公共団体や地域住民等が取り組むための動機づけや目的意識につながるよう、平成 28 年 3 月に、景観まちづくりの取組及び取組を進めることにより得られる波及効果を紹介。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000041.html)

・ **世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくりに関する事例集：**

全国 47 都道府県における美しい景観とそれを支える人々の取組、さらにはその取組によってもたらされたまちの賑わいや観光客の増加等の効果を平成 30 年 3 月にとりまとめたもの。

(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanjireisyu2018.html>)

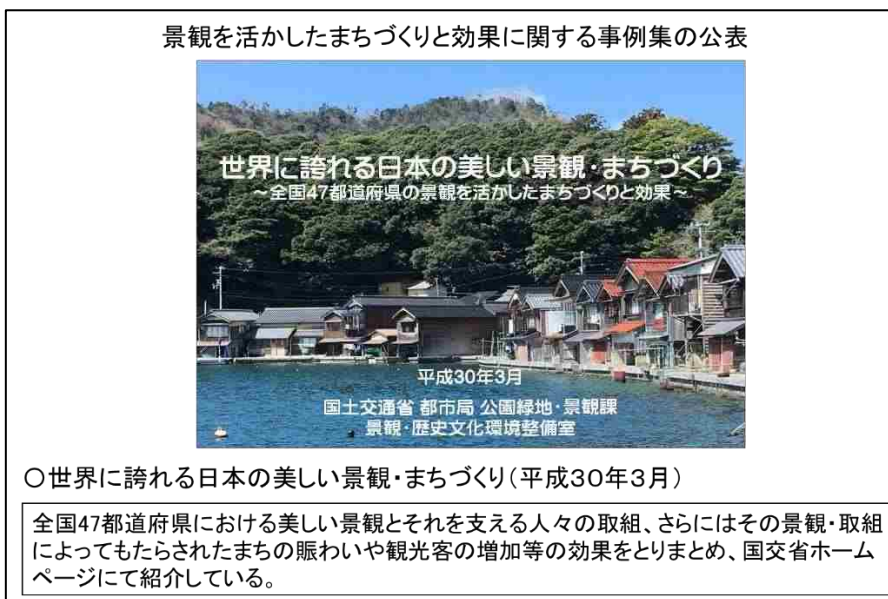


図 2-2-10 (事例集「世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり」の公表
(平成 30 年 3 月))

・景観計画策定を支援する調査の実施(平成30年度予算額10百万円) :

景観計画策定団体数の増加を図るため、策定率の低い小規模な地方公共団体に対し原因分析等を行い、景観計画の策定に向けた問題点を解決する手法について調査(景観計画策定推進調査)を行うもの。

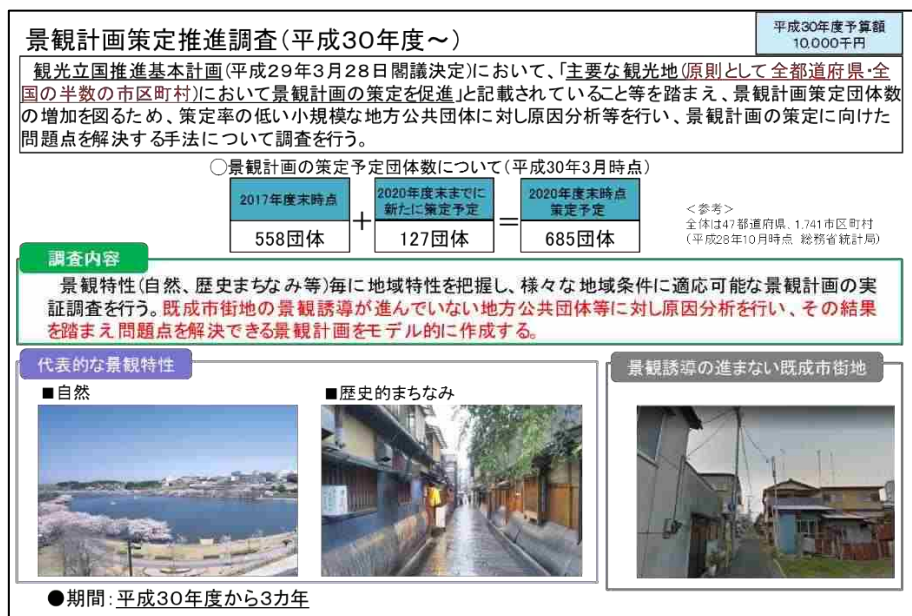


図 2-2-11 景観計画策定数の増加に寄与する調査の実施

・都市景観大賞 :

良好な景観の形成に資する普及啓発活動の一環として、平成3年度より毎年度実施されている表彰制度。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000022.html)

・ **歴史まちづくり法に基づく5年間の取組成果：**

平成 25 年に施行後 5 年を迎えたことから、各都市の歴史的風致維持向上計画の内容や同計画に基づく取組状況に関する整理、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた各都市が毎年とりまとめを行っている進行管理・評価シートの整理・分析および歴史まちづくり法の成果等に関するアンケート調査・ヒアリング調査等を行うことにより、歴史まちづくり法施行後 5 年間の取組の成果についてとりまとめたもの。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001035433.pdf>)

・ **歴史的風致維持向上推進等調査：**

良好な景観や歴史的街並みの形成における資金面、人材面、技術面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた提案を実施することによって、その成果を全国的に広め、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の取組の推進を図ることを目的として、平成 24 年度より 3 ヶ年調査として実施したものの成果をとりまとめて公表。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000003.html)

・ **歴史まちづくりサミット：**

各地方整備局と認定都市の主催により、歴史まちづくりに取り組む管内の首長が一堂に会し、ノウハウの共有やネットワークの強化等を目的としたサミット。平成 24 年から開催。

・ **歴まち情報サイト：**

歴史まちづくりのアイデアやノウハウ等を全国的に共有するため、国土技術政策総合研究所のホームページにサイトを平成 27 年 7 月に開設。歴史的風致や補助金の活用状況等が検索可能。

(<http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html>)

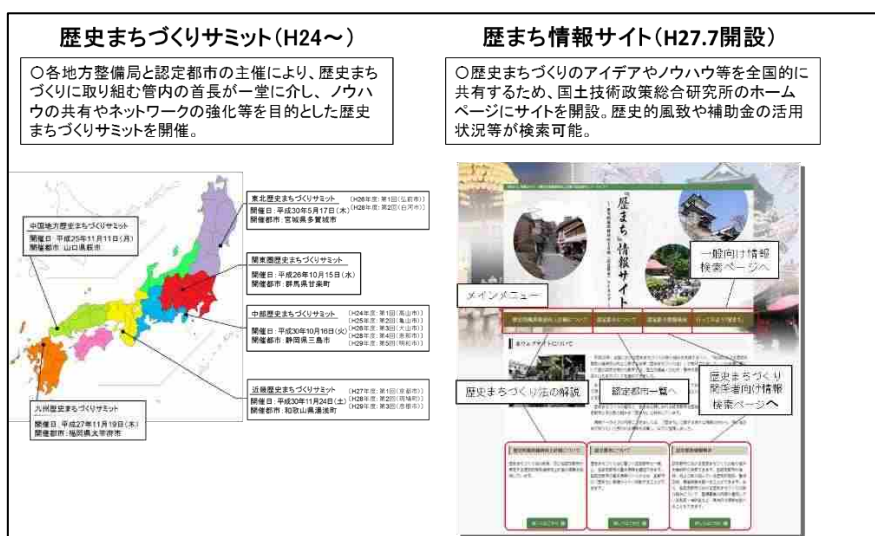


図 2-2-12 歴史まちづくりサミット・歴まち情報サイトによる情報提供・普及啓発

⑤魅力的な景観及び歴史まちづくりの推進に向けた人材育成・普及啓発

・ **国土交通大学校等での研修：**

国土交通大学校等での研修、景観行政セミナー、景観・屋外広告物・歴史まちづくり主管課長会議等、歴史的風致維持向上計画認定都市担当者会議、各地方の協議会が主催する会議等での講演を通じ、人材育成を図っている。



図 2-2-13 各種会議、シンポジウム等での講演等

・国土交通省HP景観ポータルサイト：

景観まちづくりに関連する主な施策や各地域の取組情報をとりまとめたもの。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)

・モデルプログラム等の提供による景観まちづくり教育：

良好な景観（形成）に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」のツールを提供。

(<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)

事項名	30年度 当初 予算額 (百万円)	予算、事業の概要
景観まちづくり刷新支援事業 (平成29年度)	3,887	良好な景観資源の保全・活用により都市の魅力向上及び地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区において市町村等が行う、建造物の外観修景等の景観整備について補助を行う。 【補助率等】歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、散歩道、広場、駐車場、視点場の整備等について補助する。(補助率1/2)
集約促進景観・歴史的風致形成 推進事業 (平成26年度)	236	少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクトな集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実だけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリア等において、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。
景観計画策定推進調査 (平成30年度)	10	景観特性(自然、歴史的まちなみ等)毎に地域特性を把握し、様々な地域条件に適応可能な景観計画の調査を行う。 また、既成市街地の景観誘導が進んでいない地方公共団体等に対し原因分析を行い、その結果を踏まえ問題点を解決できる景観計画をモデル的に作成する。
歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成27年度)	67	広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対し、総合的な支援を行う。
社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。 ＜本テーマ関連施策＞ ①都市再生整備計画事業 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援 ②街なみ環境整備事業 住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援 ③都市公園等事業 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援

図 2-2-14 景観及び歴史まちづくりの予算概要

3. 地方公共団体の取組事例及び効果

平成 23 年度に実施した良好な景観の形成による波及効果に関する調査では、景観計画策定済みの 304 地方公共団体のうち 6 割超の地方公共団体が、訪問者が増加した、もしくは今後増加することが見込まれると回答している。また、8 割超の地方公共団体が、住民の地区に対する満足感が高まった、もしくは今後高まることを見込まれると回答している。国の法制度を活用し景観及び歴史まちづくりに取り組むことで、地域経済の活性化や住民の誇り、愛着の醸成につながると考えている地方公共団体は数多く存在すると思われる。

ここでは、「観光活性化」「経済活性化、賑わいの創出」「住民の満足度の向上」「住民の社会的活動の活性化」の 4 つの効果に着目し、それぞれの効果が現れている取組事例の一部を紹介する。

効果	事例
(1) 観光活性化	事例 1：滋賀県彦根市
(2) 経済活性化、賑わいの創出	事例 2：岐阜県高山市
(3) 住民の満足度の向上	事例 3：青森県弘前市
(4) 住民の社会的活動の活性化	事例 4：長野県小布施町

(1) 観光活性化

●事例1：滋賀県彦根市

Step1: 国宝彦根城の城下町としてふさわしい町並みの整備を自主条例等で実施

- ・景観まちづくりの取組として、平成6年12月に「彦根市都市景観基本計画」、平成7年9月に「彦根市快適なまちを造る景観条例」を制定し、条例にもとづき、市域全体を対象として大規模建築物に対する景観形成の誘導を促進。また、彦根城周辺では、都市景観形成重点地区の指定による歴史的景観の保全・育成に取り組む。

Step2: 景観誘導の規制を強化することを目的に景観法に基づく景観計画を策定

- ・当該条例に基づく運用では、規制・誘導の範囲に限界がみられることから、景観法に基づく例規の整備が必要となったことから、平成18年2月「彦根市景観条例」に改正し、平成19年6月に「彦根市景観計画」を策定。
- ・市内全体を景観計画区域とし、景観特性ごとに、5つの景観形成地域（さらに10の景観形成地区に分類）及び3つの景観ゾーンに市域を分類し、景観誘導を実施。
- ・国宝彦根城周辺（城下町景観形成地域）を地区の特性別に6つに分類し、それぞれの景観特性別に景観形成基準を設け、景観誘導・指導を実施。

Step3: 歴史的風致維持向上計画を策定し、ハード・ソフト両面の取組を実施

（平成20～29年度 第1期計画（終了）、平成30～39年度 第2期計画）

●ハード事業

○歴史的建造物の保全・活用

- ・歴史的建造物として昭和20年以前の建物を「町屋」として位置づけ、産官学民が連携した組織「小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム」を立ち上げ、利活用の推進に取り組む。これまでに14件の空き町屋が取引され、活用されている。（平成24～平成29年）
- ・旧城下町エリアの「河原町芹町地区」では、国宝重要文化財等保存整備費補助金を活用し、平成21年度から伝統的建造物群保存対策調査を実施。平成28年に、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建」という。）への選定を受ける。現在、当該地域内の歴史的建造物の保存修理に取り組む。

○景観向上への取組

- ・彦根駅前にレンタサイクル基地の整備を行うと共に、パーク・アンド・バスライドの社会実験を実施し、観光地における自動車利用の抑制を検討。市営駐車場の一角にもレンタサイクル基地を設け試算運用等に取り組む。
- ・足軽組屋敷が残る地区にある辻番所及び組屋敷を修理し、地域活動の拠点施設として活用（平成22年～）
- ・社会資本整備総合交付金を活用し、案内サイン9基、誘導サイン11基（いずれも外国人観光客への案内も想定した多言語による）を設置。

●ソフト支援

○伝統行事、伝統芸能（能・茶の湯）、伝統工芸（仏壇産業）の継承及び文化・産業の振興

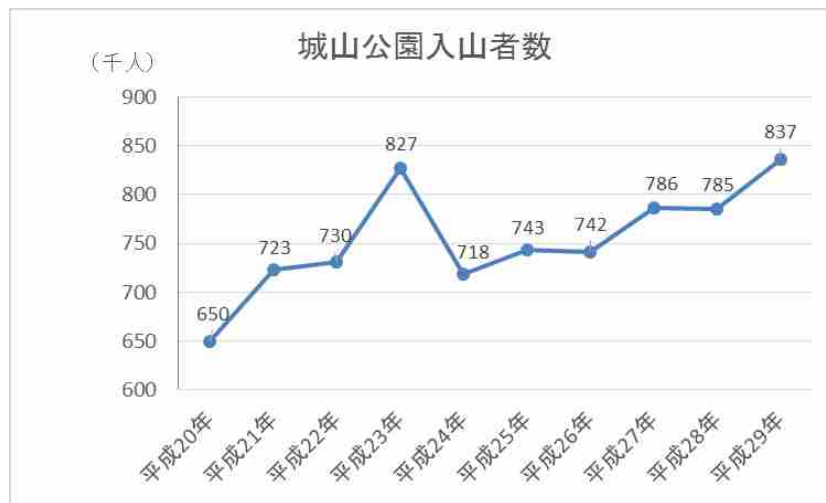
- ・能と狂言、茶の湯など彦根に根付いた伝統芸能、伝統文化を学ぶ機会の創出を実施。子ども狂言教室（毎夏 平成20～29年）、茶道教室（毎夏 平成20～29年）の開催。
- ・伝統工芸、仏壇街地域活動補助（仏壇事業協同組合）：フェスタの開催（毎年平成23～29年）。



<主な効果例>

◎城山公園の入山者数

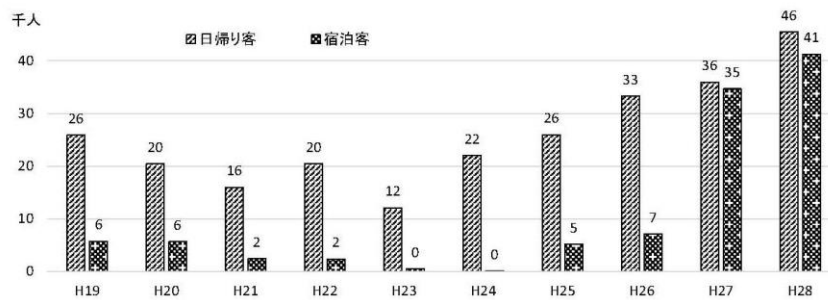
- 彦根城が位置する城山公園の入山者数は、景観計画や歴史的風致維持向上計画を策定した平成19・20年以降、概ね増加傾向であり、約65万人（平成19年）から約84万（平成29年）となっている。
- なお、平成23年に入山者数が大幅に増加しているのは、NHK大河ドラマ「江～姫たちの戦国」が放送されたことに伴うものである。



出典：彦根市観光に関する経済効果測定調査報告書

◎外国人客の入込数

- 彦根市への外国人観光客は、平成23年度以降、日帰り客および宿泊客ともに増加傾向が継続しており、日帰り客数は2.6万人（平成19年）から4.6万人（平成28年）、宿泊客数は0.6万人（平成19年）から4.1万人（平成28年）となっている。



出典：歴史的風致維持向上計画最終評価書

(2) 経済活性化、賑わいの創出

●事例2：岐阜県高山市

Step1:自主的な町並み保存・保全活動を長期に継続的に実施

- ・昭和40年代に上三之町町並保存会（後の恵比須台組町並保存会）による住民先行の町並み保存活動が始まり、昭和47年に「高山市環境保全基本条例」「高山市市街地景観保存条例」を制定。昭和54年には市指定保存区域の一部が高山市三町伝統的建造物群保存地区として重伝建に選定され、平成9年には対象区域の拡大、平成16年には高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区が重伝建に選定され、市民意識の高揚と制度面の整備が相まって、歴史伝統文化としての町並の保存・保全活動が順調に行われ、現在に至っている。

Step2:景観誘導の規制を強化することを目的に景観法に基づく景観計画を策定

- ・これまでの取組を踏まえた上で、規制・誘導を促進することを目的に、平成18年12月に「景観法」に基づき、「高山市景観計画」を策定。建築や屋外広告物の掲出等の行為を制限することなどにより、良好な景観の保全・創出を図っている。
- ・景観計画では、市内全域を景観計画区域とするとともに、特に重点的に良好な景観づくりを推進する14の区域を景観重点区域とし、それぞれの地域特性に応じた景観形成基準を定めている。また、策定から10年が経過し、運用上の課題が生じてきたことから、屋外広告物等について、基準の強化や明確化、新たな基準の設定などの見直しを行い、平成29年4月1日から新基準の適用を開始している。

Step3:歴史的風致維持向上計画を策定し、ハード・ソフト両面の取組を実施

(平成20～29年度 第1期計画(終了)、平成30～36年度 第2期計画に着手)

●ハード事業

○歴史的建造物の保存と活用

- ・景観重要建造物等の外観を維持するために必要な修理や修景に要する経費の一部を助成(42件の建造物の修景を実施 平成20～29年)。

○歴史的景観等の保全・活用

- ・町並み景観を阻害している電線等を地中化するとともに、道路の美装化を実施。(延長2050mを無電中化 平成20～25年)。
- ・景観に配慮した形態意匠の看板を設置する場合や、板塀や生け垣を設置する場合等に補助金を交付(生垣補助31件、看板補助34件 平成20～29年)。

○観光客の増加や広域的な観光に関する事業

- ・観光客向けの歩行空間の創出を目的に主な動線にお休み処を整備(28箇所 平成21～29年)。

●ソフト支援

○伝統行事、伝統芸能(高山祭等)、伝統工芸(祭り屋台)の継承及び文化・産業の振興

- ・高山祭屋台修理・屋台蔵修理を計画的に実施するとともに、屋台の保存に関わる団体の活動に対して助成を行い、屋台の保存を図る(2団体に補助金交付 平成20～29年)。
- ・市内各地で行われている伝承芸能、祭礼活動等の保存活動に対して助成を行うとともに、記録映像を作成し後継者育成に活用することで、後世への継承を図る(11団体に継続的に

Step4: 地域住民との協働

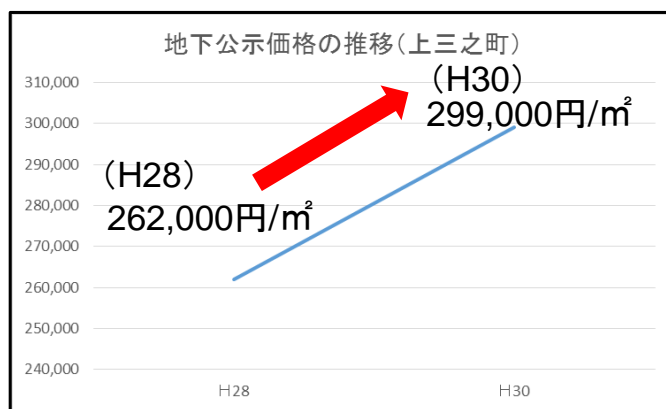
- ・景観に関する協議、町並み保存に関する広報紙の作成や郷土学習イベントの実施などについて、地元の住民等による景観町並保存連合会との連携を実施。



<主な効果例>

◎上三之町（重伝建）の地価上昇

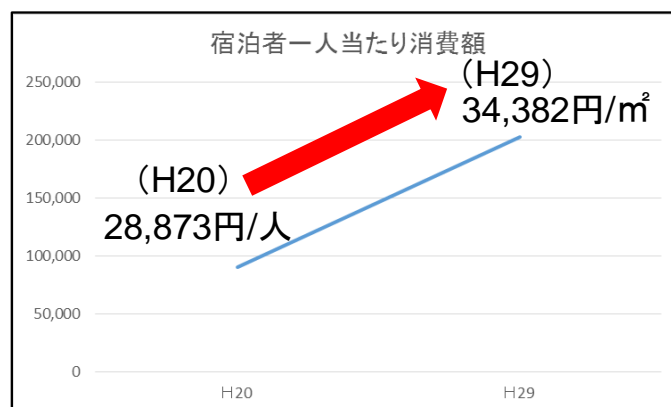
- ・上三之町（重伝建）の地価が、262,000 円/m²（平成 28 年）から 299,000 円/m²（平成 30 年）に上昇（3 カ年で 14% の上昇）となっている。



出典：歴史的風致維持向上計画 10 周年記念シンポジウム資料

◎宿泊者 1 人当たり消費額の増加

- ・宿泊者 1 人当たり消費額が、28,873 円/人（平成 20 年）から 34,382 円（平成 29 年）に上昇となっている。



出典：歴史的風致維持向上計画 10 周年記念シンポジウム資料

(3) 住民の満足度の向上

●事例3：青森県弘前市

Step1:歴史的な街並みの喪失に対し、自主条例を設け、景観向上を図る取組を実施

- ・弘前市では、中心市街地での商店街の衰退や空き家・空き地化が進展し、歴史的な街並みの喪失が進むなど、景観上の変化がより大きくなっていった平成2年に「都市景観ガイドプラン」策定、平成6年「都市景観条例」による事前届出制度を設けることにより、景観向上を図る取組を実施。

Step2:歴史的風致維持向上計画を策定し、ハード・ソフト両面の取組を実施

(平成22～30年度 第1期計画(終了)、平成31～40年度 第2期計画に着手予定)

- ・平成22年2月に「弘前市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、弘前市の歴史的風致を活かしたまちづくりに取り組む。

●ハード事業

- 歴史的建造物の保存と活用
 - ・登録有形文化財に指定された歴史的建造物について、修理・耐震改修を実施。当該建物を活用した喫茶店が営業され、保存活用が図られている。(店舗営業平成25年～)
 - ・景観重要建造物に指定された歴史的建造物の保存修理への助成を実施。

●ソフト支援

- 伝統工芸(津軽塗)等、伝統行事、伝統芸能(津軽獅子舞等)の継承及び文化・産業の振興
 - ・津軽塗技術の研鑽及び後継者育成に必要な経費の一部を補助。(平成19～29年度時点では、研修生12名のうち修了生10名。)

Step3:景観計画を策定し、弘前公園周辺の規制の強化と建造物の修景を連動して、実施

- ・自主条例の運用では、規制・誘導の範囲が限定的であったことから、より効果的で実効性のある施策を実施するために、平成24年3月に景観法に基づく「弘前市景観計画」策定し、運用。
- ・景観形成の方法は、市全域に対して景観形成基準を定め、規模の大きい建築物や工作物、大規模な開発行為については届出を義務付け、緩やかに規制・誘導。また、城下町の街並み等弘前ならではの景観については、「景観形成重点地区」を定め、個別の景観形成基準を上乗せし、特徴を活かした景観づくりを進めている。
- ・景観計画策定に併せて、「弘前市屋外広告物条例」も制定。

●景観重要建造物の運用

- ・景観重要建造物は、平成24年に6件、平成26年に8件の計14件を指定。景観重要建造物に指定されることで、建物の所有者は景観法の規定に基づき適正な管理義務を負うほか、増築や外観を変更する修繕等の際は市の許可が必要になるが、市では改修費等の一部を助成(歴史的風致維持向上計画と連動)する制度を設け、規制と優遇措置により景観重要建造物の保全を実施。

Step4: 地域住民との協働・啓発

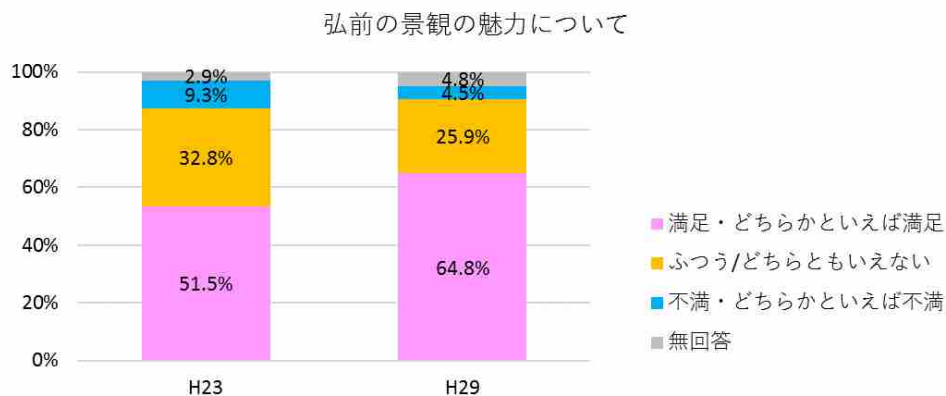
- ・ 市民と共に弘前の景観を考える場として、景観フォーラム等を平成元年から平成 30 年までに延べ 30 回開催している。景観審議会は、公募で選ばれた住民も委員となり、市民目線の意見を計画に反映させている。
- ・ 観光コンベンション協会によるまち歩きイベントやマーチング委員会による景観 PR イベント等により、景観の意識啓発を行っている。



<主な効果例>

◎市民の景観の魅力についての満足度

- ・ 満足・どちらかといえば満足：51.5%（平成 23 年）⇒64.8%（平成 29 年）
満足・どちらかといえば満足の割合が増加。



出典：弘前市市民意識アンケート調査

(4) 住民の社会的活動の活性化

●事例4：長野県小布施町

Step1: 住民と行政が協働で取り組んできた景観まちづくり

- ・昭和57年から61年に行政と関係住民・事業者の協働で行われた「町並修景事業」をきっかけに、景観まちづくりの意識が高まり、翌昭和62年に策定した「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」の中で、町独自の家づくり・町並みづくり指針となる「環境デザイン協力基準」を具体化した。この協力基準により、町の中心部は、住民や事業者の創意により歴史的な市街地の風格ある良好な景観の基礎を形成。
- ・同時期に、米国から移住したセーラ・マリ・カミングス氏が積極的にまちづくりにかかわったことで、地域資源や和瓦を活用するなど、景観に配慮した取組の裾野が広がった。

Step2: 景観計画及び小布施町屋外広告物条例の制定

- ・昭和62年「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」の取組で培われてきた考え方をもとに平成18年2月の景観行政団体への移行にあわせ、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例の全部改正、景観計画の策定。
- ・景観計画の中に屋外広告物の基準を盛り込むとともに、小布施町独自に屋外広告物条例を制定。

Step3: 小布施花のまちづくりへの展開

- ・昭和50年代からはじまった町並みを美しくする取組は、景観計画に引き継がれ、住民の継続的な取組により、住民の住まいや町並みに対する意識が向上している。
- ・昭和61年に策定した第二次小布施町総合計画・後期基本計画の中にうるおいのある美しいまちづくりが位置付けられ、景観まちづくりは町長以下、行政職員の共通認識となっている。
- ・平成3年、花のまちづくりのコンセプトの中に、商業、福祉、装いの三つの目標を位置付け、平成元年から9年まで町民を対象に花のまちづくりの先進地であるヨーロッパへの研修事業を実施。平成12年からは花仲間の交流を深める「オープンガーデン」事業が始まり、平成26年時点で130件で行われている。

Step4:地域の自主的な活動・協働への発展

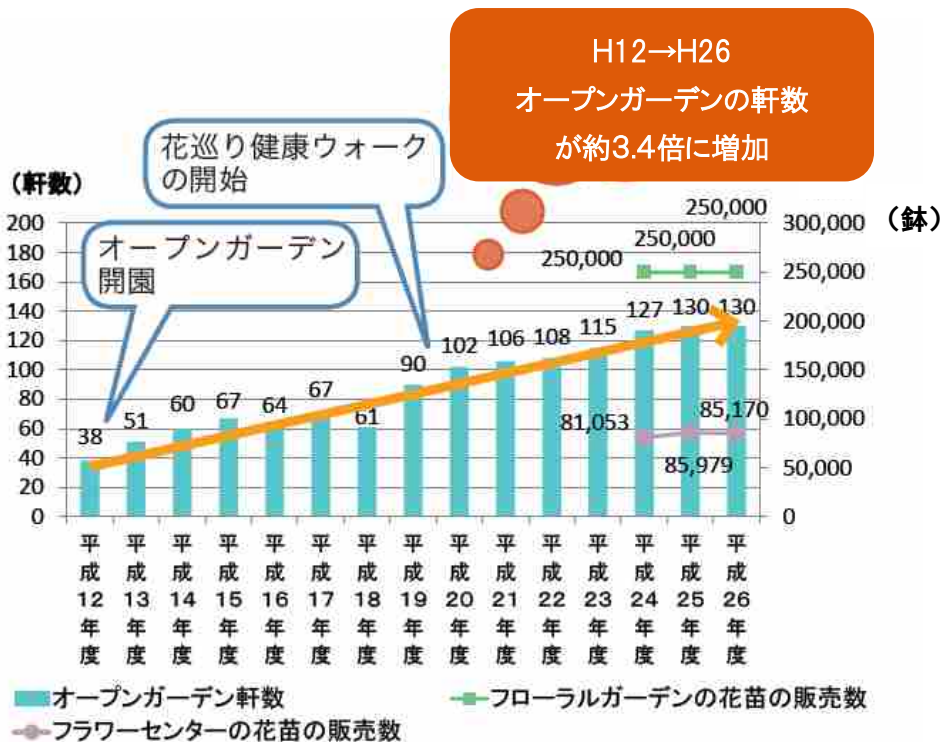
- これまでのまちづくりを進めていくなかで、住民の自主的な組織「小布施景観研究会」が発足。同研究会は、町内の建設業者や造園業者等で構成され、景観に関する町への提言や自ら景観に関する取組を行っている。平成29年度は、地域おこし協力隊員等が事務的な部分を担い、研究会と東京理科大学の協働により、町並みの特徴を活かした照明を配置することで、まちの魅力や防犯性等を高める取組である「あかり景観」を実施。
- 町の中央部に位置する国道403号の整備（小布施らしい道づくり）では、町、沿道住民の代表や土木、建築の専門家等で構成した「小布施町国道403号新しい市庭（いちば）通りを創生する会」と道路管理者である県とが情報共有、調整をしながら事業を進めている。



<主な効果例>

◎オープンガーデン設置数、花苗販売数の件数

- オープンガーデン設置数は、平成12年（38件）から平成26年（130件）の間に約3.4倍に増加。



出典：『歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり』（国土交通省）

4. 施策の認知度、活用状況

4-1 法制度

(1) 法制度の施行状況調査による法制度の活用状況

① 景観法の活用状況

平成30年3月31日時点の景観行政団体数は713団体、景観計画策定団体数は558団体であり、共に近年増加が鈍化している。社会資本整備重点計画における景観計画策定団体の目標（平成32年度までに約700団体）を達成するためには、計画策定の促進が必要な状況である。

また、景観協定や景観地区などのツールを活用している地方公共団体（都道府県もしくは市区町村、以下同じ。今節以降において単に「団体」という場合は地方公共団体を意味する。）は、計画策定団体の一部に留まっている。

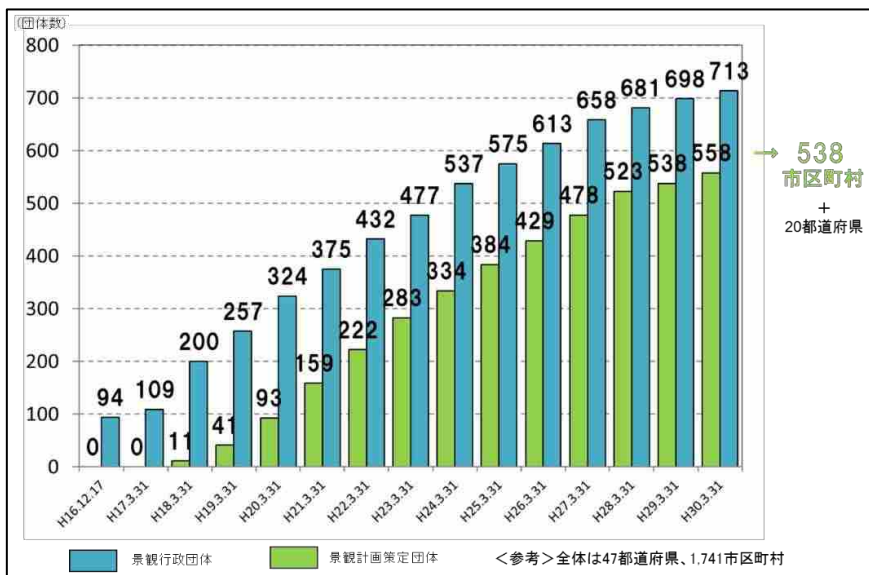


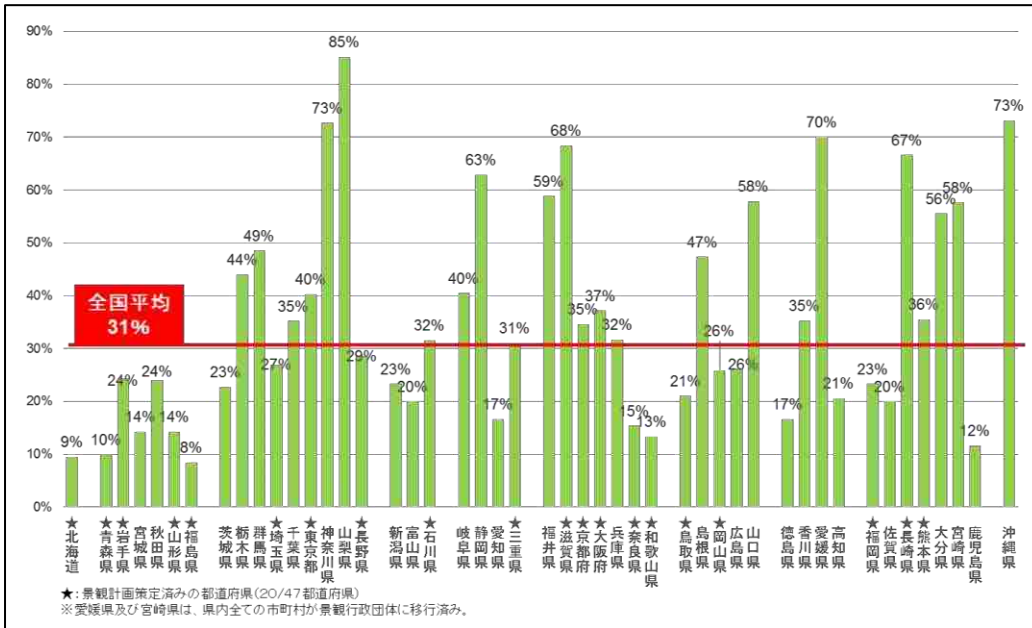
図2-4-1 景観行政に取り組む団体数の推移（平成30年3月時点）

景観行政団体		713団体（45都道府県、668市区町村）
景観計画		558団体（20都道府県、538市区町村）
景観重要建造物		577件（2都道府県、92市区町村）
景観重要樹木		473件（58市区町村）
景観協定		87件（3都道府県、47市区町村）
景観整備機構		のべ112法人（18都道府県、60市区町村）
景観協議会		のべ80組織（1都道府県、47市区町村）
景観地区等		計168地区（48市区町村）
景観地区	50地区	（29市区町村）
準景観地区	6地区	（4市区町村）
地区計画等形態意匠条例	112地区	（23市区町村）

参考：全体は47都道府県、1,741市区町村（平成28年10月時点 総務省統計局）

図2-4-2 景観法の施行状況の概要（平成30年3月時点）

市区町村の景観計画の策定状況を都道府県毎に見てみると、策定率は全国平均で31%である。一方で、都道府県間ではバラツキがある。



市町村の別	団体数 (A)	景観計画策定団体数 (B)	B/A
政令市	20	20	100%
中核市	48	45	94%
特別区	23	19	83%
その他の市	722	315	44%
町	745	88	12%
村	183	31	17%
合計	1,741	518	30%

図 2-4-3 景観計画の策定状況（都道府県毎）（平成 30 年 3 月時点）

②歴史まちづくり法の活用状況

平成 31 年 1 月時点の歴史的風致維持向上計画認定都市数は、72 都市である。毎年、平均 7 都市程度を認定しているが、社会資本整備重点計画における目標（平成 32 年度までに約 110 団体）を達成するためには、歴史的風致維持向上計画の作成・認定の加速化が必要な状況である。

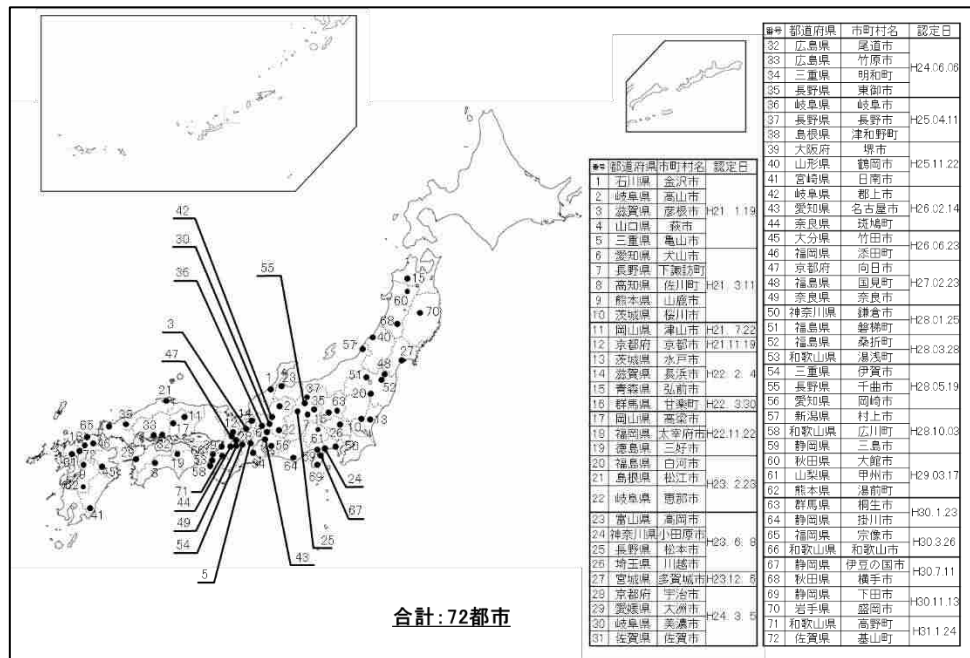


図 2-4-4 歴史的風致維持向上計画認定状況（平成 31 年 1 月時点）

歴史的風致維持向上計画認定都市数を都道府県毎に見てみると、都道府県間でバラツキがある。

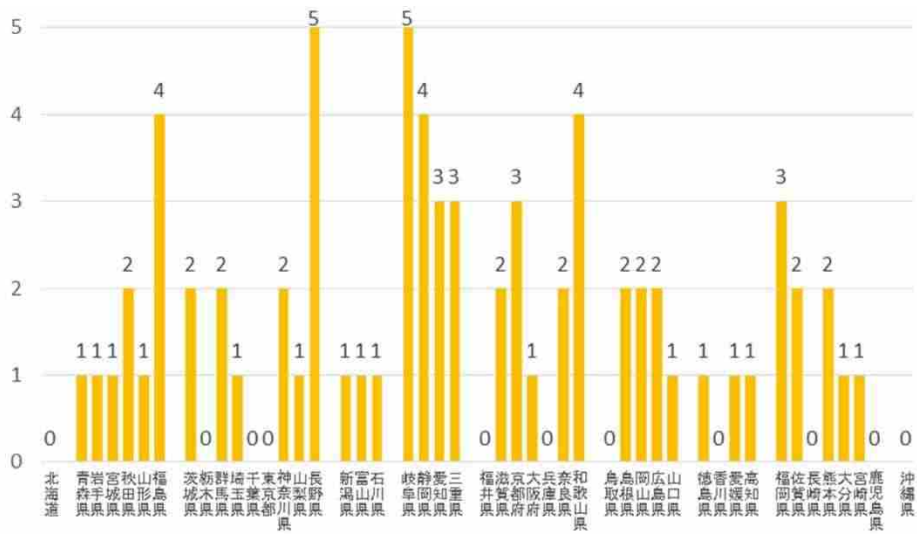


図 2-4-5 歴史的風致維持向上計画の策定状況（都道府県毎）（平成 31 年 1 月時点）

(2) 全国アンケートによる法制度の認知度、活用状況

全国の地方公共団体を対象とした全国アンケートをもとに景観及び歴史まちづくりに関する以下の法制度についての認知度、活用状況等について現状を述べる。なお、本編では結果データを抜粋している。全データは参考資料を参照いただきたい。

法制度
①景観法、景観計画
②屋外広告物法
③歴史まちづくり法、歴史的風致維持向上計画

①景観法、景観計画

景観法、景観計画ともに、約8割の団体が制度を知っており、知っている団体のうち約9割の団体が重要と回答している【I】。しかし、重要と考える団体のうち2～3割の団体は制度を活用しておらず、そのうち約4割の団体が有効だが課題があると回答している。【II】。

景観法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,323	知ってる	1,084 (82%)	重要 【I】	1,002 (92%)	活用あり	761 (76%)	有効	498 (65%)
							有効だが課題あり	262 (34%)
							有効でない	1 (0%)
					活用なし	241 (24%)	有効	143 (59%)
							有効だが課題あり	96 (40%)
							有効でない	2 (1%)
	重要でない	82 (8%)	活用あり	13 (16%)	有効	2 (15%)		
				有効だが課題あり	7 (54%)			
				有効でない	4 (31%)			
活用なし	69 (84%)	有効	10 (14%)	有効だが課題あり	31 (45%)			
				有効でない	28 (41%)			
知らない	239 (18%)	-						

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

景観計画

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,351	知ってる	1,008 (75%)	重要	915 (91%)	活用あり	636 (70%)	有効	359 (56%)
							有効だが課題あり	277 (44%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	279 (30%)	有効	162 (58%)
							有効だが課題あり	117 (42%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	93 (9%)	活用あり	14 (15%)	有効	4 (29%)
							有効だが課題あり	8 (57%)
					活用なし	79 (85%)	有効	10 (13%)
	有効だが課題あり	33 (42%)						
有効でない	36 (46%)							
知らない	343 (25%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

②屋外広告物法

屋外広告物法については、約8割の団体が制度を知っており、知っている団体の約9割が重要と回答している【I】。しかし、重要と考える団体のうち、約2割の団体が活用しておらず、そのうち活用していない団体のうち約4割は有効だが課題があると回答している【II】。

屋外広告物法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,400	知ってる	1,100 (79%)	重要	1,015 (92%)	活用あり	835 (82%)	有効	460 (55%)
							有効だが課題あり	368 (44%)
							有効でない	7 (1%)
					活用なし	180 (18%)	有効	111 (62%)
							有効だが課題あり	68 (38%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	85 (8%)	活用あり	34 (40%)	有効	8 (24%)
							有効だが課題あり	22 (65%)
					活用なし	51 (60%)	有効	5 (10%)
	有効だが課題あり	24 (47%)						
有効でない	22 (43%)							
知らない	300 (21%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

③歴史まちづくり法、歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法や歴史的風致維持向上計画を活用している団体の約7割が有効と回答している【I】。しかし、約8割の団体が制度を知らない状況となっている【II】。

歴まち法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,437	知ってる	308 (21%)	重要	252 (82%)	活用あり	101 (40%)	有効	75 (74%)
							有効だが課題あり	26 (26%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	151 (60%)	有効	90 (60%)
							有効だが課題あり	60 (40%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	56 (18%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	56 (100%)	有効	5 (9%)
	有効だが課題あり	22 (39%)						
	有効でない	29 (52%)						
	知らない	1,129 (79%)	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

歴史的風致維持向上計画

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,472	知ってる	289 (20%)	重要	236 (82%)	活用あり	89 (38%)	有効	60 (67%)
							有効だが課題あり	29 (33%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	147 (62%)	有効	88 (60%)
							有効だが課題あり	58 (39%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	53 (18%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	53 (100%)	有効	5 (9%)
	有効だが課題あり	22 (42%)						
	有効でない	26 (49%)						
	知らない	1,183 (80%)	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

4-2 国の支援施策

全国の地方公共団体を対象とした全国アンケートをもとに、景観及び歴史まちづくりに関する以下の国の支援施策についての認知度、活用状況等の現状を述べる。

項目	具体例	
(1) 景観まちづくり	①景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援	景観法運用指針、景観法アドバイザーブック 等
	②関連する制度による特例	景観重要建造物である建築物に係る建築基準法の特例（建築基準法第85条の2）、景観重要建造物における相続税の適正評価 等
	③景観まちづくりに係る事業補助	社会資本総合交付金（街なみ環境整備事業等）、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業、景観まちづくり刷新支援事業 等
	④良好な景観まちづくりに係る事例の情報提供	世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり、歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり（パンフレット）、国土交通省HP景観ポータルサイト 等
	⑤魅力的な景観まちづくりの推進に向けた普及啓発	モデルプログラム等の提供による景観まちづくり教育、都市景観大賞 等
	⑥景観まちづくりに係る人材育成	国土交通大学校での研修、景観行政セミナー 等
	⑦屋外広告物法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援	屋外広告物条例ガイドライン 等
(2) 歴史まちづくり	①歴史まちづくり法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援	歴史まちづくり法・運用指針、歴史まちづくりの手引き（案） 等
	②関連する制度による特例	土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例（歴史まちづくり法第22条）、電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例（同法第30条） 等
	③歴史まちづくりに係る事業補助	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業、都市再生整備計画事業、都市公園事業）・歴史的風致活用国際観光支援事業 等
	④歴史まちづくりに係る税制の特例措置	歴史的風致形成建造物における相続税の適正評価 等
	⑤良好な歴史まちづくりに係る事例の情報提供、普及啓発	歴史まちづくり法に基づく5年間の取組成果、歴史的風致維持向上推進等調査、歴まち情報サイト、歴史まちづくりサミット 等
	⑥魅力的な歴史まちづくりの推進に向けた人材育成	国土交通大学校での研修、歴史的風致維持向上計画認定都市担当者会議 等

(1) 景観まちづくり

景観まちづくりに関する国の支援施策は、いずれも7～8割程度の団体が知らないという状況となっている。

技術的支援については、知っていて重要と考えている団体のうち約8割の団体は活用しているが、事業補助については、知っていて重要と考えている団体のうち半数が活用していないことがわかった。

①景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

支援施策：景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性			
	知っている	知らない	重要	重要でない	活用あり	活用なし	有効	有効でない		
1,582	310 (20%)	1,272 (80%)	290 (94%)	7割以上が活用している	活用あり	222 (77%)	有効	196 (88%)		
					活用なし	26 (12%)	有効だが課題あり	26 (12%)		
						0 (0%)	有効でない	0 (0%)		
						47 (69%)	有効	47 (69%)		
					20 (6%)	-	活用あり	4 (20%)	有効	0 (0%)
							活用なし	2 (50%)	有効だが課題あり	2 (50%)
			2 (50%)	有効でない				2 (50%)		
			16 (80%)	有効				3 (19%)		
			-	-	-	-	有効だが課題あり	5 (31%)		
							8 (50%)	有効でない	8 (50%)	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

③景観まちづくりに係る事業補助

支援施策：景観まちづくりに係る事業補助

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性			
	知っている	知らない	重要	重要でない	活用あり	活用なし	有効	有効でない		
1,532	400 (26%)	1,132 (74%)	366 (92%)	半数が活用していない	活用あり	183 (50%)	有効	151 (83%)		
					活用なし	32 (17%)	有効だが課題あり	32 (17%)		
						0 (0%)	有効でない	0 (0%)		
						114 (62%)	有効	114 (62%)		
					34 (9%)	-	活用あり	3 (9%)	有効	0 (0%)
							活用なし	2 (67%)	有効だが課題あり	2 (67%)
			1 (33%)	有効でない				1 (33%)		
			31 (91%)	有効				5 (16%)		
			-	-	-	-	有効だが課題あり	15 (48%)		
							11 (35%)	有効でない	11 (35%)	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

(2) 歴史まちづくり

歴史まちづくりに関する国の支援施策は、いずれも8割以上の団体が知らないという状況となっている。知っていて重要と考えていても活用していない支援施策もある。

②歴史まちづくりに関連する制度による特例

支援施策：歴まち法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
	知っている	知らない	重要	重要でない	活用あり	活用なし	有効	有効でない
1,608	172 (11%)	1,436 (89%)	重要 159 (92%)	重要でない 13 (8%)	活用あり	72 (45%)	有効	62 (86%)
							有効だが課題あり	10 (14%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	87 (55%)	有効	59 (68%)
							有効だが課題あり	28 (32%)
					有効でない	0 (0%)		
			活用あり	0 (0%)	有効	-		
					有効だが課題あり	-		
					有効でない	-		
			活用なし	13 (100%)	有効	3 (23%)		
		有効だが課題あり	4 (31%)					
		有効でない	6 (46%)					
		-						

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

③歴史まちづくりに係る事業補助

支援施策：歴史まちづくりに係る事業補助

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
	知っている	知らない	重要	重要でない	活用あり	活用なし	有効	有効でない
1,544	302 (20%)	1,242 (80%)	重要 285 (94%)	重要でない 17 (6%)	活用あり	147 (52%)	有効	116 (79%)
							有効だが課題あり	31 (21%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	138 (48%)	有効	95 (69%)
							有効だが課題あり	42 (30%)
					有効でない	1 (1%)		
			活用あり	1 (6%)	有効	0 (0%)		
					有効だが課題あり	1 (100%)		
					有効でない	0 (0%)		
			活用なし	16 (94%)	有効	3 (19%)		
		有効だが課題あり	5 (31%)					
		有効でない	8 (50%)					
		-						

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

4-3 まとめ

景観及び歴史まちづくりについては、現在、景観法及び歴史まちづくり法に基づき、多くの地方公共団体が規制や事業を実施している。それを実行するための国の支援施策については、運用指針等の技術的支援、税制、事業補助、事例集による情報提供等を揃えている。

また、法制度や国の支援施策を上手に活用している団体においては、大きな効果が生じている。

しかし、法制度や支援施策の認知度や活用状況をみると、景観まちづくりの支援施策や歴史まちづくりの法制度と支援施策は、認知度も活用状況も低い状況であることが明らかになった。また、景観まちづくり、歴史まちづくり共に、重要であるが有効性に課題があるとして活用されていない法制度や支援施策があることが明らかになった。

景観及び歴史まちづくりは、地域の実情を考慮した上で活用することにより、効果が期待できる施策であり、必要性を認識した団体が活用することが重要である。一方で、法や制度を良く理解し、必要性を認識した上であえて活用しない団体がいることも考えられる。上記のとおり法制度や支援施策の認知度や活用状況が低いということは、景観及び歴史まちづくりの施策の活用により効果を期待できる団体がまだ潜在しているとも言える。

本政策評価では、これらの要因を詳しく分析し、それに対する施策の支援を充実させることで、制度を活用する地方公共団体を拡大し、景観及び歴史まちづくりによる地域活性化等の効果を全国に広めていくことを目的とする。

第3章 評価

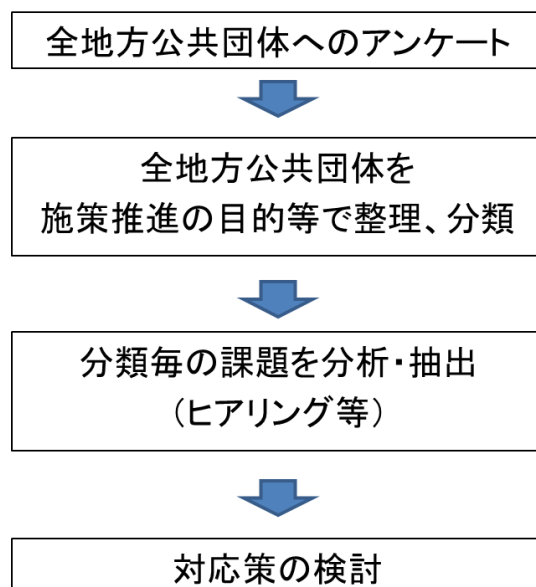
1. 評価の視点及び手法

(1) 評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の支援の充実について、地方公共団体のニーズ等に対応した施策を実施できているか評価を行う。

(2) 評価の手法（実施フロー）

評価手法として、全国の地方公共団体を対象とした全国アンケート、ヒアリング等から、課題を分析し対応策の検討を行う。



2. 法制度の活用が進まない理由の分析

法制度の活用が進まない理由を分析するため、全国アンケート、ヒアリング等を実施した。

(1) 全国アンケート

1) 全国アンケートの実施概要

①アンケート目的

景観・歴史まちづくりに関する地方公共団体の取組状況や取組課題等を把握するとともに、景観・歴史まちづくりに関する国の施策の、認知度、活用状況、有効性を把握する。

②アンケート対象

- ・全国の都道府県、市区町村（1,788団体）

③主なアンケート項目

- ・景観・歴史まちづくりの資源の有無
- ・景観・歴史まちづくりの取組内容
- ・景観・歴史まちづくりの目的
- ・景観・歴史まちづくりの取組の体制
- ・景観・歴史まちづくりの取組の課題
- ・景観・歴史まちづくりに関する国の施策の認知度、活用状況、重要度、有効性、改善に向けた意見

※アンケート調査票については、参考資料に示す。

④回収状況

- ・1,715団体（95.9%）からの回答が得られた。種別毎の回収率は以下の通り。

種別	母数	回収数	回収率
都道府県	47	45	95.7%
政令市	20	19	95.0%
中核市	48	44	91.7%
その他(市)	722	709	98.2%
その他(町)	745	711	95.4%
その他(村)	183	164	89.6%
その他(区)	23	23	100.0%
合計	1,788	1,715	95.9%

⑤回答団体の属性

⑤-1 景観・歴史まちづくりの資源の有無

特に重要な資源として団体が回答した割合は「⑤歴史的な建築物や街並み」が最も高く、次いで「①山、山並み、森林」「⑥有形重要文化財」が高い。

特に重要な資源に主要な資源を加えると、「①山、山並み、森林」が最も高く、次いで「⑯お祭り・風習など」「⑤歴史的な建物や街並み」となっている。

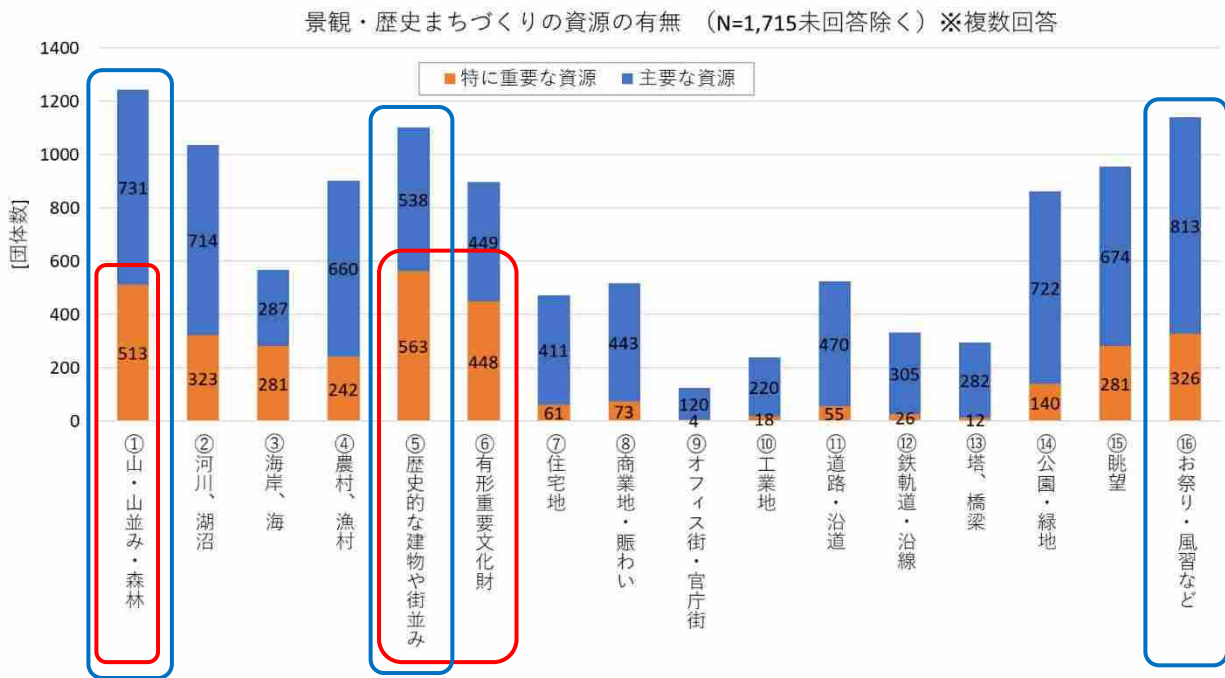


図 3-2-1 景観・歴史まちづくりの資源の有無

⑤-2 景観・歴史まちづくりの目的

重視度が高い目的（数字の5）として団体が回答した割合は、「④歴史的な環境の保全・形成」が最も高く、次いで「③自然景観の維持・保全」「⑦観光による地域経済の活性化」となっている。

重視度が一定以上ある目的（数字の4と5の合計）は、「③自然景観の維持・保全」が最も高い。

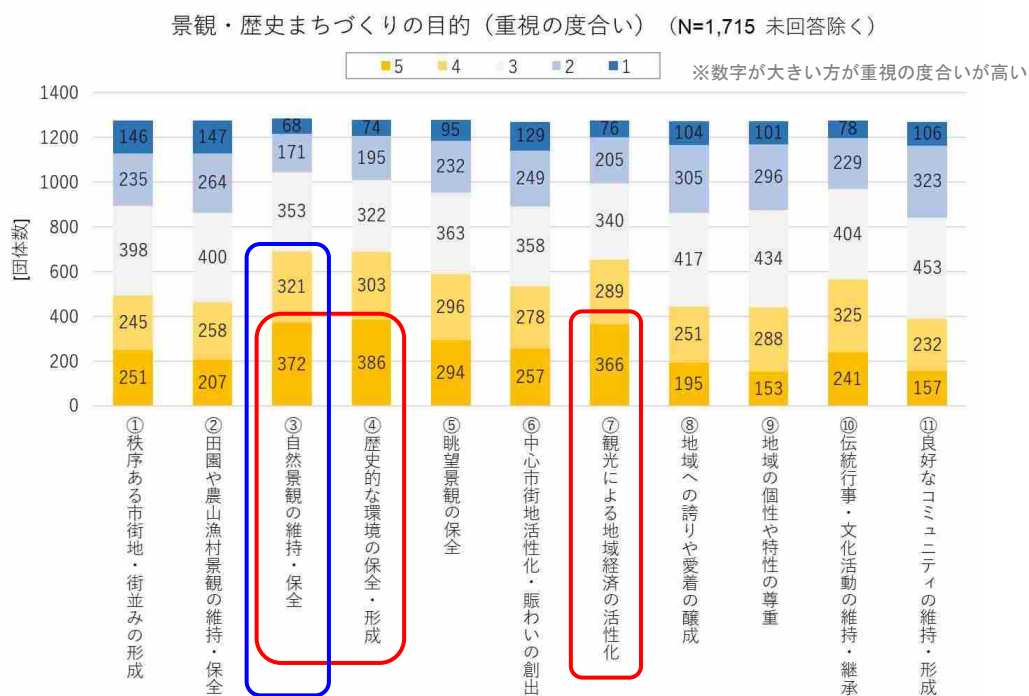


図 3-2-2 景観・歴史まちづくりの目的（重視の度合い）

2) 全国アンケートの実施結果

全国アンケートの実施結果については、全体の傾向を把握する単純集計とともに、地方公共団体を施策推進の目的等により分類し、その傾向を分析した。また、一部の結果については、地方公共団体を人口規模により分類し、その傾向を分析した。

○地方公共団体の施策推進の目的等による分類について

アンケート結果を用いて、景観・歴史まちづくりに取り組んでいる地方公共団体を「景観・歴史まちづくりの資源の状況（市街地景観⇔自然・農村景観）」「景観・歴史まちづくりの目的（観光施策を相対的に重視している⇔観光以外の施策を相対的に重視している）」の2つの軸から分類を行った。分類方法について以下に示す。

何らかの景観・歴史まちづくりを行っているとは回答した1,304団体を対象に、分類を行った結果、Aグループ（353団体）、Bグループ（378団体）、Cグループ（340団体）、Dグループ（233団体）となっている。

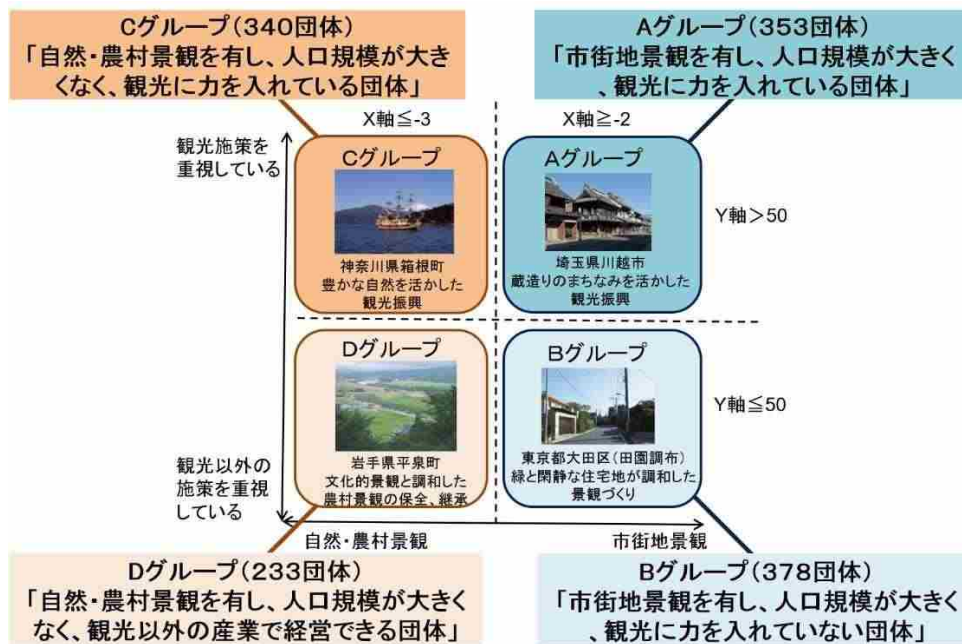


図 3-2-3 地方公共団体の分類

<分類方法>

【X軸】景観・歴史まちづくりの資源の状況

- …値が高いほど市街地景観が主に、低いほど自然・農村景観が主になる
- ・景観・歴史まちづくりの資源に関する設問(問1)の回答に基づき、下記の方法で加点・減点を行って各地方公共団体にスコアをつけた。

- ◎市街地の資源(住宅地、商業地・商店街・賑わい、オフィス街・官庁街、工業地)について
 - 「特に重要な資源である」と回答 → **プラス2点**
 - 「主要な資源である」と回答 → **プラス1点**
- ◎自然・農村の資源(山・山並み・森林、河川・湖沼、海岸・海、農村・漁村)について
 - 「特に重要な資源である」と回答 → **マイナス2点**
 - 「主要な資源である」と回答 → **マイナス1点**

【Y軸】: 景観・歴史まちづくりの目的(観光施策の重視度)

- …値が高いほど観光施策を相対的に重視し、低いほどその他の施策を相対的に重視
- ・景観・歴史まちづくりの目的に関する設問(問3)の回答について、地方公共団体ごとに各目的(①～⑪)の重要度から「観光による地域経済の活性化」(⑦)の偏差値を計算した。

○人口規模による分類について

地方公共団体の人口規模により、20万人以上（Ⅰグループ）、10万人以上20万人未満（Ⅱグループ）、3万人以上10万人未満（Ⅲグループ）、3万人未満（Ⅳグループ）の4分類で分析を行った。

回答数1,715団体のうち、Ⅰグループ169団体（10%）、Ⅱグループ149団体（9%）、Ⅲグループ499団体（29%）、Ⅳグループ898団体（52%）となっている。

①景観・歴史まちづくりの取組内容

取組中の割合は、「⑨公共事業の景観配慮」「①建築物等の景観誘導」が約4割あり最も高く、次いで「⑥伝統行事等の維持・継承」「⑤歴史的建造物等の保全活用」となっている。

一方、今後、取り組む予定の割合は、「②特定区域で重点的に取組（景観まちづくり）」「①建築物等の景観誘導」が2割弱あり最も高い。

グループ別に取り組んでいる団体の割合を分析すると、全体ではA、Bグループの割合が高く、2～6割程度の団体が取組を行っていた。歴史まちづくりではA、Cグループの割合が高く、2～6割程度の団体が取組を行っていた。



図 3-2-4 景観・歴史まちづくりの取組内容

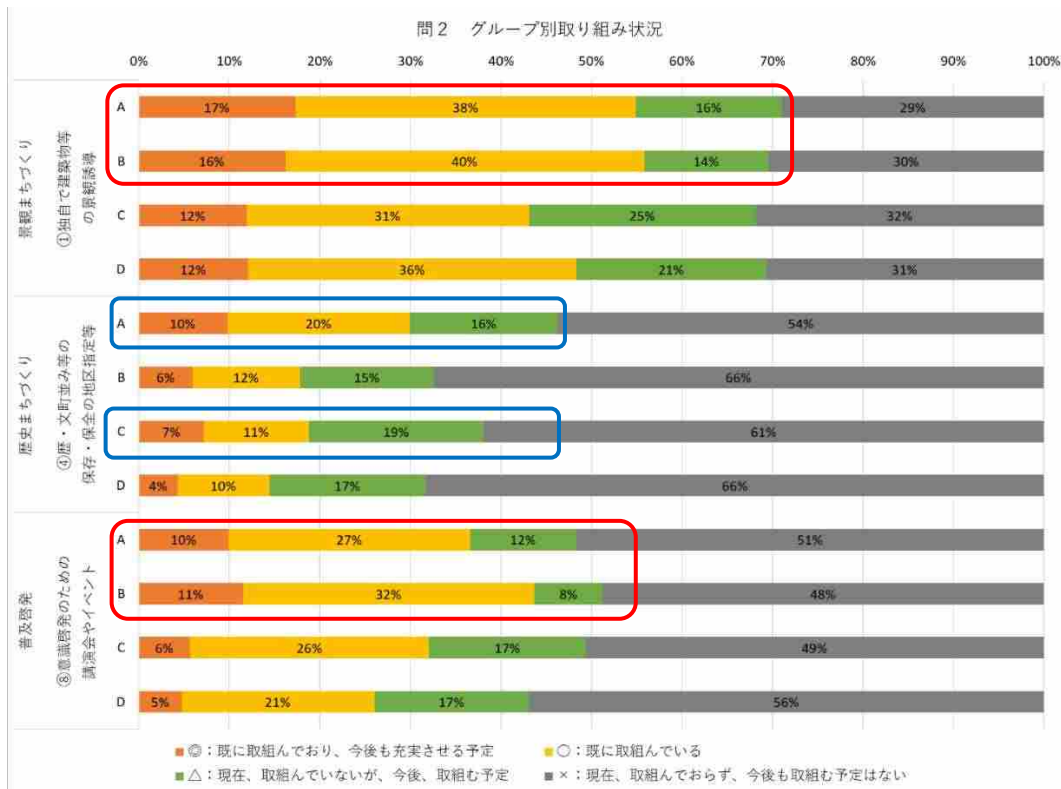


図 3-2-5 景観・歴史まちづくりの取組内容（グループ別）

②景観・歴史まちづくりの取組の課題

「特に重要な課題」として団体が回答した割合は「②マンパワーの不足」が4割弱と最も高く、次いで「①財源が確保できない」が3割弱、「③知識や技術の不足」が2割強であった。また、「地域の担い手不足」と「地域住民の関心がない」を合計すると2割弱であった。

「特に重要な課題」に「課題となっている」を加えると、「②マンパワーの不足」が最も高く、次いで「③知識や技術の不足」が高くなっている。具体的には、分析対象団体1,775のうち、「マンパワーが不足」は1,267団体(71.3%)、「知識や技術の不足」は1,227団体(69.1%)、「財源が確保できない」は1,062団体(59.8%)、「地域の担い手不足」は666団体(37.5%)、「地域住民の関心が無い」は438団体(24.7%)となっている。

グループ別に「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、「マンパワーの不足」はCグループが46%で最も高く、「知識や技術の不足」はCグループが32%で最も高かった。「財源が確保できない」はグループによる差が数%と小さかった。

人口規模別に「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、「マンパワーの不足」はⅢ、Ⅳグループがそれぞれ40%、37%あり最も高く、「知識や技術の不足」はⅢ、Ⅳグループが25%あり最も高かった。「財源が確保できない」は人口規模による明確な傾向がなかった。

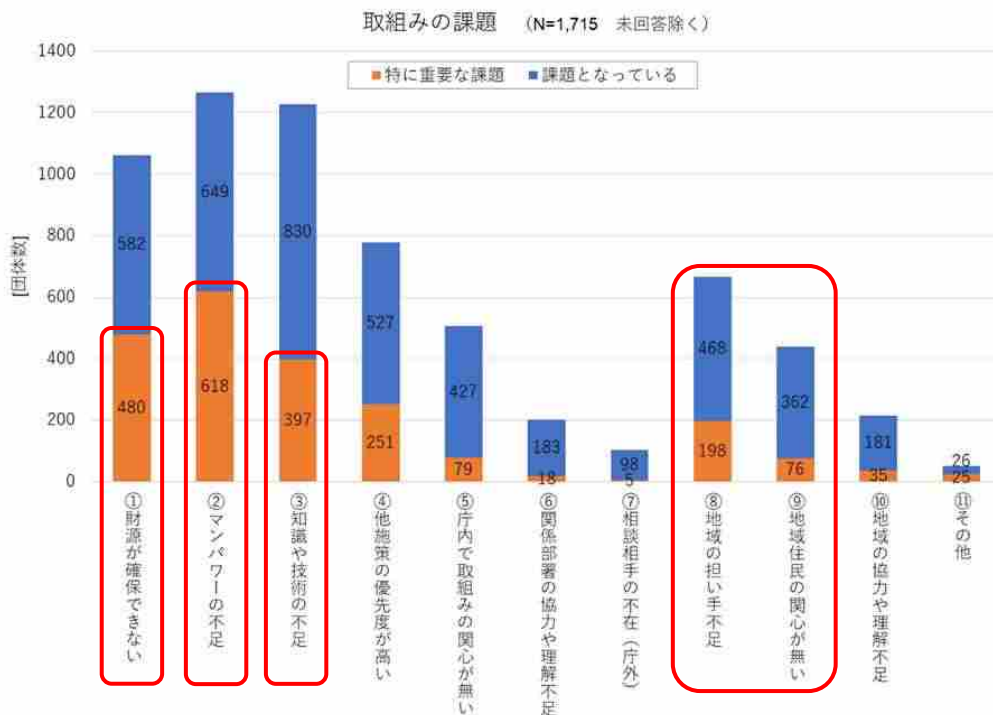


図 3-2-6 取組課題

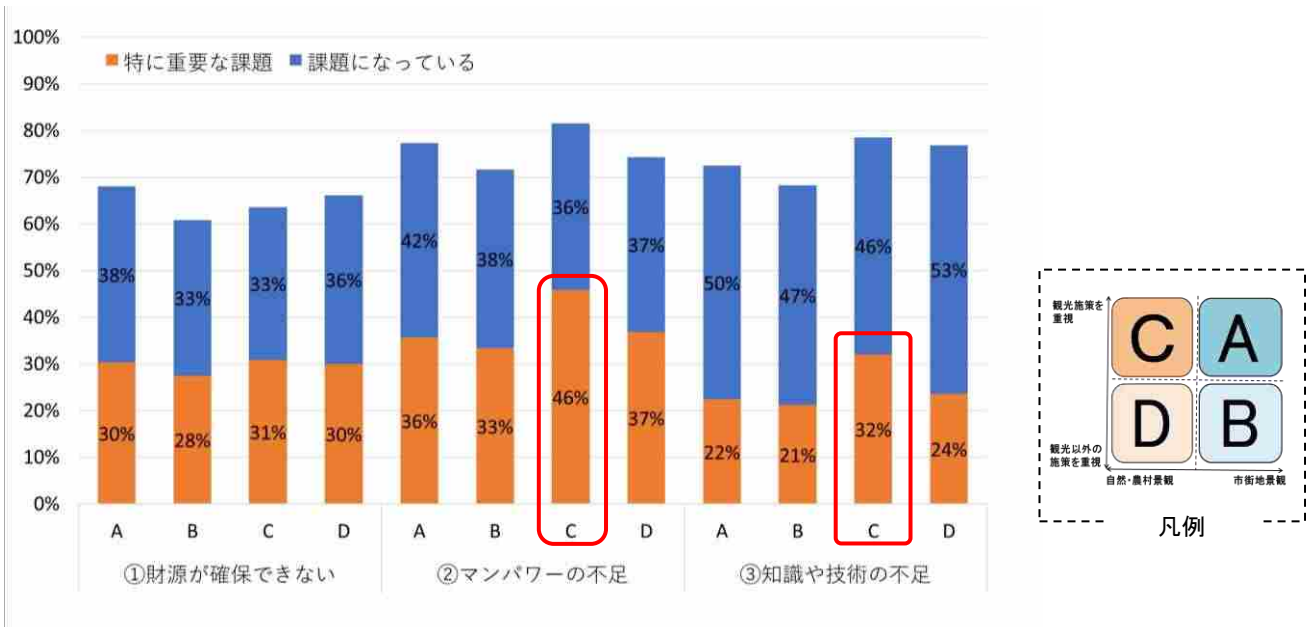


図 3-2-7 取組課題（グループ別）抜粋

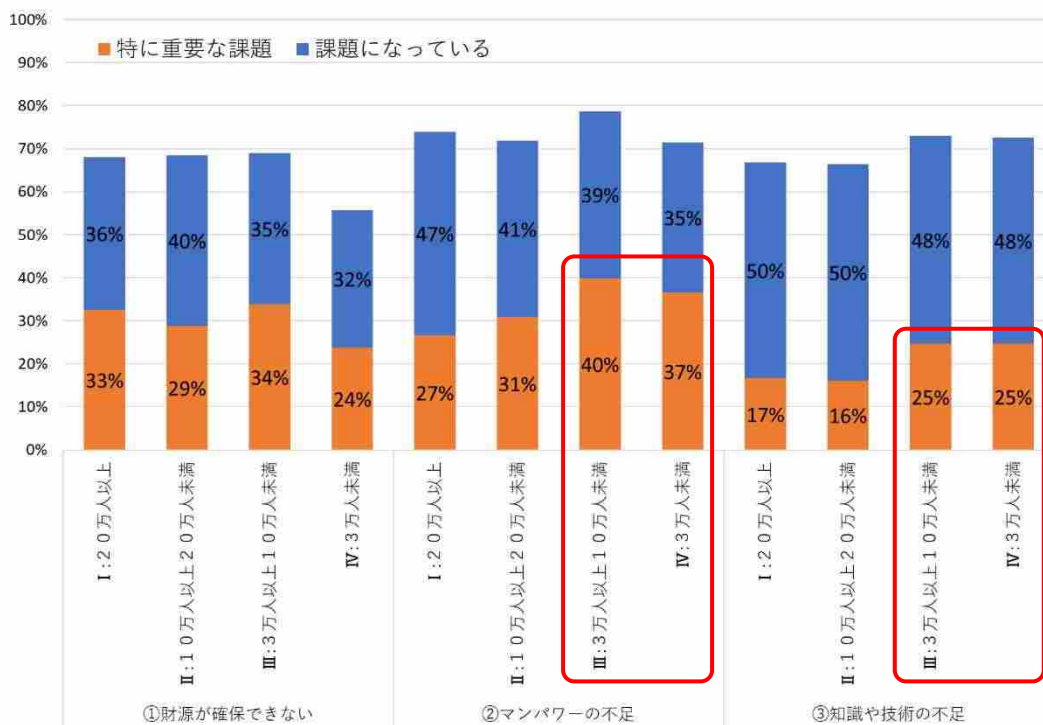


図 3-2-8 取組課題（人口規模別）抜粋

③景観・歴史まちづくりの取組の体制

景観・歴史まちづくりに取り組んでいる団体の担当職員の平均人数は、専任職員は1人強、兼任職員は3人弱となっており、少人数で対応していることがわかった。

グループ別に分析すると、専任職員はA、Bグループが1.5人強、C、Dグループは0.5人強と差があったが、兼任職員は全てのグループで3人程度と差が小さかった。

特に、歴史まちづくりにおける専任職員数に関しては、景観まちづくりに比べて、Aグループが多く、観光を目的としている団体において歴史まちづくりを専任する担当者が多い傾向にあることがわかる。

人口規模別に分析すると、専任職員はIグループが4.6人強で最も多く、IVグループは0.4人弱で最も少なく人口規模による差が大きかった。兼任職員はIIグループが3.6人弱で最も多く、IVグループが2.6人弱で最も少なく人口規模による差があった。

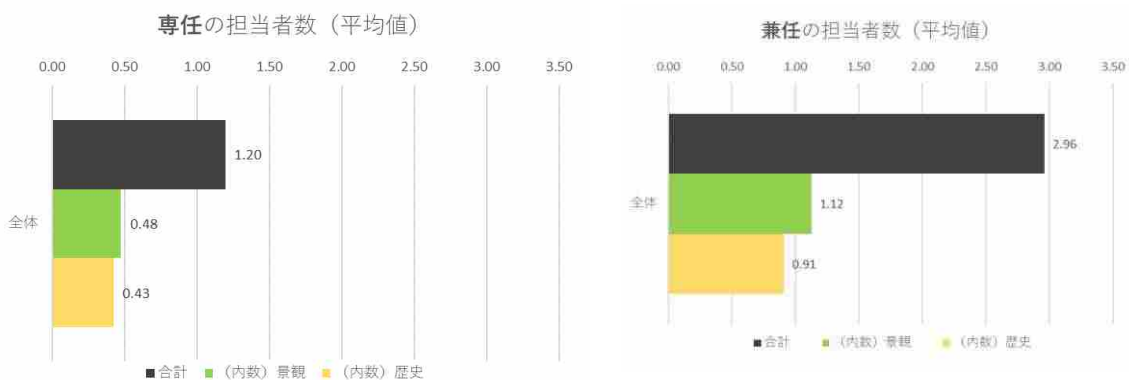
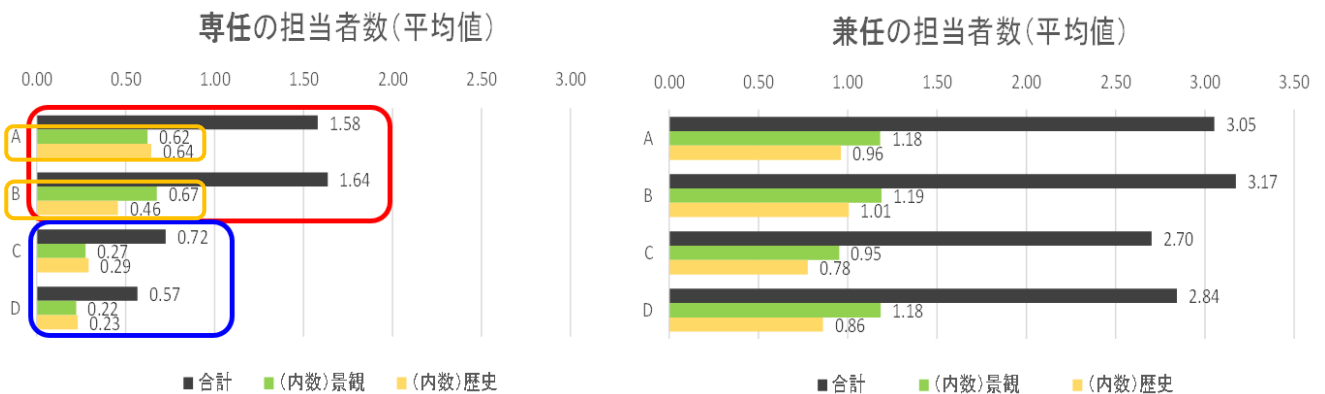


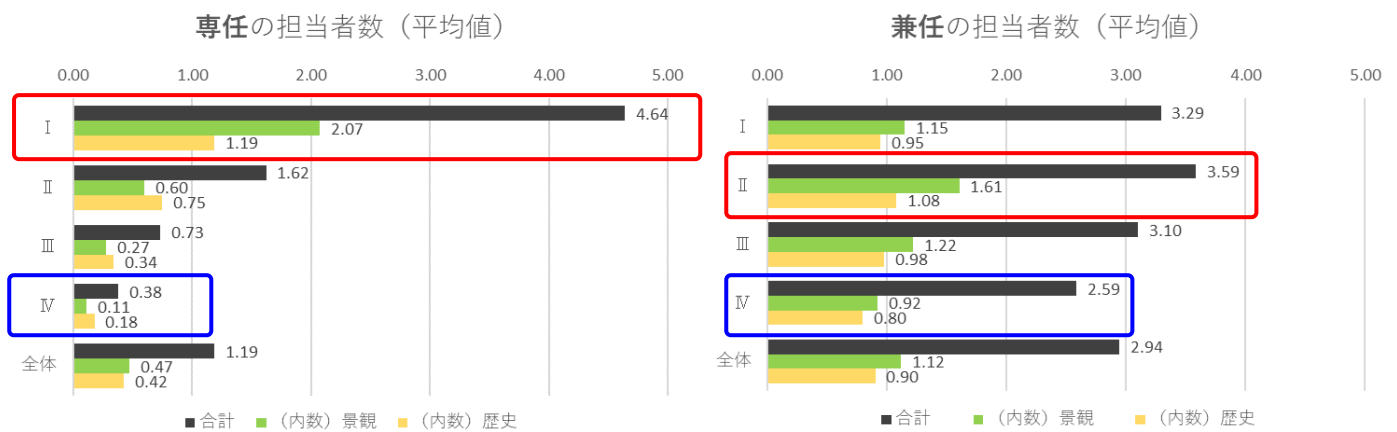
図 3-2-9 景観・歴史まちづくりの取組体制



注釈: 景観と歴史の内数が不明な自治体があるため、合計と景観と歴史の合計は一致しない

図 3-2-10 景観・歴史まちづくりの取組体制 (グループ別)





＜人口規模 凡例＞
 I：20万人以上
 II：10万人以上20万人未満
 III：3万人以上10万人未満
 IV：3万人未満

図 3-2-11 景観・歴史まちづくりの取組体制（人口規模別）

④-1 国の施策の認知度

国の施策の認知度については、景観まちづくりの法制度を「知っている」と回答した団体の割合は8割以上あったが、それ以外の施策の認知度は低く、「知っている」と回答した団体の割合は1～3割程度にとどまった。

法・制度を「知っている」と回答した団体の割合は、「④歴まち法」「⑤歴史的風致維持向上計画」では約3割と低い。

景観まちづくりの支援施策を「知っている」と回答した団体の割合は、全体的に低いが、「⑧景観まちづくりに係る事業補助」「⑩景観まちづくりに係る人材育成」では約3割と比較的高い。

歴史まちづくりの支援施策を「知っている」と回答した団体の割合は、全体的に低いが、「⑬歴史まちづくりに係る事業補助」では2割強と比較的高い。

グループ別に分析すると、「知っている」と回答した団体の割合はC、Dグループの割合が比較的低かった。

人口規模別に分析すると、「知っている」と回答した団体の割合は人口規模が小さいほど低かった。一例として「④歴まち法」を「知っている」と回答した団体の割合はIグループでは約6割、IVグループでは約2割であった。

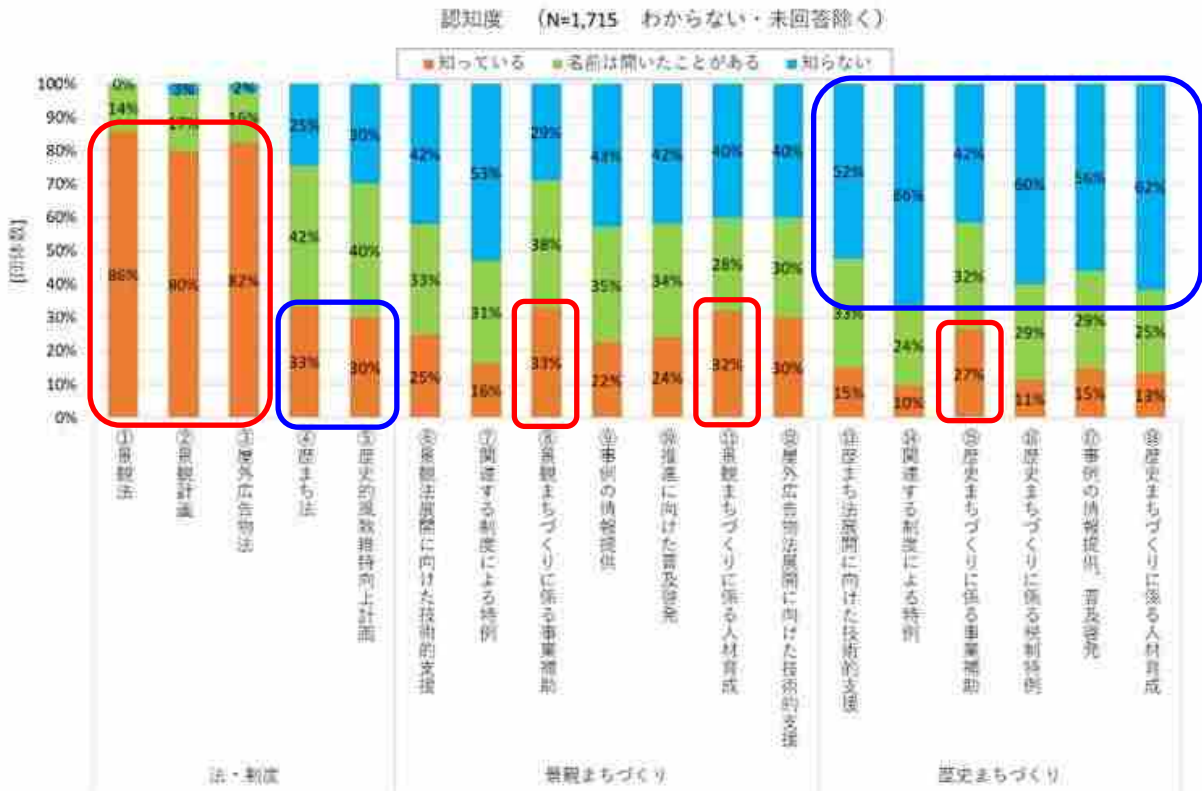


図 3-2-12 国の施策の認知度

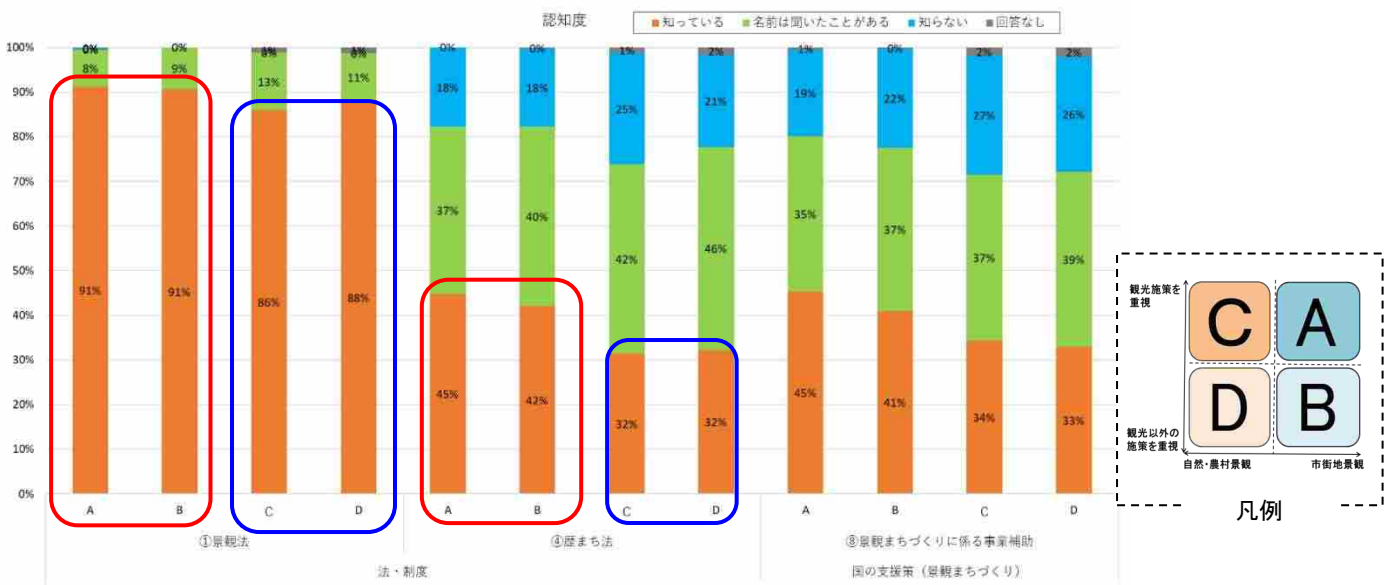
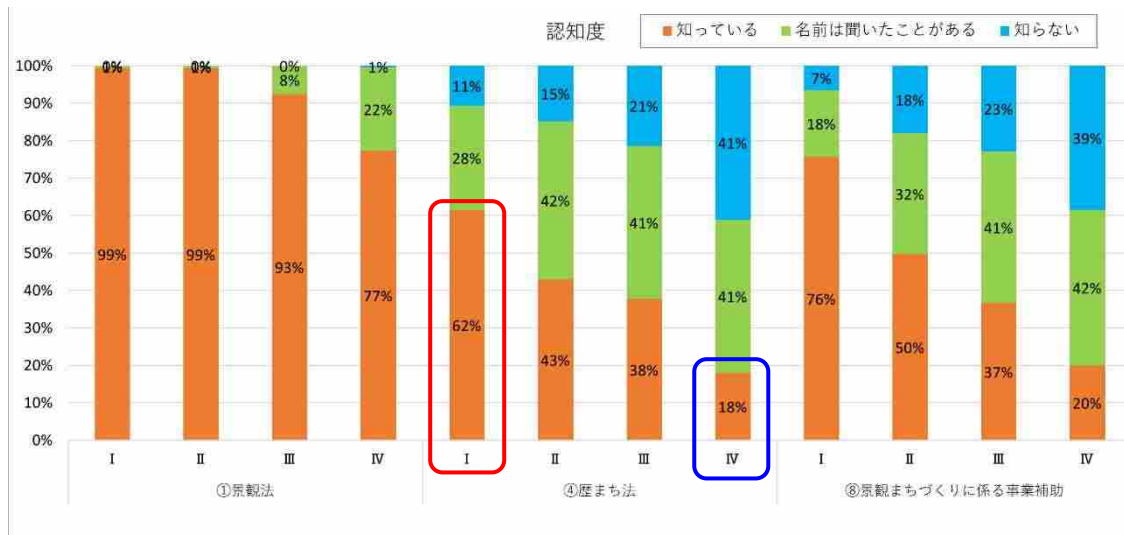


図 3-2-13 国の施策の認知度 (グループ別) 抜粋



<人口規模 凡例>
 I：20万人以上
 II：10万人以上20万人未満
 III：3万人以上10万人未満
 IV：3万人未満

図 3-2-14 国の施策の認知度（人口規模別）抜粋

④-2 国の施策の重要度

国の施策の重要度については、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合が施策別に5～9割程度と高かった。

景観まちづくりでは、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合は「①景観法」「③屋外広告物法」では9割弱、「⑫屋外広告物法展開に向けた技術的支援」「⑪景観まちづくりに係る人材育成」「⑧景観まちづくりに係る事業補助」では8割弱であった。

歴史まちづくりでは、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合は「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」が比較的高く約7割であった。

グループ別に分析すると、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合はA、Bグループの割合が比較的高く、Aグループの割合が最も高かった。

人口規模別に分析すると、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合は人口規模が大きいほど高かった。一例として「⑥景観法展開に向けた技術支援」を「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合はIグループでは9割強、IVグループでは5割強であった。

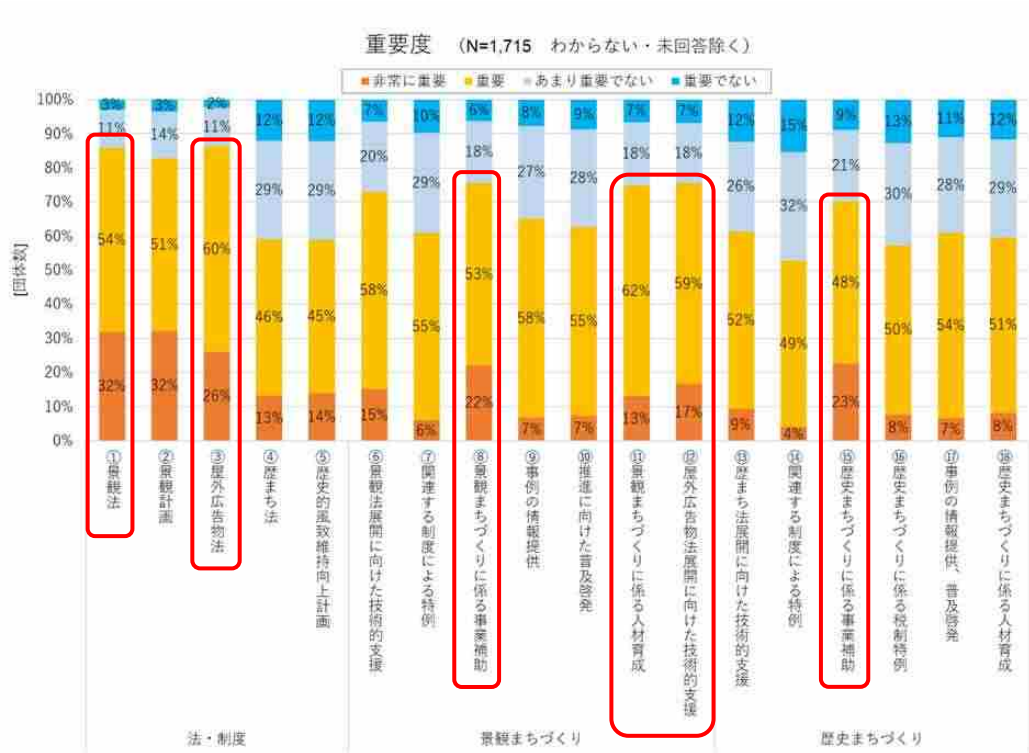


図 3-2-15 国の施策の重要度



図 3-2-16 国の施策の重要度（グループ別）抜粋

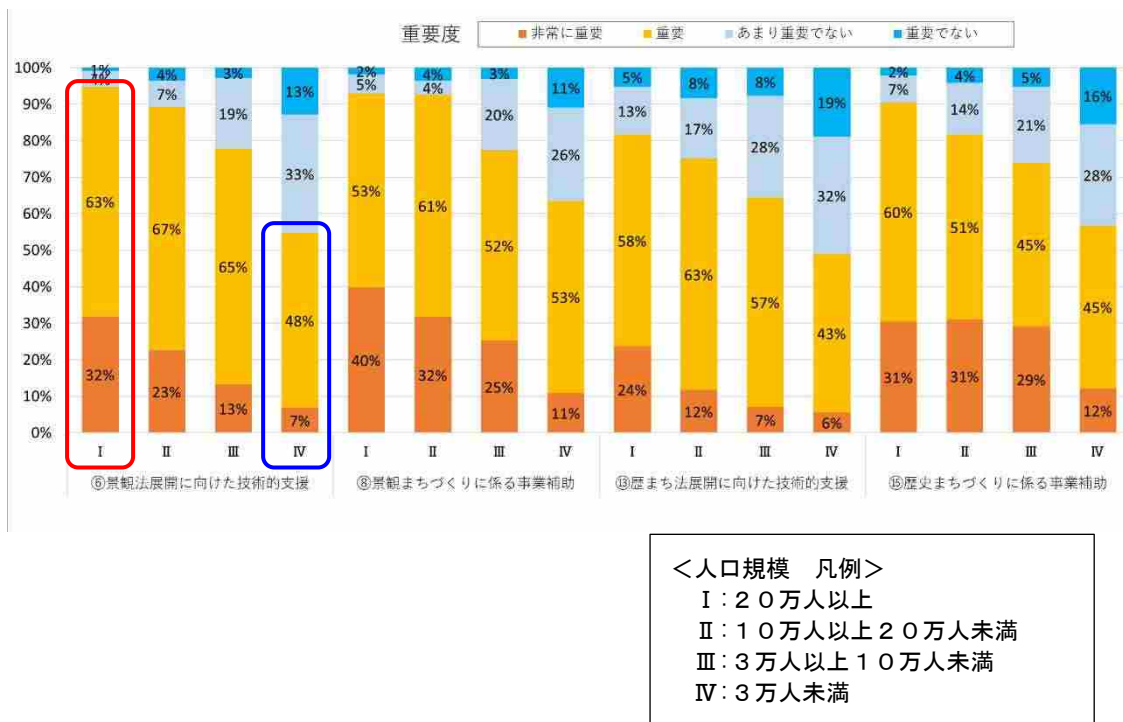


図 3-2-17 国の施策の重要度（人口規模別）抜粋

④-3 国の施策の活用状況

国の施策の活用状況については、景観まちづくりの法制度を「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は5割前後と比較的高かったが、それ以外の施策を「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は施策別に0～3割程度と低かった。

景観まちづくりでは、「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は「⑫屋外広告物法展開に向けた技術的支援」「⑪景観まちづくりに係る人材育成」では2～3割と比較的高かった。

歴史まちづくりでは、「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は「⑬歴史まちづくりに係る事業補助」では1割強と比較的高かった。

グループ別に分析すると、「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は景観まちづくりではA、Bグループの割合が比較的高く、歴史まちづくりではAグループの割合が高い傾向にある。

人口規模別に分析すると、「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は人口規模が大きいほど高かった。一例として「⑩景観法」を「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合はIグループでは約9割、IVグループでは4割弱であった。

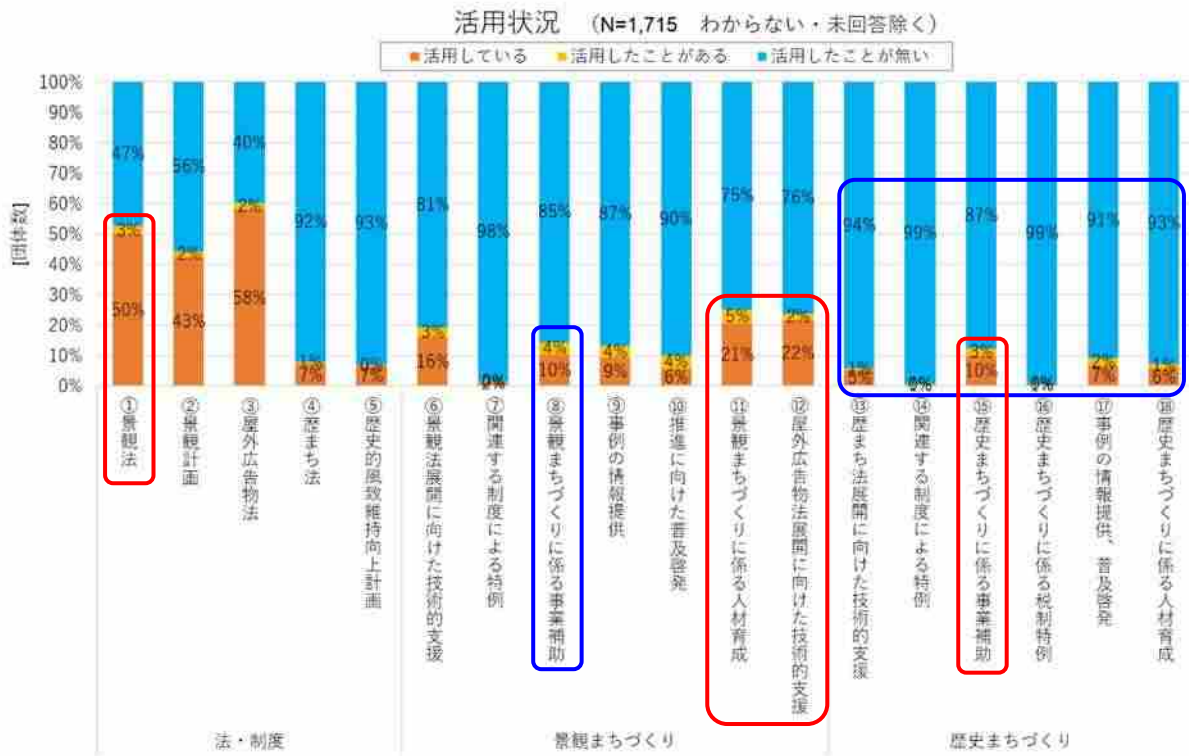


図 3-2-18 国の施策の活用状況

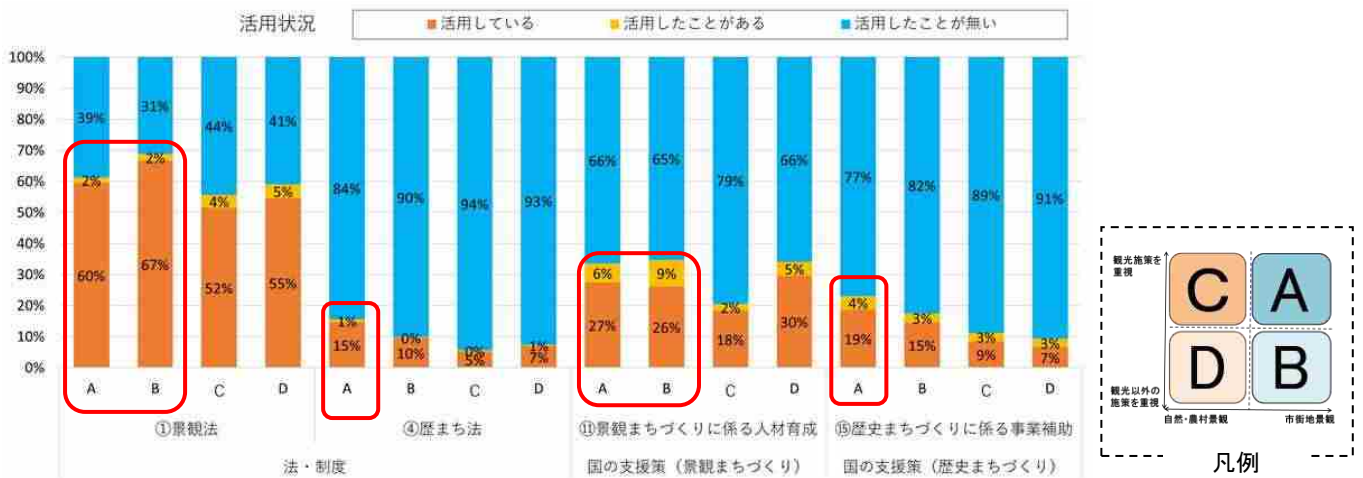


図 3-2-19 国の施策の活用状況（グループ別）抜粋

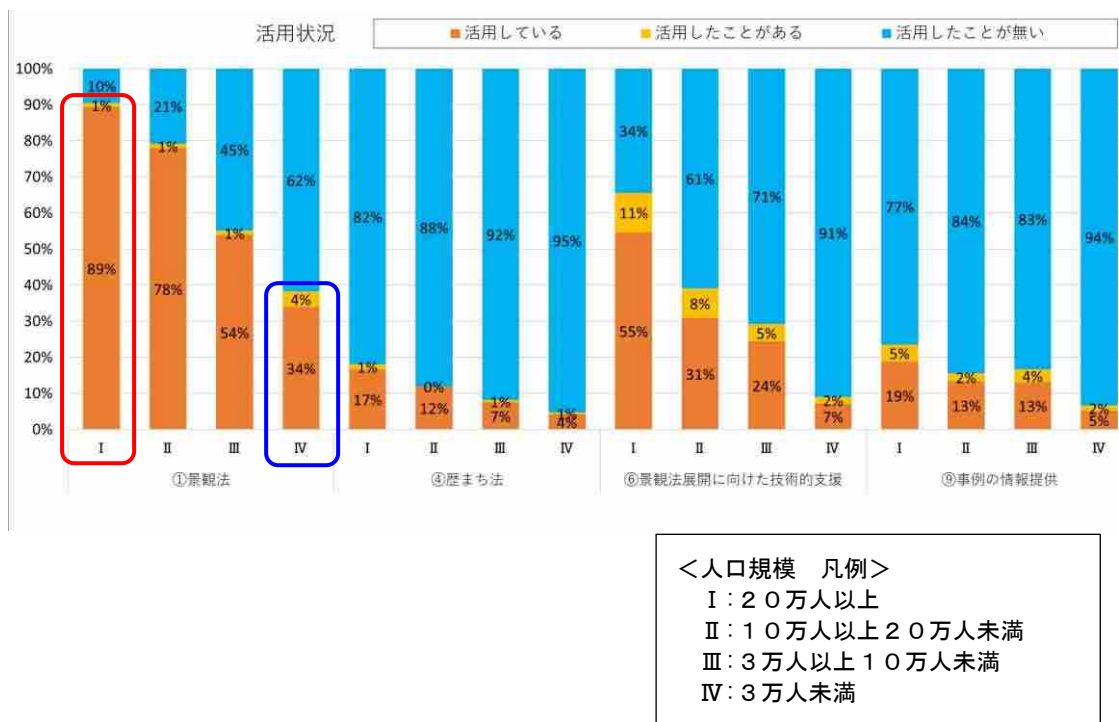


図 3-2-20 国の施策の活用状況（人口規模別）抜粋

④-4 国の施策の有効性

国の施策の有効性については、「有効」もしくは「有効だが、課題がある」と回答した団体の割合は施策別に8～9割程度と高かった。また、「有効だが、課題がある」と回答した団体は施策別に2～4割程度あり、国の施策が活用されていない一因となっていると思われる。

景観まちづくりでは、「有効だが課題がある」と回答した割合は、「②景観計画」等の法・制度や「⑧景観まちづくりに係る事業補助」では3～4割程度あり比較的割合が高かった。

歴史まちづくりでは、「有効」もしくは「有効だが、課題がある」と回答した団体の割合は「⑩歴史まちづくりに係る事業補助」では約9割あり比較的高い。また、「有効だが課題がある」と回答した割合は、「⑤歴史的風致維持向上計画」等の法・制度では3割強あり比較的割合が高かった。

グループ別に分析すると、「有効」もしくは「有効だが、課題がある」と回答した団体の割合は、大きな差ではないがA、Bグループの割合が比較的高かった。

人口規模別に分析すると、「有効」もしくは「有効だが、課題がある」と回答した団体の割合は、大きな差ではないがI、IIグループの割合が比較的高かった。



図 3-2-21 国の施策の有効性

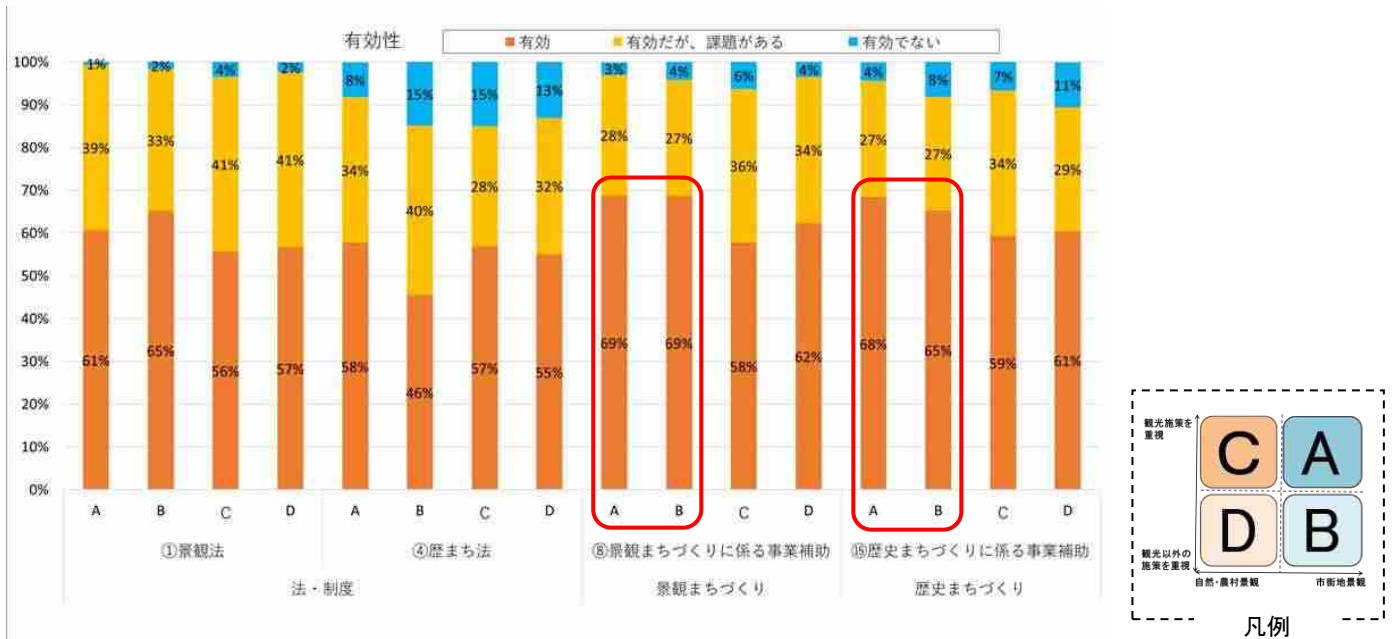
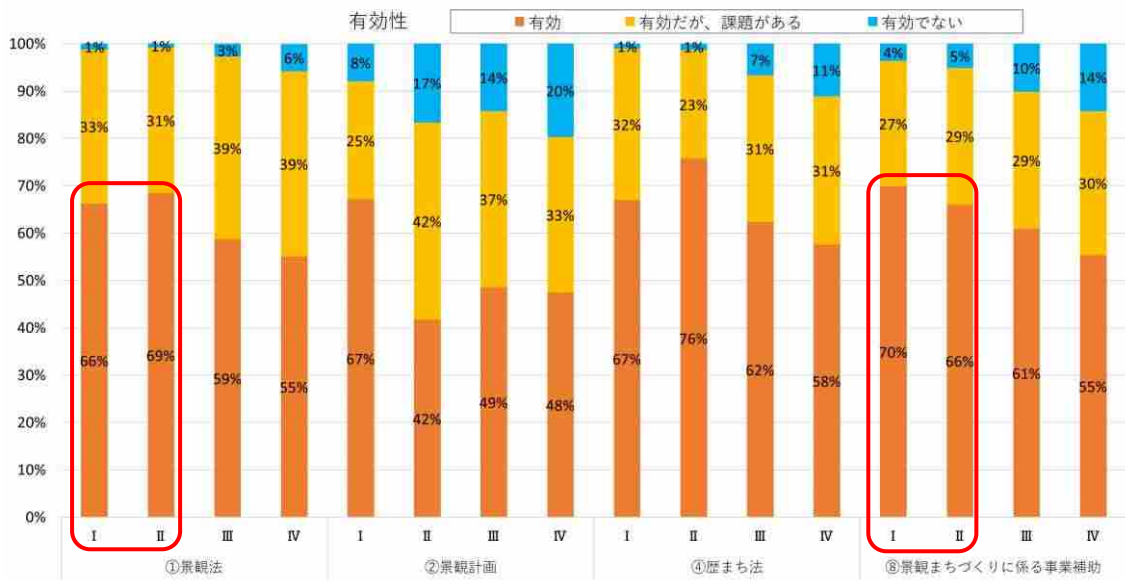


図 3-2-22 国の施策の有効性 (抜粋)



<人口規模 凡例>
 I : 20万人以上
 II : 10万人以上20万人未満
 III : 3万人以上10万人未満
 IV : 3万人未満

図 3-2-23 国の施策の有効性（人口規模別）抜粋

⑤アンケート結果のまとめ

全国アンケートでは、地方公共団体における景観・歴史まちづくりの①取組内容、②取組の課題、③取組の体制、④国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性について調査、分析を行った。また、全体の傾向とともに、団体を施策推進の目的等により4分類し、分類毎の傾向を分析した。

①取組内容

取組の種類別に1～4割程度の団体が景観及び歴史まちづくりの取組を行っていた。グループ別に取り組んでいる団体の割合を分析すると、全体ではA、Bグループの割合が高く、2～6割程度の団体が取組を行っていた。歴史まちづくりではA、Cグループの割合が高く、2～6割程度の団体が取組を行っていた。

②取組の課題

「特に重要な課題」として団体が回答した割合は「マンパワーの不足」が4割弱と最も高く、次いで「財源が確保できない」が3割弱、「知識や技術の不足」が2割強であった。また、「地域の担い手不足」と「地域住民の関心がない」を合計すると2割弱であった。

グループ別に特に重要な課題として団体が回答した割合を分析すると、「マンパワーの不足」はCグループが46%で最も高く、「知識や技術の不足」はCグループが32%で最も高かった。

人口規模別に「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、「マンパワーの不足」はⅢ、Ⅳグループがそれぞれ40%、37%あり最も高く、「知識や技術の不足」はⅢ、Ⅳグループが25%あり最も高かった。

③取組の体制

景観・歴史まちづくりに取り組んでいる団体の担当職員の平均人数は、専任職員は1人強、兼任職員は3人弱となっており、少人数で対応していることがわかった。

グループ別に分析すると、専任職員はA、Bグループが1.5人強、C、Dグループは0.5人強と差があったが、兼任職員は全てのグループで3人程度と差が小さかった。

人口規模別に分析すると、専任職員はⅠグループが4.6人強で最も多く、Ⅳグループは0.4人弱で最も少なく人口規模による差が大きかった。兼任職員はⅡグループが3.6人弱で最も多く、Ⅳグループが2.6人弱で最も少なく人口規模による差があった。

④国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性

国の施策の認知度については、景観まちづくりの法制度を「知っている」と回答した団体の割合は8割以上あったが、それ以外の施策の認知度は低く、「知っている」と回答した団体の割合は1～3割程度にとどまった。

国の施策の重要度については、「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合が施策別に5～9割程度と高かった。

国の施策の活用状況については、景観まちづくりの法制度を「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は5割前後と比較的高かったが、それ以外の施策を「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は施策別に0～3割程度と低かった。

国の施策の有効性については、「有効」もしくは「有効だが、課題がある」と回答した団体の割合は施策別に8～9割程度と高かった。また、「有効だが、課題がある」と回答した団体は施策別に2～4割程度あり、国の施策が活用されていない一因となっていると思われる。

グループ別に分析すると、国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性ともA、Bグループの

回答の割合が比較的高かった。

人口規模別に分析すると、国の施策の認知度、重要度、活用状況は人口規模が大きいグループほど回答の割合が高かった。有効性についてはⅠ、Ⅱグループの回答の割合が比較的高かった。

⑤分類毎の分析

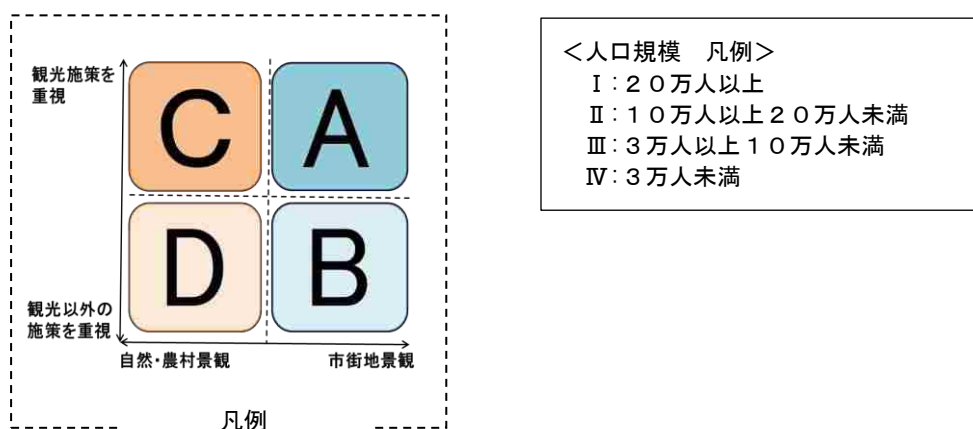
Aグループは、全体的に取組を行っている団体の割合と歴史まちづくりの取組を行っている団体の割合が高く、専任職員数が多い。国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性とも比較的高い。

Bグループは、全体的に取組を行っている団体の割合が高く、専任職員数が多い。国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性とも比較的高い。

Cグループは、歴史まちづくりの取組を行っている団体の割合が高く、専任職員数は少ない。マンパワーの不足や知識や技術の不足を特に重要な課題と回答している割合が最も高い。国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性とも比較的低い。

Dグループは、全体的に取組を行っている団体の割合が少なく、専任職員数は少ない。マンパワーの不足や知識や技術の不足を特に重要な課題と回答している割合が2番目に高い。国の施策の認知度、重要度、活用状況、有効性とも比較的低い。

国の施策は重要性や有効性があると考えられる団体の割合が高い一方で、認知度が低く、活用している団体の割合が低い実態がわかった。その要因を明らかにするため、地方公共団体へのヒアリング及びケーススタディを実施した。



(2) 地方公共団体へのヒアリング

1) ヒアリングの実施概要

①ヒアリングの目的

景観及び歴史まちづくりに関する地方公共団体の取組状況や課題、工夫点等についてヒアリングにより具体的な把握を行う。

②対象団体

取組状況、地域、人口等のバランスを考慮し対象団体（市町村39団体）を選定した。対象団体には、先進的な取組を行っている団体に加え、景観計画策定から数年程度経過した団体や景観計画は未策定だが策定の検討を行っている団体が含まれている。

	人口(万人)	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
1	20万人以上	○		B
2	20万人以上	○	○	A
3	20万人以上	○	○	A
4	20万人以上	○		B
5	10万人以上20万人未満	○	○	B
6	10万人以上20万人未満	○		D
7	10万人以上20万人未満	○		A
8	10万人以上20万人未満	○		A
9	10万人以上20万人未満	○		A
10	10万人以上20万人未満	○	○	A
11	3万人以上10万人未満	○		C
12	3万人以上10万人未満			A
13	3万人以上10万人未満	○	○	D
14	3万人以上10万人未満	○		D
15	3万人以上10万人未満	○		C
16	3万人以上10万人未満	○		D
17	3万人以上10万人未満	○		B
18	3万人以上10万人未満	○		A
19	3万人以上10万人未満	○		B
20	3万人以上10万人未満			B
21	3万人以上10万人未満	○		D
22	3万人以上10万人未満	○		D
23	3万人以上10万人未満	○		C
24	3万人以上10万人未満	○		C
25	3万人以上10万人未満	○		C
26	3万人以上10万人未満	○		B
27	3万人以上10万人未満			B
28	3万人以上10万人未満	○		C
29	3万人以上10万人未満			A
30	3万人未満	○		A
31	3万人未満	○		A
32	3万人未満	○		B
33	3万人未満	○		C
34	3万人未満	○		B
35	3万人未満	○		B
36	3万人未満			A
37	3万人未満	○		C
38	3万人未満	○		D
39	3万人未満	○	○	A

③主なヒアリング内容

- ・計画策定時の課題、工夫点
- ・計画運用時の課題、工夫点
- ・職員の専門性の向上、取組の体制、地域住民等との連携、財源の確保 等

2) ヒアリングの実施結果

ヒアリングにより得られた結果を、計画策定時、計画運用時ごとに、地方公共団体の「①認知・意識」「②知識・ノウハウ」「③マンパワー」「④地域の協働、理解、関心」「⑤予算」の5つの視点から整理する。

また、ヒアリング内容の後ろに、回答した自治体の類型(下記記載)と回答団体数を記載する。

- ・先進的な取組を行っている団体 ((3) ケーススタディの対象とした9団体) : 【先進】
- ・景観計画策定から数年程度経過した団体【近年策定】
- ・景観計画は未策定だが策定の検討を行っている団体【未策定】

(I) 計画策定時

①認知・意識

○法制度に関する認知や理解が不足

- ・これから計画策定を行おうとする団体では、景観計画及び歴史的風致維持向上計画の法制度、支援施策等の情報を十分に理解していない傾向がある。【未策定：2】
- ・景観行政団体になることによる事務量増加はある一方、メリットがわかりにくい。【未策定：1】
- ・景観関連の補助制度は複数の省庁にまたがっており複雑であるため、補助対象に該当するかわかりにくい。【近年策定：2】

○都道府県等の働きかけ

- ・計画策定にあたり、地域ブロックの都市美協議会の研究会における講演や情報提供が役立った。【近年策定：1】
- ・都道府県や地方整備局が景観歴史まちづくりに関する法制度及び計画内容等をよく理解し、積極的に関与してほしい。【先進：1】
- ・周辺自治体において歴まち認定都市が増えることで情報交換や課題克服方法等について相談が可能となるため、地方整備局や県から普及啓発に向けた働きかけをしてほしい。【先進：1】
- ・近年、景観計画を策定した団体は、都道府県からの働きかけで景観計画策定の検討に至った団体が多い。【近年策定：7】
- ・首長の方針やマニフェストがきっかけとなり、景観計画を策定することとなった。【近年策定：3】

②知識・ノウハウ

○専門的な知識・ノウハウの不足

- ・景観計画及び条例策定に関する知識が不足している傾向がある。【近年策定：13】
- ・都道府県が計画策定時の疑問点等に対し、きめ細かに相談・対応してくれた。【近年策定：9】
- ・景観計画に関する専門家の紹介・派遣があるとよい。【近年策定：2】
- ・景観計画策定までの詳細なフローチャートの提供があるとよい。【近年策定：1】

○市町村の実情にあった事例情報の活用

- ・周辺市の事例やHP等からの情報収集が参考になった。【近年策定：7】
- ・著名な自治体の事例もよいが、各市の実情にあった情報提供が充実するとよい。【近年策定：7】

例) 自治体の規模（人口、職員のマンパワー）や主要施策（観光等）に近い自治体別の情報提供 等

③マンパワー

- ・景観計画策定後の事務量の増加への懸念があった。【近年策定：4】
- ・計画策定に対して専任の職員がいなかった。【近年策定：2】
- ・景観計画策定時には自治体への人的支援や予算支援があるとよい。【近年策定：7】
- ・景観計画策定委員会や助言を得る有識者の人選に苦労した。【近年策定：2】

④地域の協働、理解、関心

- ・計画策定前は景観のために規制が必要であるという地域住民の意識が低いと感じた。【近年策定：10】
- ・規制が生じることへの反発が懸念された。【近年策定：6】
- ・イメージを共有する際の仕掛けづくりが難しい。【近年策定：3】
- ・住民の間で温度差があり、取組に対し賛成と反対が二分して計画策定を断念した。【未策定：1】

⑤予算

- ・景観計画策定に際して、活用できる補助制度がないため費用の確保に苦労した。【近年策定：8】
- ・県が独自に用意している景観計画策定時の補助を活用して検討を進めた。【近年策定：4】
- ・景観計画や広域的な景観形成のためのマスタープランの策定・改訂時の業務委託、策定委員会に係る費用への補助制度があるとよい。【近年策定：6】

(Ⅱ) 計画運用時

②知識やノウハウ

○専門的な知識・ノウハウの不足

- ・景観形成基準への適合審査や歴史的建造物の活用など専門性が高い分野であることに伴う職員のノウハウ、知識不足を感じている。【近年策定：13】
- ・大手企業のコーポレートカラーの使用や全国展開するハウスメーカーの規格住宅、チェーン店等の既存不適格物件の是正が課題となっている。【先進：2】
- ・アドバイザーを活用し職員の能力向上を図っている。【近年策定：2】

○技術資料等の活用

- ・届出・指導のマニュアル及び事例解説を作成、担当者で共有している。【近年策定：2】
- ・歴まち情報サイトは網羅的に認定自治体の情報が全て掲載されているため参考になり、二期計画策定時等の情報収集時に活用している。【先進：1】
- ・歴史的建造物や路地空間の活用事例や支援事業の具体的な手法の情報提供があるとよい。【先進：1】
- ・各自治体の実情に即した技術資料の整備による情報の充実があるとよい。【近年策定：4】
- ・地面に設置するタイプの太陽光発電施設に対する景観上のガイドラインがあるとよい。【近年策定：1】

○研修会等の活用

- ・国交省や都道府県等が開催する研修等に参加することで専門的知見を得て、職員同士で情報共有を図っている。【近年策定：13】
- ・実務に役立つ（各自治体の実情に即した）講習会の地方での開催があると参加しやすい。【近年策定：8】

- ・歴史的建築物の保存・活用に対する実務講習会の地方での開催があるとよい。【先進：1】

③マンパワー

○専門職員や専任職員の不足

- ・市町村によって業務内容は様々であるが、普及啓発、デザイン・色彩、屋外広告物、計画運用に精通する者、市民参加型のまちづくりの経験を有する職員、建築技師等が不足している。【近年策定：7】【先進：1】
- ・専任職員が配置できていない。【近年策定：3】
- ・少人数で取り組むための工夫や、外部人材との連携の事例に関する情報提供があれば参考になる。【近年策定：11】

○少人数で対応するための工夫

- ・届出対象行為を限定して少ない人数で対応している。【近年策定：1】
- ・ガイドラインの策定により事業者等の景観形成基準の理解を促し審査時間の短縮につなげている。【近年策定：1】

○外部人材等との連携

- ・届出業務を行う際に、外部委員（専門家）の活用や、地域団体との協議を行うことがある。【近年策定：9】【先進：1】
- ・外部委員（専門家）の選定に際しては、地域の歴史・景観に関する知識や類似案件への経験の有無を考慮している。【先進：2】
- ・景観や歴史的建造物の活用などの専門知識を持った有識者が少なかったり、周辺にいない。【先進：3】
- ・外部専門委員に関する相談窓口の設置や紹介があると、円滑に外部有識者の活用を図ることが可能となる。【先進：1】

○他部局等との連携

- ・届出対象物件の把握等にあたり、他部局と連携している。【近年策定：2】
- ・近隣自治体担当者と相互に相談できる体制が構築できると、取り組みやすくなる。【近年策定：1】
- ・多くの団体では観光部局との連携や景観の良さを活かして外国人観光客を呼び込むための情報発信の取組を行っていない。

④地域の協働、理解、関心

○普及啓発の取組と課題

- ・普及啓発のため、景観計画の内容をHPや市報へ掲載したり、講演会、ワークショップ、説明会、出前講座等を開催している。【近年策定：8】【先進：2】
- ・景観形成の取組を理解してもらうためのガイドラインを策定したり、町並み保存活動や地域の魅力を発信する広報誌を発行している。【近年策定：3】【先進：4】
- ・小学生を対象にした文化財等に関する地域学習を実施している。【先進：1】
- ・制度の普及啓発につとめているが、屋外広告物制度の国民的な周知状況が未だに不十分であり、違反広告物がまちにあふれている。広告主や業者に関係法令を理解し、法令遵守に努めてもらえるよう、国が政策広報等に取り組むことが必要。【近年策定：1】
- ・国民全体に景観形成を促すために学校教育における環境保全や良好な景観を学ぶ機会の創出が必要。【近年策定：1】
- ・地域住民や事業者に景観形成基準の内容を理解してもらいにくい。計画策定後の住民意識の変化に対応した景観形成基準の見直しが必要と感じている。【近年策定：8】【先進：1】
- ・町外事業者への景観計画の内容周知が難しい。【近年策定：1】

○地域の自主的な活動支援、地域との連携

- ・景観・歴史まちづくりの取組は継続的な取組が必要であるため、関係者が限定され周りに広がりにくい。地区内の活動について持続した活動を展開していくための人材育成や掘り起こしが課題となっている。【先進：2】
- ・景観まちづくりにつながる地域住民による自主的な活動の実施を支援している。
例) 地区内の清掃、緑化、花作り、まち歩きイベント、先進地視察、子供学習イベント 等
【近年策定：8】【先進：3】
- ・地域まちづくり活動の研究会に職員がオブザーバーとして出席している。【先進：1】
- ・景観形成を図ることを目的とした団体や事業への補助制度を設けて支援している。【先進：3】
- ・歴史的建造物の維持管理を地元へ委託している。【先進：1】
- ・大学の学生等、外部からの意見（評価）を聞いている。【先進：1】
- ・他の自治体における地域住民等との連携の事例に関する情報提供があるとよい。【近年策定：6】

⑤予算

○予算の確保及び活用の状況

- ・限られた予算のなかで、景観・歴史まちづくりに関する予算を確保することは容易ではない。
【近年策定：14】
- ・県の助成制度（景観アドバイザー制度）を活用した講師派遣を行っている。【近年策定：1】
- ・県の補助を活用して、地域の団体の緑化活動、道路の愛護や景観に関する活動を支援している。
【近年策定：1】
- ・県の公共事業における景観ガイドラインなどを参考にしながら、景観に配慮して事業を実施している。【近年策定：6】
- ・公共事業における景観配慮のためのルールがなく経験も少ないため、景観配慮が行えていない。
国や県の補助事業の要件として景観配慮が明記されているとよい。【近年策定：7】
- ・市の代表的な景観は農業景観であるが、景観部局では建築物の制限しかできておらず、景観の保全・活用が十分にできていない。【近年策定：1】

○補助制度について

- ・現在の補助事業は区域要件などの制限があり、活用することが難しい。【先進：2】
- ・景観計画に基づく景観に配慮したまちづくりに対する支援制度の拡充があるとよい。【近年策定：2】
- ・空き家の改修（耐震改修を含む）や除却に係る補助要件の緩和や補助の充実があるとよい。【近年策定：4】
- ・自治体が独自に指定する景観資源の外観修理や継続居住のための設備改修への補助の充実があるとよい。【近年策定：1】【先進：1】
- ・職員の専門性向上の取組に対する支援制度があるとよい。【近年策定：1】
- ・普及啓発のためのガイドラインの策定費用に対する補助支援があるとよい。【近年策定：1】
- ・伝統文化の継承に対しての指導・活動・発表会等に関する補助支援があるとよい。【先進：2】
- ・歴まち法の第2条（重点区域の策定に必要な文化財の要件）の拡充があるとよい。【近年策定：1】

(3) ケーススタディ

① ケーススタディの目的

各都市の市街地特性や景観及び歴史まちづくりの取組実態に応じた、法や制度の活用や運用の実態把握、運用上の課題等についてヒアリングにより具体的な把握を行う。

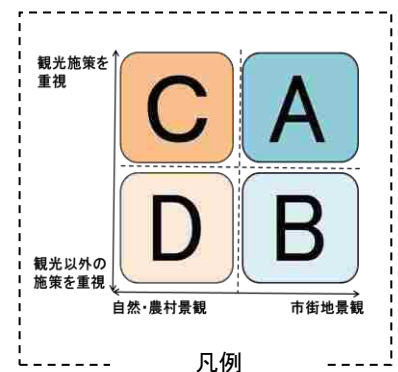
② 対象団体の抽出

景観及び歴史まちづくりの取組や景観資源、人口規模等を勘案し、以下の9団体をケーススタディ対象とする。ABCD分類は第3章2. 2)における分類方法によるものである。

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
1 宮城県 仙台市	約100万人	中心市街地、郊外住宅地、山並みなど	○	—	B
2 石川県 金沢市	約47万人	金沢城、城下町、河川、丘陵地など	○	○	A
3 青森県 弘前市	約17万人	弘前城、歴史的市街地、山並み、農村集落など	○	○	B
4 北海道 小樽市	約12万人	小樽運河、近代建築など	○	—	A
5 滋賀県 彦根市	約11万人	琵琶湖、彦根城、城下町など	○	○	A
6 岐阜県 高山市	約9万人	里山、歴史的市街地、高山祭など	○	○	D
7 愛媛県 宇和島市	約8万人	段畑、眺望など	○	—	C
8 長野県 小布施町	約1万人	歴史的市街地、農村など	○	—	B
9 和歌山県 高野町	約0.3万人	金剛峯寺等の高野山上の寺院建築	○	○	A

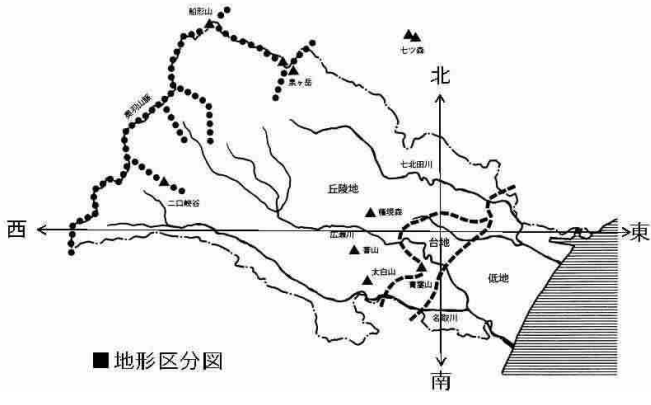
③ 主なヒアリング項目

- ・ 法制度の活用にあたっての課題や解決方法
- ・ 業務毎に必要な職員数、外部人材の活用方法
- ・ 職員の専門性を高める方法、予算の状況
- ・ 各施策の活用状況、改善点 等



ケース 1：宮城県仙台市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
1 宮城県仙台市	約 100 万人	中心市街地、郊外住宅地、山並みなど	○	—	B




①仙台市の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

仙台市は、1600年に伊達政宗公が青葉山に居城を構えて以来城下町として栄えた。「杜の都」の呼称は、戦前の仙台が藩政期の屋敷林等を継承し、緑豊かな都市環境を備えていたことに由来する。

昭和20年の仙台空襲で、屋敷林の多くは消失してしまったが、戦災復興事業による青葉通・定禅寺通でのケヤキ植樹や公園整備が行われるなどの整備が行われた。

また高度経済成長期には、急激な開発に対して緑の保全を目的とする「杜の都の環境をつくる条例」や、広瀬川の水質と環境を保全する「広瀬川の清流を守る条例」を制定した。戦災復興以来、仙台市は都心とその周辺部における自然環境の再生・保全運動を契機として、総合的な都市環境保全に対する取組を行ってきた。

平成7年、政令指定都市後の住宅地の一層の拡大や都心部等でのビル開発に伴う急激な景観変化とその課題に対応するため、市独自の「杜の都の風土を育む景観条例」を制定。「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、緑に囲まれた風景に調和する建築物等を誘導するとともに、都市の顔となる魅力ある街並みとして定禅寺通や宮城野通の景観形成地区指定を行うなど、魅力的な景観形成に取り組んできた。

平成21年になり、景観法の制定を受け『仙台市「杜の都」景観計画』を制定し、法に基づく景観形成に取り組んでいる。

②景観まちづくりの取組

【景観法に基づく制度以外の施策も重層的に活用した総合的な景観形成】

『仙台市「杜の都」景観計画』では、仙台市全域を景観計画区域に位置づけ、仙台の発祥となった旧城下町区域を「景観重点地区」として指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいる。

景観重点区域の中でも、杜の都を代表する都心部の広幅員街路沿道である「定禅寺通地区」「宮城野通地区」「青葉通地区」の3地区については、景観地区として指定している。「定禅寺通地区」「宮城野通地区」は、景観計画策定以前から地区計画において用途制限のほか、敷地面積、壁面後退、最低高さによる形態制限がかけられていた。しかし、地区計画では建築物の色彩やデザイン面の十

分な誘導はできないため、地区計画と同じ区域に景観地区を指定することにより、形態意匠や色彩等の誘導の実効性を高めながら補完し合っている。

またこれら3地区は、仙台市屋外広告物条例に基づく広告物モデル地区にも指定している。屋外広告物を表示または設置（変更、改造等を含む）する場合は、仙台市屋外広告物条例に基づく許可の基準及び広告物美観維持基準への適合を求めている。以上の3つの手法を活用してきめ細かく景観行政を展開している。

【建築物の誘導に関する課題と対応】

建築物等の景観誘導に関して、景観計画に基づく景観形成基準に含まれる定性的な基準は、指導の判断が難しく、主観的になってしまうこともある。また、行為の制限の意図するところが建築主や設計者に伝わりにくいという課題があり、運用が難しい側面がある。

こうした中でも業務の質の向上や円滑化を図るため、担当課では相談簿等を作成し組織内での情報共有や相談記録の蓄積を行っている。また現在、担当者向けのマニュアルの作成を進めているところである。

また、「定禅寺通地区」「宮城野通地区」「青葉通地区」の景観誘導においては、「景観地区」「地区計画」「広告物モデル地区」それぞれの基準に加え、計画や設計にあたっての配慮事項や方針となるきめ細やかな誘導指針も盛り込んだ「街並み形成ガイドライン」を作成し、総合的で円滑な景観誘導を行っている。これまでの事案を踏まえると、大規模な案件を中心に良好な景観形成が図られている状況にある。しかし、事業者がガイドラインの意図するところが伝わりにくい、メリットが少ないなどの課題もある。

【社会資本整備総合交付金の活用】

上記の景観地区における景観ルール検討や景観の現況調査などの業務委託については、社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用している。また上記交付金に加え屋外広告物許可手数料を財源としながらできる限りの範囲で対応している。

【職員の専門性向上に向けた課題】

仙台市の景観まちづくりにおいては、課長、係長を除くと担当職員5人（建築4名、造園1名）で、景観及び屋外広告物（許可手続きを除く）に関する業務を実施している。当該業務は、建築物や屋外広告物等に関する色彩やデザインなどに関する専門知識や市民参加型まちづくりの進め方などの専門性が必要になる。

しかし、担当する職員は技術系の職員ではあるものの、それまでの職務経験の中で景観やデザインに関わる機会が少ない。また日々の業務を遂行する中で景観やデザインに対する専門知識を学んでいくことになるため、知識や技術不足や人手不足を感じている。そのため、業務のマニュアル化や景観に関する研修へ職員を派遣するなどの対応を行っている。

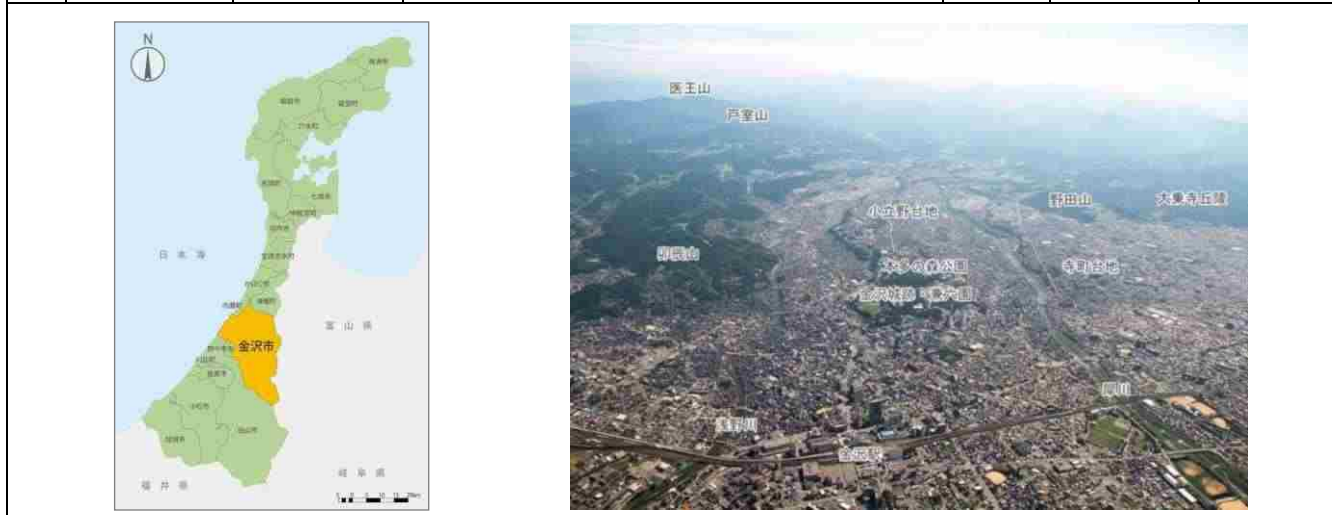
③歴史まちづくりの取組

【面的な広がりがない歴史的資源】

仙台市には、国史跡に指定されている仙台城など幾つかの歴史的資源を有しているが、それらが点在しており面的な広がりを持つに至っていない。また歴史まちづくり法の活用の核となる具体的な事業がない。そのため、現時点では歴史的風致維持向上計画を作成する労力を上回るメリットが感じられないことから、歴史まちづくり法の活用には至っていない。

ケース 2：石川県金沢市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
2 石川県金沢市	約 47 万人	金沢城、城下町、町家、河川、丘陵地など	○	○	A



①金沢市の景観・歴史的資源とこれまでの取組概要

金沢市は、加賀百万石の城下町として栄え、以降も戦災や震災に遭わなかったため、藩政期の町割りや街路に基づいた、歴史的な街並み景観を残している。

市の景観まちづくりの取組は、昭和 43 年に「金沢市伝統環境保存条例」を制定したことに遡り、今年度で条例制定から 50 周年を迎えた。平成 21 年には景観法を活用した「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し「金沢市景観計画」を策定している。

「金沢市景観計画」では、重点的な景観づくりを推進する区域「景観形成区域」として計 94 地区が指定され、地区ごとに定めた「方針」と区域ごとに定めた「基準」に基づき、届出制によるきめ細やかな誘導を行っている。

加えて、市では歴史的な街並みや寺社風景、用水の保全等を目的としたものなど、多岐にわたる自主条例を制定し、届出制度により長年にわたり重層的な景観まちづくりを行ってきた。

また、平成 20 年には、「歴史的風致維持向上計画」が認定され、「歴史都市」としてソフト・ハード面の両者から取組を推進している（平成 30 年度に二期計画に移行し、取組を継続中）。金沢市における「歴史的風致維持向上計画」の策定・運用は、庁内意識、市民への意識づくりの両者に対し、「歴史都市」という視点に基づいた総合計画としての役割（機運を高める取組としての位置づけ）を担っており、計画策定後は当該取組への理解や意識の共有化が図られてきている。

②景観まちづくりの取組

【重層的なまちづくり情報を一元化した「金沢市まちづくり支援情報システム」の活用】

景観計画の詳細な区域設定や自主条例による基準の上乗せにより、該当する区域の組み合わせは敷地によって異なり、敷地にかかる区域の種類や基準を把握することが困難であった。このため、検索地点の都市計画、景観政策、建築規制などが一目で示すことができる「金沢市まちづくり支援情報システム」を開発し、活用している。これにより、事前相談での情報共有もスムーズに行われ、職員や事業者の負担が減っている。

【関係部局の集中配置による横断的な連携を強化】

金沢市では、景観計画による届出件数が多い上（建築物559件/年、工作物37件/年＊平成29年度）、専門知識が必要な歴史的建造物や、自主条例による斜面緑地や用水の保全など、他部局との連携が必要な案件も多い。そのため、関係課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置し、関係課の部局横断的な連携の強化を図っている。合わせて、各部局長による調整会議や担当者間による連絡会を定期的に開催し、関連情報を共有している。

③歴史まちづくりの取組

【歴史的建造物の保全・活用に向けた職人技術継承の場づくり】

金沢ならではの景観・歴史的建造物の保全、活用を行うためには、金沢独自の職人文化の伝承・保存及び後継者の育成が必要と認識し、平成8年に「金沢職人大学校」を設立。当該学校の修復専攻科では歴史的建造物の建築技術等を学ぶことが可能（就学期間は3年、学費は無料）となっている。

当該実習について、金沢市の景観・歴史まちづくり担当者は受講しており、これまでに38人が当該技術を学び職務に活かしている。また、歴史的建造物の修復・保全に関わる専門家、職人等も当該実習経験者であることが基本であるため、景観誘導及び歴史的建造物の修復・保全がスムーズに行えるようになってきている。

現在、当該大学校の運営費は全て金沢市と業種団体等からの出資によるが、周辺市等からの職員、職人等が専門技術を学ぶ場として役立つと認識していることから、県や国に対し、当該取組への費用支援があると望ましいと考えている。

④景観・歴史まちづくりの効果

長年行われてきたきめ細やかな景観まちづくりの取組と、それらに紐づけられた多様な建物の修景、再生活用助成事業により、歴史的建造物の滅失棟数が平成11年から平成20年で260棟/年であったものが、平成21年から平成29年で150棟/年に減少するなど、歴史的建造物の保存と活用が図られている。また、毎年行われる市民を対象にしたまち歩きや文化財の公開イベントなどの「金沢歴史遺産探訪月間」は好評を得ており、平成21年で1,170人であった参加人数が平成28年には5,436人に増加するなど、景観・歴史まちづくりに対する市民意識の向上が図られている。

⑤更なる展開に向けての取組や課題

景観面においては、観光客等の夜間の回遊性が低いという状況に着目し、自主条例「夜間景観条例」の改編の検討など、夜間の景観まちづくりに積極的に取り組んでいる。

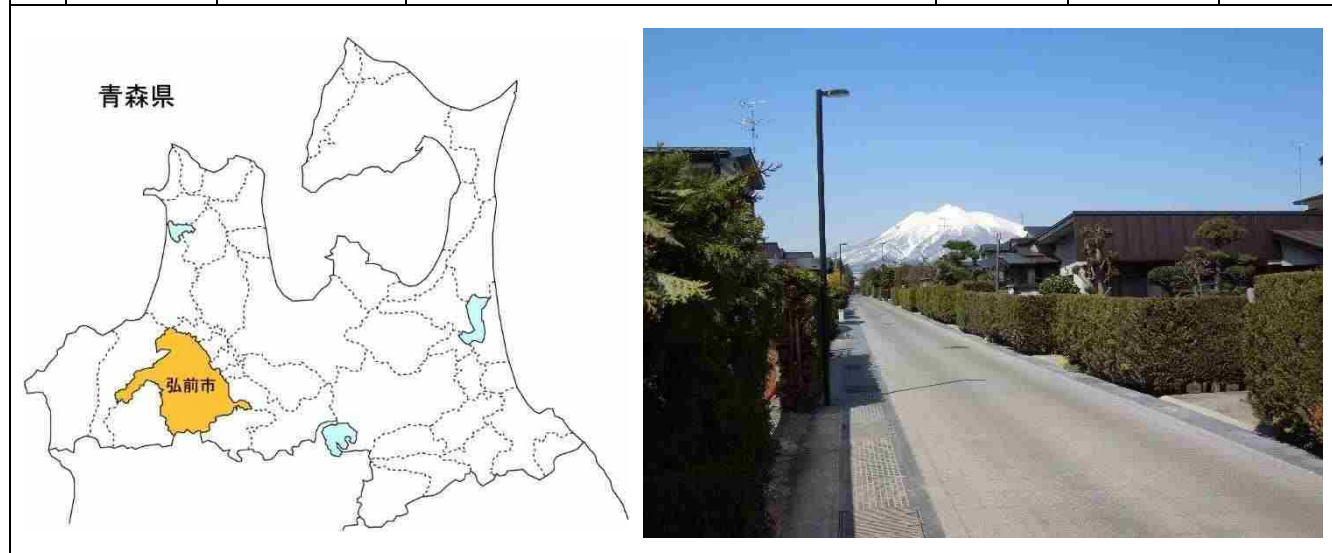
歴史的建造物の活用に際しては、空き家化対策を目的とした「金澤町家再生活用事業」を実施している。当該事業では修景助成に加え改修助成（内部改修・内装、設備機器整備、防災構造整備等）を実施している（昭和25年以前の木造建築物で一定の条件を満たす「金澤町家」が対象）ことが特徴である。

今後、金澤町家の活用継続を促進するためには、内装・設備等への改修助成の充実が重要と認識しており、国に対しては歴史的建造物の改修費用の支援について、外観改修だけでなく、内部・設備等への補助の拡充があると望ましいと考えている。

一方で、観光振興を一定程度行うことは、地域の活性化や高齢化への対応に繋がることから、景観・歴史まちづくりを進める上で必要であることは認識しているが、観光客が増加し続けることに伴う「観光と地域住民の生活の共存」が新たな課題となってきている。

ケース 3 : 青森県弘前市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
3 青森県弘前市	約 17 万人	弘前城、歴史的市街地、山並み、農村集落など	○	○	B



①弘前市の景観・歴史的資源とこれまでの取組概要

弘前市は城下町として、また、キリスト教伝来の先進地として発展し、街中には武家屋敷や洋風建築などが建ち、豊かな自然に囲まれた多様な歴史のある都市である。しかし、高度経済成長期に多くの歴史的資源が喪失し、近年では中心市街地での商店街の衰退や空き家・空き地化が増加していた。特にこれら空き地や空き家による中心市街地の景観は、大きな政策課題となっていた。

これを背景に平成 2 年「都市景観ガイドプラン」策定、平成 6 年に自主条例「都市景観条例」による事前届出制度を設け、景観向上を図る取組をスタートした。一方、自主条例での景観誘導には限界があったため、より効果的で実効性のある施策を実施するため、平成 24 年 3 月に景観法に基づく「弘前市景観計画」策定し、併せて、「弘前市屋外広告物条例」も制定している。

また、平成 22 年 2 月には「弘前市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、弘前城下町地区や岩木お山参詣地区を中心に、弘前市の歴史的風致を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

これら景観・歴史まちづくりの取組は、景観フォーラム等による学習機会の創出や、公募で選ばれた住民が景観審議会の委員となり市民目線の意見を計画に反映させるなど、地域住民との協働で取り組んでいる。

②景観まちづくりの取組

【地域住民との協働で推進】

市民と共に弘前の景観を考える場として、景観フォーラム等を平成元年から平成 30 年までに延べ 30 回開催している。今後は、これまで参加していなかった層へも呼びかけ、啓発の拡大を検討。

景観審議会は、公募で選ばれた住民も委員となり、市民目線の意見を計画に反映させている。また、届出に関するガイドラインや手引きを作成し事業者配布することで景観まちづくりへの理解促進と業務の円滑化を図っている。

このほか、屋外広告物を設置している事業者等へ屋外広告物条例の改正内容を広く周知するため、

許可を受けている事業者へチラシを配布する他、市HP及び広報、商工会議所が発行している会報を利用し情報提供を行っている。

【職員の専門性向上に向けた課題】

景観関係業務の定性的な判断や文化財の利活用に関する業務では、専門知識が必要であるため、景観に関する研修等へ積極的に参加しているが、東北管内や青森県内での開催を期待している。

国からの情報提供として、どの地方公共団体でも参考となる事例や失敗事例の拡充を望んでいる。また、景観まちづくりに関する事例（屋外広告物の除却等）や歴史的建造物の利活用等の事例などは業務の参考となる。

あわせて、多くの情報から有用な取組を選択していける工夫も期待している。

支援制度については、現在、多くの制度があるため、どの手段が当市で活用できるかを把握するのに時間がかかるため、省庁横断した支援制度の検索体制や、相談窓口の設置を期待している。

【専門家の活用】

景観審議会には、大学教授、屋外広告美術業協同組合、日本建築家協会、青森県建築士会といった景観分野、建築分野、歴史・文化分野に精通している人に委員を委嘱している。有識者には景観に関する専門的な知見からの意見、公共団体等（観光、商工）からは各団体活動を活かした意見等の助言を得ている。

一方、景観審議会や景観アドバイザーは頻繁に活用することは難しいため、今後、定量的基準を設けることで、説明しやすい景観形成基準に変更することも検討している。

③歴史的建造物の保存・活用

【取組概要と効果】

弘前市では、景観計画の景観重要建造物として平成24年に6件、平成26年に8件、計14件を指定。景観重要建造物に指定することで、建物の所有者は景観法の規定に基づき適正な管理義務を負うほか、増築や外観を変更する修繕等の際は市の許可が必要になる。一方、国の支援制度を活用し、改修費等の一部を助成する制度を設け、規制と優遇措置により景観重要建造物の保全を行っている。また、文化財に指定されていない歴史的建造物も「趣のある建物」に指定し、現状変更等を行う場合は報告をいただくことで、建物の保全を図っている。

歴史的建造物の保存活用や街並みの修景、住民への普及啓発等により、市民の景観の魅力についての満足度は大きく向上（満足・どちらかといえば満足：約52%（平成23年）から約65%（平成29年））という効果が出ている。また、外国人観光客（延べ宿泊者数）は、統計を取り始めた平成22年の約3,600人と比較して、平成29年には10倍以上（約38,000人）と大幅に増加している。

【庁内の横断的な体制の課題】

取組を進めるにあたり、歴史に詳しい文化財課との調整が不可欠であるが、物理的に離れている庁舎に配置されているため、事業を進める際には、組織的な体制よりも、物理的に近い場所で相談できる体制が必要と考えている。

【さらなる取組推進に向けた課題】

歴史的建造物の保全に力を入れて取り組んできているが、活用しようとしても、民間の団体が活用する際、消防法等の基準をクリアするためには多額の費用がかかり活用を断念している例や、修景に対する所有者の経費負担が大きいため、対応できない等の案件が発生している。国に対して、所有者負担を減らすための修景に対する補助や、歴まち計画に基づく事業に対する補助制度の拡充を期待している。

ケース4：北海道小樽市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
4 北海道小樽市	約12万人	小樽運河、近代建築など	○	—	A



①小樽市の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

小樽市は札幌に隣接する重要な港湾都市として明治時代から大正時代にかけて港湾の整備や都市の発展が進み、その時代に建造された石造りの倉庫や小樽運河、近代建築といった景観資源・歴史的資源が今も残っている街である。

しかし、昭和41年に都市計画決定された道路整備事業によって一部の石造り倉庫の解体が進み、小樽運河の埋立ても計画されたことから、運河や歴史的建造物の保存に向けた「運河論争」が始まった。この「運河論争」を契機として小樽市固有の景観に対する重要性の認識が深まり、昭和58年に運河地区などにある歴史的建造物や景観地区の保全などを目的とした「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」が制定されるに至った。

その後、景観を阻害する「高層マンション問題」を踏まえて平成4年には自然景観・眺望景観の保全や新築建物の景観誘導などを盛り込んだ総合的な「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」が制定された。さらに、平成20年には景観条例を全面改定して平成21年に景観法に基づく「小樽市景観計画」を策定し、平成24年には「小樽市屋外広告物条例」を制定したことで、市の独自施策から、景観法や屋外広告物法の枠組みを利用した取組へと発展した。

②景観まちづくりの取組

【業務体制と人手不足への対応】

担当する職員は、専任・専門職種5人（歴史まちづくりも含む）である。業務に割いている時間として屋外広告物の許可申請業務が4割程度を占め、多いという印象を持っており、特に屋外広告物の違反広告物対応において人手不足が課題になっている。

【職員の専門性向上に向けた課題】

職員の専門性を高めようと、建築技術職を配置するようにし、専門的な情報はインターネット等で入手するとともに、景観や屋外広告物に関する会議等に参加しているが、職員の専門性の向上は今後も引き続き課題である。届出や許可内容の基準への適合判断に難しさがあることから、国、県、関連団体に対して、職員の専門性を向上させる「実務に役立つ講習会等を地方で開催すること」、「都道府県から市町村に対する情報提供の充実」を期待している。また、実効性のある屋外広告物条例ガイドラインのマニュアル本、ハンドブックが必要だと感じており、内容としては危険屋外広

告物や違反屋外広告物のパトロールの際に現場で対応可能な簡便なものを期待している。

③歴史的建造物の保全・活用

【取組概要と効果】

小樽市の歴史まちづくりは、その経緯から、歴史的建造物の保全に重点が置かれている。景観条例の中で「歴史的建造物」を登録または指定する仕組みがあり、平成30年12月時点で79件の歴史的建造物が指定されている。登録及び指定された歴史的建造物の保全にかかる経費の一部について、小樽市が助成を行うほか、融資の斡旋も実施し、積極的な保全を図っている。

保全・活用されている歴史的建造物とそれらによって構成される景観は小樽市の重要な観光資源にもなっており、その効果として、小樽市の観光入込み客数が増加を続けているほか（平成23年：604万人から平成27年：795万人）、小樽運河周辺の地価下落の動向が道内の他都市の類似した条件の市街地に比べて緩やかになっている（昭和61年から平成27年の比較）という効果も出ている。

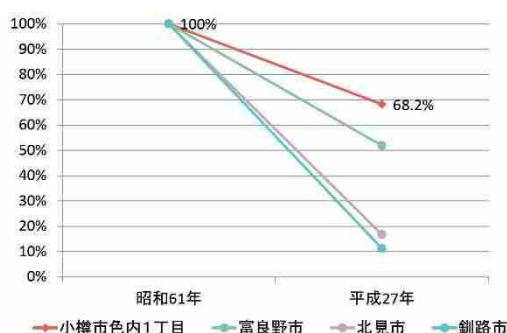


図 地価動向と他都市との比較（単位：円/㎡）

※昭和61年を100とし、平成27年との比較

出典：<http://www.tochidai.info/hokkaido/>

【歴史的建造物の修繕における外部有識者の活用】

歴史的建造物の修繕工事にあたり、専門家の意見が必要であるが、専門知識を有する職員がいない状況である。そのために「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会」の学識経験者委員である歴史的建造物の専門家（元北海道博物館学芸員1名と建築史研究家1名）から意見を貰うことで対応している。

【ふるさと納税を活用した財源確保】

歴史的建造物の保全を進める上で、財源を確保することは特に重要な課題になっているが、この対応策の一つとして、ふるさと納税制度を活用した「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」を設置している。

この基金は、具体的な事業を提示して、それに賛同する全国の「小樽ファン」からの意思のある寄付を募るもので、対象事業のひとつとして、「景観条例に基づく登録歴史的建造物の保全事業」が設けられている。同事業では、これまでに4,700万円の寄付を受け付けた。その他として「まちづくり事業資金基金」も設置している。

【さらなる取組推進に向けた課題】

小樽市では、引き続きこのような事業を進めるため、歴史的建造物の活用促進に資する助成金制度の拡充が特に有効と考えている。国の施策としては、歴史的建造物の維持費の費用支援があると望ましいと考えている。

ケース5：滋賀県彦根市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
5 滋賀県彦根市	約11万人	琵琶湖、彦根城、城下町など	○	○	A




①彦根市の景観・歴史資源とこれまでの取組の概要

彦根市は滋賀県の東部に位置し、北東部に鈴鹿山系の山並みが連なる、水と緑豊かなまちであり、市域の北部に彦根山を中心とした近世城郭跡の代表的な城跡である彦根城があり、江戸時代を通じて彦根藩の政治・経済・文化の中心として発展してきた都市である。

彦根市における景観まちづくりの取組は、平成6年12月に「彦根市都市景観基本計画」、平成7年9月に「彦根市快適なまちを造る景観条例」を制定し、条例に基づき、市域全体を対象として大規模建築物に対する景観形成の誘導を促進。また彦根城周辺では、都市景観形成重点地区の指定による歴史的景観の保全・育成に取り組んできた。

その後、当該条例に基づく運用では、規制・誘導の範囲に限界がみられ、景観法に基づく例規の整備が必要となったことから、平成18年2月に「彦根市景観条例」に改定し、平成19年6月に「彦根市景観計画」を策定。市内全体を景観計画区域とし、景観特性ごとに、5つの景観形成地域及び3つの景観ゾーンに市域を分類し、景観誘導を実施。国宝彦根城周辺（城下町景観形成地域）は地区の特性別に6つに分類し、それぞれに景観形成基準を設け、景観誘導・指導を実施している。また、城下町地区の規制を強化することなどを目的に、平成27年7月から『彦根市屋外広告物条例』の運用を実施している。

②景観まちづくりの取組

【建築物のデザイン協議等の相談に外部人材を活用】

建築物のデザイン協議や景観重要樹木の相談などに、学識経験者（大学教授クラス）、建築士、樹木医を景観アドバイザーとして活用し、専門的立場として助言を受けている。職員で判断が難しい規模が大きい、デザインが特殊などの物件や専門的な意見を受けることが望ましい物件について、個別に相談し助言を受けている。

【景観誘導・屋外広告物の助言・指導に対応する人員の不足】

担当職員は、兼任3人（うち専門職2人）、平均経験年数3年で対応しているが、景観の定性的な基準の理解や助言指導、歴史の認識、まちづくりなど専門的に対応できる職員が恒常的に不足している。

上記のような課題について、彦根市では、職員間の打ち合わせ等の情報交換を適宜行い、判断事

例の蓄積、情報共有、質の向上に努めると共に、審査を円滑化するための補助的な資料として簡単な判定表（チェックリスト）を作成して対応している。しかし、色彩コントロール（助言指導）、建築デザイン（助言指導）について専門性を備えた人材の確保が難しく、また、未申請等の、屋外広告物の違反物件に対しては、人員不足のため十分な対策が出来ておらず、課題である。

【職員の専門性向上に向けた課題】

職員の専門性を高めるために、学識経験者等の専門家からの具体事例をもとにした助言指導を直接聴くことや、国などから紹介される研修会・講習会等に積極的に参加し、知識を習得するようにしているが、主要な研修が首都圏になるため参加が難しいこともあり、職員の専門性向上については特に大きな課題となっている。そのため、国、県、関連団体に対して、「景観、屋外広告物の先進事例にみる支援事業等の具体的な活用手法の情報提供」、「太陽光パネルなど新たな景観支障事例への対応普及啓発事例集の作成・教育」「工作物（鉄塔、電波塔、携帯基地局、橋梁）の色彩・デザイン事例集の作成」、「屋外広告物についてコンプライアンス意識の向上に向けた事業者向けセミナー等の開催」、「外部人材の活用事例集」、「実務に役立つ研修の地方開催」を期待している。

③歴史まちづくりの取組

【歴史的建造物の保全・活用と効果】

彦根市では歴史的建造物が、歴史的風致を維持するための重要な構成要素であることから、昭和20年以前に建築された建物を「町屋」と定義し、空き町屋の利活用を推進するため、産官学民が連携して「小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム」を平成24年に立ち上げ、「町屋情報バンク」を運営している。現在までに、14件の空き町屋が取り引きされており、活用につながっている。

【歴史的建造物の設計管理等に対応する人員の知識不足】

担当職員は兼任5人（うち専門職4人）、平均経験年数5年で対応しているが、歴史的建造物の設計管理・助言指導は専門性が高く、職員異動の関係もあるなど、指導レベルの維持が難しく、知識を持った職員が不足している。

【庁内横断体制構築による他部局連携】

歴まち計画策定時に、歴史的まちづくりに関する円滑な推進や意見交換できる組織として、庁内の関係する所属長によって構成する歴史まちづくり庁内推進会議を立ち上げた。計画策定における情報交換、進行管理評価の意見集約などを円滑に行えるようになる等の効果が出ている。

【地元地域でのコミュニティ形成の活性化】

旧城下町地区の足軽屋敷地区において歴史的風致維持向上計画に位置づけられた拠点施設の整備をきっかけとして、狭隘な路地における防災対策の必要性が地域問題として共有化され、自主防災会が創設されるなど、地域コミュニティの形成が広がっている。

【歴史的建造物の維持にかかる費用支援】

歴史的建造物は、所有者の高齢化・核家族化の進行、相続関係、維持管理費の問題などから、荒廃や滅失が進行する建造物が増えている。特に、歴史的建築物の規模が大きい場合、活用方法が限定されると共に、改修等の費用が嵩むという課題がある。そのため、歴史的建造物の活用を促進するために、歴史的建造物の改修、修景、耐震に対する補助の充実が有効と考えており、国に対して、歴史的建造物の改修・修景・耐震に対する費用支援を期待している。

【職員の専門性向上に向けた課題】

職員の専門性向上に向けては、国などから紹介される研修会・講習会等に積極的に参加しているが、職員異動の関係もあり、職員の指導レベルの維持は課題である。そのため、国、県、関連団体に対して、「歴史的建造物の改修、活用に伴う補助制度（関係省庁）の一覧化と情報提供」、「建築基

準法の適用除外の事例等の情報提供」、「建築基準法第42条第3項の指定事例及び歴史的な路地空間の保全手法の事例等の情報提供」、「歴史的建造物の利活用に関する相談窓口の設置、アドバイザーの紹介」等を期待している。

ケース 6 : 岐阜県高山市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
6 岐阜県高山市	約 9 万人	里山、歴史的市街地、高山祭など	○	○	D

①高山市の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

高山市は、約 430 年前に飛騨を平定した金森長近が高山城下町を形成して以来、京文化や江戸文化を取り入れながら飛騨の政治経済の中心として栄え、様々な伝統文化を育んできた。

高山市の景観・歴史まちづくりは、昭和 40 年代の上三之町町並保存会（後の恵比須台組町並保存会）による住民先行の町並み保存活動に始まり、昭和 47 年に「高山市環境保全基本条例」「高山市市街地景観保存条例」が制定されるに至る。昭和 54 年には市指定保存区域の一部が高山市三町伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 9 年に対象区域を拡大、平成 16 年には高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区が選定され、市民意識の高揚と制度面の整備が相まって、歴史伝統文化としての町並の保存・保全活動が順調に行われ、現在に至っている。

平成 18 年 12 月には、景観法に基づく「高山市景観計画」を策定した。策定から 10 年が経過し、屋外広告物等の基準の強化や明確化、新たな基準の設定などの見直しを行い、平成 29 年 4 月 1 日から新基準の適用を開始した。

平成 17 年 2 月、高山市は近隣 9 町村との合併により、2177.61km²という日本一広い面積の市町村となると同時に、国・県・市合わせて 900 件を超える指定文化財を有することとなった。この広大な市域の一体感の醸成のため、豊かな地域資源、歴史・文化資産を活用した地域活性化が求められた。

そこで、歴史的な町並みや地域固有の伝統文化等をまちづくりの要素の一つとして活用するため、「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 21 年 1 月 19 日に全国初となる国の認定を受けた。10 年間を経て、平成 30 年 3 月に第二期計画の認定を受け、引き続き事業を推進している。

②景観まちづくりの取組

【屋外広告物等の基準の強化】

高山市景観計画では、市内全域を景観計画区域とするとともに、特に重点的に良好な景観づくりを推進する 14 の区域を景観重点区域とし、地域特性に応じた景観形成基準を定めている。また、

建築物等に加え屋外広告物の掲出等の行為にも制限を設けるなどにより、一体的な景観の保全・創出を図っている。

策定から10年が経過し、景観に対する関心が高まるとともに、基準の範囲内であってもまちなみと調和していないとの意見が寄せられる事例や、これまでの基準では事業者に対して明確に指導が困難な事例が見られるなどの課題が生じてきた。そのため、屋外広告物等について、基準の強化や明確化、新たな基準の設定などの見直しを行い、平成29年4月に新基準の運用を開始した。

【地域の意識の高さと市外事業者の意識向上】

高山市の景観まちづくりは町並み保存運動として住民先行により進められてきたため、地元住民の意識や関心は元々高い。しかし意識の低い市外業者の流入による景観等の乱れが課題である。良好な景観形成のためには、事業者の理解促進や認知度向上の取組が必要である。特に屋外広告物に関しては、広告業界のコンプライアンス意識の向上に向けた実効性のある制度構築が課題である。

【専門的な職員の不足と庁内横断的な体制による対応】

高山市の景観・歴史まちづくりは『兼任6人（うち専門職1人）』で対応している。平均経験年数3年である。業務に慣れてきた頃に異動になるため、景観指導やプランニング等に関する専門性が不足していることが課題である。この課題については、届出業務、助成業務、計画策定業務それぞれの担当者の情報共有を密にすることで対応している。庁内横断的な対応として、景観政策に限らず都市計画等のまちづくり全般について、関係課で意見交換を行う体制を構築し、業務に対応している。

また、職員の専門知識を高めるため、国の研修への参加や公表されている事例を参考にしたいが、国土交通省大学校での研修期間が長期間（12日間）で参加が難しく、「世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり」事例集は、各都道府県1事例に限定されているため、研修等の地方開催や多種多様な事例の提供に期待している。

③歴史まちづくりの取組

【取組概要と効果】

高山市では、平成21年に歴史風致維持向上計画の認定を受け、ハード・ソフト共に取組を実施している。ハード事業では、景観重要建造物等の外観維持に必要な経費の一部助成、空き町家等を取得し地域の核となる施設の整備等を実施している。また、電線等の地中化、道路の美装化、景観に配慮した看板や板塀・生け垣を設置する際の補助金の交付など、多様な整備を実施している。

ソフト支援では、外国人観光客の増加に伴い、外国人観光客が多く立ち寄る飛騨高山まちの博物館において、展示物の説明表示の多言語化を実施（観光ホームページ12言語、観光パンフレット10言語作成）している。また、高山祭や祭屋台をはじめとした伝統行事、伝統芸能、伝統工芸の継承及び文化・産業の振興も行っている。

【歴史的建造物の保全・活用の課題】

歴史的建造物の保全・活用については様々な施策を実施しているが、確実に成果が出ている取組は、歴史的建造物に対する修景補助である。但し、現在の補助制度は継続居住に向けた設備改修や修理への活用が難しい。歴史的建造物の滅失を防ぐためには、設備改修等への補助の拡充や税の減免による優遇措置が必要である。一方、歴史的建造物の活用時は、建築基準法に基づく用途面での規制が課題となることが大きく、当該内容に関する規制緩和の検討も重要と認識している。

【取組の効果と課題】



これまでの多様な取組により、上三之町（重伝建）では、地価の上昇（平成28年から平成30年で14%上昇）が確認できた。その一方で、三町伝統的建造物群保存地区内では、店舗等の家賃が高額化し、地元店舗が出店しにくいなどの状況がある。また、当該地域の家賃の高騰や観光化が進むにつれて、地域内に居住する世帯が減少しているという状況も見られる。

【地域の担い手の不足】

高山市は景観・歴史まちづくりに関する地域住民の自主的な活動が非常に盛んであり、地域住民の理解がなくては景観・歴史まちづくりは成り立たない。しかし、高山祭や地域の伝統行事、歴史的建造物の活用の担い手が恒常的に不足しており、非常に重要な課題となっている。

ケース7：愛媛県宇和島市

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
7 愛媛県 宇和島市	約8万人	段畑、眺望など	○	—	C

①宇和島市の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

宇和島市の西部沿岸、三浦半島北側中央部の水荷浦地区は、昔ながらの段畑の景観が現在も残されており、地元住民の「段畑を守ろう会」等の活発な取組等があることから、その重要性を把握した上で適切に保全していくことが求められる地域であった。

平成17年度に宇和島市では、当該地域の保全をまちづくりの一環として検討を実施し、市全域を対象に景観計画の検討をするのではなく、市域の中でも重要度が高く、検討が急がれる遊子水荷浦地区のみを景観計画の対象とし、検討を進めた。

また、当該地域は文化庁の重要文化的景観の候補として位置づけられたため、景観計画策定に向けた基礎調査及び計画策定に対して文化庁の経費補助を受けることが可能となり、平成19年4月に「宇和島市遊子水荷浦地区景観計画」が策定され、平成19年7月に重要文化的景観の選定を受け、景観保全に取り組んでいる。

②景観まちづくりの取組

【地元活動組織による取組とその効果】

景観計画に基づき、地元住民が中心となって設立された「段畑を守ろう会」が、段畑の修景等により荒廃した段畑の再生を実施。また、自治会が主体となった実行委員会が主催（市は共催で参加）となり、「ふる里だんだん祭り」やライトアップ等のイベントを開催。このような取組を行うことで、当該地域を訪れる観光客が近年増加している（段畑を訪れる観光客が3年間で1.5倍（平成25年：約2.5万人から平成28年：約3.8万人））。

また、平成28年からは、遊子地区の段畑を含む一帯を舞台に、「うわうみだんだんマラソン・ウォーク」というスポーツイベントを開催しており、すぐれた景観の中を走ることでランナーに強く印象が残ると認識。また、参加者による情報発信が今後の景観まちづくりに繋がると考えている。

【地元取組に参加するメンバー募集による担い手不足の解消】

「段畑を守ろう会」の構成メンバーの高齢化等から地域の担い手不足が課題となったため、「地域おこし協力隊」制度を活用し、平成29年12月から協力隊1名が遊子地区に対し、地域活動を行っている。協力隊員へは、年間報酬が約200万円、消耗品等の活動費用を合わせ概ね300万円が支払われている。

地域おこし協力隊の活動内容は多岐にわたるが、IT関連の仕事の経験を活かし、SNS（Facebook：遊子物語）やラジオ出演（FMがいや）により、遊子地区の情報発信を行っている。また、宇和島市では、他地域において5名（市全体で6名）の地域おこし協力隊が就任し、地域活動を行っている。

【重要文化的景観を活用した景観計画の策定・運用】

景観計画策定に際し、文化庁の重要文化的景観の候補として位置づけられたため、計画策定に向けた基礎調査及び計画策定に対し文化庁の経費補助を受けることが可能となった。景観計画策定後は、重要文化的景観の選定を受けたため、当該区域内の景観資源等の整備、修景等に経費補助が活用されている。

【少ない職員体制の中での景観計画の策定・運用】

宇和島市では、景観計画の策定に際し、市域の中で重要度が高く、検討が急がれる遊子水荷浦地区地域のみを対象とすることで、少ない職員体制による計画の策定・運用を実現している。

【景観担当職員の恒常的な人員不足】


宇和島市では、景観業務は、都市計画関連業務との兼務（2人）で、主な業務は条例及び届出の問い合わせへの対応である。また、これらの業務は、担当者の全体業務の1割程度であり、かつ平均経験年数が1年と短いことから、専門的な知識の習得と、それをまちづくりに活かすまでに至っていない。今後、既存の景観計画区域の進捗管理や、総合計画に定める新たな景観計画区域の指定などを行うためには、専門的な職員の配置が必要だが、追加の職員配置が実現できておらず課題となっている。

【職員の専門性向上に向けた課題】

職員の専門性を高めるために、専門的な情報をインターネット等で入手する、景観関連の研修会等に参加し知識を習得するようになっているが、職員の専門性向上は大きな課題となっている。そのため、国、県、関連団体に対して、「景観法、景観計画、屋外広告物法等の基礎知識に関する情報提供」、「景観計画策定の手順、留意事項のマニュアル等の配布」、「景観、歴史まちづくりの取組事例の情報提供」、「太陽光パネルなど新たな支障事例への対応・普及啓発に向けた事例集の作成」等を期待している。

ケース 8：長野県小布施町

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
8 長野県 小布施町	約1万人	歴史的市街地、農村など	○	—	B

①小布施町の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

小布施町は、江戸時代以降、北信濃の経済・文化の中心として発展してきた。

景観まちづくりは、昭和 57 年から 61 年に地元住民や企業が中心となり、行政と協働で行った「町並み修景事業」により、目に見える形で小布施らしい町並みの一端が形成され、景観育成の方向性が定まった。

これを受け、昭和 61 年に策定した第二次小布施町総合計画・後期基本計画の中にある美しいまちづくりが位置付けられ、景観まちづくりは町長以下、行政職員の共通認識となった。翌年には、地域の風土や特徴を生かした住宅づくりの計画「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」のなかで、町独自の家づくり・町並みづくり指針となる「環境デザイン協力基準」を具体化し、町全体に景観誘導が広く展開することとなった。

その後、修景事業や住まいづくり相談所の開設、うるおいのある美しいまちづくり条例の施行、環境デザイン協力基準の普及啓蒙などの施策を通して、住民や事業者の理解や協力を得ながら良好な景観づくりに取り組んでいる。

平成 16 年、景観法が創設されたことをきっかけに、うるおいのある美しいまちづくり条例を全面改正し、小布施町の景観づくりのビジョンとなる小布施町景観計画を平成 18 年 3 月に策定している。景観計画では、景観づくりの理念を明確にするとともに、環境デザイン協力基準に基づき景観形成重点地区とそれ以外を対象にした 2 つの景観形成基準を定めている。特に、市街化調整区域の中で開発基準を緩和し、一般住宅の建築も認める地域を景観形成重点地区として指定し、基準を厳しくすることで農村景観の保全を図っている。一方、これまで町並みづくりを行ってきた中心部等の景観形成基準は、環境デザイン協力基準や長野県の基準に基づく緩やかな基準で良好な景観づくりを誘導している。

②景観まちづくりの取組

【専門家との事前相談制度によりノウハウ蓄積】

小布施町では、建築を行う際の事前相談制度「住まいづくり相談」が整備されている。住まいづ

くり相談は、景観形成重点地区では義務、その他の地区では推奨されており、相談があった案件は、行政職員と景観まちづくりの経験値が高い専門家(住まいづくり相談員)が協働し対応している(相談件数は、平成29年度実績で57件)。定期的な相談会は月1回開催するとともにメール等での相談も受けつけている。なお、当初の相談会では、県の建築課職員も対応にあたっていたが、現在は、町の担当者と住まいづくり相談員による体制となっている。

この住まいづくり相談により、町内全ての建築物を建築前に把握し、事前調整できるようになったことに併せ、担当職員の専門的な知見やノウハウが得られるものとなっている。

一方、住まいづくり相談員には、謝礼を支払っているものの、住まいづくり相談員には、建築の専門家であり、なおかつ、これまで40年近くにわたる景観を理解していることが求められたため、人材確保は大きな課題となっている。

この他、景観まちづくりに係るノウハウや専門的な知見を得るため、地元企業などが組織する小布施景観研究会との情報交換や研究会主催の研修視察への同行を行っている。

【大学連携による普及啓発】

東京理科大学との協働で小布施まちづくり研究所を開設し、地元の小中学生を対象としたワークショップやシンポジウムを通して住民の景観に関する意識向上や、まちづくりの機運醸成を図ってきた。当初は5年契約としていたが、活動成果を踏まえ、更なるまちづくりを展開するため契約を延長し、延べ11年間の活動を行い平成28年に閉所。その後も、大学と連携したまちづくりは継続している。

【職員の人手不足】

小布施町の景観計画では、届出行為として、基本的に全ての建築行為を位置付けており、届け出件数は98件(29年度実績)となっている。

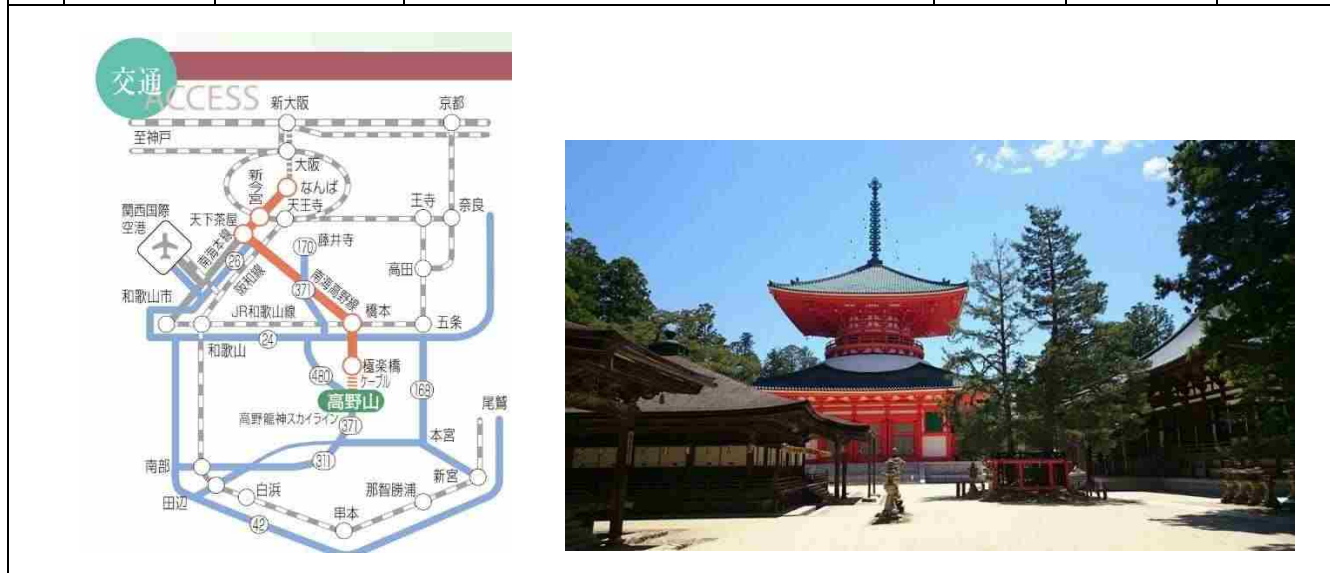
一方、景観まちづくりの担当職員は兼任の2名体制であり、業務の5割は他業務となっている。専門職の担当者がいないため、慢性的な人手不足、専門的な知識やノウハウの不足が課題。

【予算の不足】

景観まちづくりに関する助成や事業として、環境デザイン協力基準に適合する建築物や既存の広告物を環境デザイン協力基準に適合させる経費、生け垣づくり等への助成を行っているが、補助金等の活用は行っておらず、年々、財源が縮小してきている。

ケース 9 : 和歌山県高野町

都市名	人口	主な景観・歴史資源	景観計画	歴まち計画	ABCD分類
9 和歌山県高野町	約 0.3 万人	金剛峯寺等の高野山上の寺院建築	○	○	A



①高野町の景観・歴史資源とこれまでの取組概要

高野町は、和歌山北東部に位置し、高野山真言宗の聖地高野山を中心とする人口 3 千人強の町で、貴重な文化財・建造物・名所が数多く存在する地域である。

景観に関する取組は、平成 14 年 3 月に自主条例を策定し、その後、平成 16 年には高野町を含めた「紀伊山地の霊場と参拝道」が世界遺産への登録が決定。平成 21 年 3 月には、高野町景観計画を策定、施行している。この際、景観計画区域は高野町全体とし、重点的に景観形成を行う地域は重点区域及び景観地区・準景観地区を定めた。

世界遺産登録後は、宗教都市としての歴史、文化、歴史的景観、豊かな自然環境、等の魅力が発信され、さらに多くの観光客が訪れる地域となっている。高野山への観光入込客数は、平成 25 年には 130 万人を超え、平成 29 年には約 142 万人と次第に増加している。また、外国人宿泊客が、平成 16 年以降増加しており、平成 29 年の宿泊客に占める外国人の割合は 4 割（8 万人強）となっている。このような状況から、高野町では多角的な観光ニーズへの対応が求められてきており、これらに対応するための景観・歴史まちづくりを進めることが必要となった。

②景観まちづくりの取組

【景観・屋外広告物担当職員の恒常的な人員不足】

景観まちづくり部局は、兼任 2 人で、平均経験年数は 1 年。業務全体に関する割合は全体の 2 割以下と、小さい町村のため複数人の配属が難しく、また異動などにより経験を積むことが非常に難しく、恒常的な人員不足が課題となっている。

また、地域との協働の取組等については、自治体からの働きかけが重要であることは認識しているが、人員不足に伴い、働きかけが出来ていない状況である。

③歴史まちづくりの取組

【新たな観光政策の支援策として歴まち計画の策定を検討】

高野町は人口 3 千人強の規模の小さい団体であるため、団体職員も非常に少ないが、今後の観光

ニーズへの施策検討にあたり、歴史的風致維持向上計画を策定・運用することとし、現在、当該計画を策定している。高野町において当該計画策定に至った経緯は、首長が考えるまちづくり（歴史的町並みの保全や周遊環境を整えることによる観光の活性化）を進める上で、当該計画が有効に利用できる点が多くあると担当部局が判断したためである。

また、当該計画を策定し、町が目指す方向性が明確になることで、関係者の理解を得やすくなり、結果として官民一体となってまちづくりを推進していけるのではないかと認識している。

【歴史的建造物の滅失対応に歴まち計画を活用】

高野町では、個人が所有する歴史的建造物の取り壊しによる駐車場化が課題となっている。これに対し、個人が所有する建造物が滅失化する前の情報入手は難しいのが現状である。そのため、地域で重要と認識する歴史的建造物について、歴まち計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を積極的に行うことにより、事前情報を入手する手立てが得られるのではないかと考えている。

【都道府県からの情報提供及び人材支援】

歴まち計画の策定の検討に至る背景として、和歌山県から歴史的風致維持向上計画について、庁内関係各課を集め、当該計画の内容や優遇措置等の個別説明及び、計画策定に向けての詳細な資料等の提供があった。

また、県と町による人事交流制度に基づき和歌山県から高野町に人材が派遣されているが、当該職員が本計画策定業務にも携わっている。

【庁内横断的な体制づくりと地域への波及効果の可能性】

これまで庁内横断的な体制がなかったが、歴まち計画策定により、庁内での意思統一が図られ、横のつながりが出来てきている。また、歴まち計画は、目標に向かって地域一体を整備することができるようになるため、今後は事業の無駄を少なくする（案内標識の統一化や文化財保護・修繕、道路・公園等の担当部局が異なる事業を計画的に同時期に整備することができる）ことの可能性が共有され始めている。

また、今後、景観法に基づく指導に加え、歴まち計画に基づき、地域全体で景観・歴史まちづくりを行うことの方角性を示すことができるようになるため、事業者及び町民に理解してもらいやすくなると考えている。

【さらなる取組推進に向けた課題】

高野町では、個人の歴史的建造物の活用に際し、住民の理解を得るためには、修景整備への費用支援の拡充や所有者が利点と考えられる税制優遇措置等の拡充が有効と考えており、国に対しては、歴史的建造物の維持・改修費の費用支援や税制優遇措置等の拡充を要望している。

3. 景観及び歴史まちづくりを進める上での課題

アンケートやヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。本節では、アンケートやヒアリング等の知見を整理しつつ、それぞれの理由に対応するための課題を整理する。

3-1 認知不足への対応

様々な課題が山積する中、地方公共団体に国の法制度や支援施策、取組や効果の事例等の情報を十分に理解してもらった上で、それぞれの団体が必要な施策は何かを考えて実施していくことが望ましいが、小規模団体を中心に国の法制度や支援施策等の認知度が低いことが課題となっている。

<全国アンケートによる現状分析>

国の施策の認知度については、景観まちづくりの法制度を「知っている」と回答した団体の割合は8割以上あったが、それ以外の施策の認知度は低く、「知っている」と回答した団体の割合は1～3割程度にとどまった。国の支援施策では、先進団体における取組や効果等の事例の情報提供を行っているが、多くの団体にはそうした情報が届いていないことがわかった。

グループ別に分析すると、「知っている」と回答した団体の割合はC、Dグループの割合が比較的低かった。

人口規模別に分析すると、「知っている」と回答した団体の割合は人口規模が小さいほど低かった。一例として「歴まち法」を「知っている」と回答した団体の割合はIグループでは約6割、IVグループでは約2割であった。

<ヒアリングによる課題分析>

計画策定時には、法制度に関する認知や理解が不足している団体が多い傾向があるが、都道府県がきめ細かく相談に乗ることで対応しているケースがあった。また、首長の方針や都道府県等からの働きかけをきっかけとして景観計画を策定した団体が多いことがわかった。

支援制度が複雑であり、補助対象に該当するかどうかかわからないとの意見もあった。

<ケーススタディによる課題分析>

景観及び歴史まちづくりに関する国の研修について、参加しやすいように、開催場所や期間について見直しを求める団体や都道府県から市町村への情報提供の充実に期待する団体があった。

多くの団体が他の団体の取組事例に関する情報等を参考にしたいと考えており、国からの情報提供の工夫・充実に期待していることがわかった。

【参考となる取組事例】

◎都道府県による情報提供

- ・和歌山県から歴史的風致維持向上計画について、庁内関係各課を集めて当該計画の内容や優遇措置等の個別説明及び計画策定に向けての詳細な資料提供があった。(高野町)

【課題及び要望】

◎研修等の開催

- ・実務担当者の知識向上のための研修等の地方開催を期待する。(弘前市、小樽市、彦根市、高山市)
- ・国土交通省大学校での研修期間が長期間(12日間)なので参加しにくい。(高山市)

◎都道府県からの情報提供

- ・都道府県から市町村に対する情報提供の充実に期待する。(小樽市)

◎国からの情報提供

- ・支援制度については、現在、多くの制度があるため、どの手段が当市に使えるか把握するのに時間がかかるため、省庁横断した支援制度の検索体制や、相談窓口の設置を期待している。
(弘前市)

◎取組事例に関する情報提供

- ・「世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり」は各都道府県1事例に限定せず、多種多様な事例を参考にしたい。(高山市)
- ・どの自治体団体でも参考となる事例や失敗事例の拡充を望んでいる。あわせて、多くの情報から有用な取組を選択していける工夫も期待。(弘前市)
- ・支援事業等の具体的な活用手法がわかる景観、屋外広告物の先進事例の事例集の作成を期待。(彦根市)



以上を踏まえ、景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた「認知不足」に対応するため、国として、以下の取組を実施することが考えられる。

- 地方開催等による研修等の充実
- 市町村への情報提供における都道府県等の役割強化
- 取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実

3-2 知識やノウハウ不足への対応

景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、法制度や事例等の理解に加え、職員が計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等に必要となる実務面の知識やノウハウを身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に約7割の地方公共団体において知識やノウハウの不足が課題となっている。

<全国アンケートによる現状分析>

「知識や技術の不足」が「特に重要な課題」と回答した団体の割合は2割強あり、「マンパワーの不足」「財源が確保できない」に次いで3番目に多かった。「知識や技術の不足」が「特に重要な課題」もしくは「課題となっている」と回答した団体の割合は約7割あった。グループ別に「知識や技術の不足」が「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、Cグループが3割強あり最も高かった。人口規模別に「知識や技術の不足」が「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、Ⅲ、Ⅳグループが25%あり最も高かった。

国の施策への評価を尋ねたところ、「景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援」を「知っている」と回答した団体のうち9割が重要と考えていたが、「知っている」と回答した団体の割合が2割しかなく活用したことがある団体は2割弱にとどまることがわかった。

<ヒアリングによる課題分析>

計画策定時には、都道府県が丁寧に相談対応しているケースや、市町村の実情にあった取組事例を参考にしていることがわかった。景観計画に関する専門家の紹介・派遣や景観計画策定までの詳細なフローチャートの提供を求める団体があった。

計画運用時では、届出業務や歴史的建造物の保存・活用、公共事業における景観配慮等において専門的な知識やノウハウの不足を感じている団体が多くあり、実務に役立つ講習会の地方での開催や最近の課題に対応した技術資料の整備、人材育成の取組への支援が求められていることがわかった。

＜ケーススタディによる課題分析＞

職員の専門性を向上させるため、独自の人材育成の取組等をしている団体があった一方、届出内容の基準への適合判断等について専門性が不足しているため、実務に役立つ講習会の開催や人材育成の取組への支援、マニュアル、技術資料の整備等を期待する団体が多かった。

【参考となる取組事例】

◎職員の専門性向上に向けた取組

- ・業務の質の向上や円滑化を図るため、相談簿等を作成し組織内での情報共有や相談記録の蓄積、担当者向けのマニュアルの作成を進めている。(仙台市)
- ・金沢ならではの景観・歴史的建造物の保全、活用を行うため、「金沢職人大学校」を設立。当該学校の修復専攻科では歴史的建造物の建築技術等を学ぶことが可能となっている。当該実習について、金沢市の景観・歴史まちづくり担当者は受講しており、職務に活かしている。(金沢市)
- ・事前相談で住まいづくり相談員(景観まちづくりの専門家)と一緒に担当職員が対応することで、実践を通して担当職員が専門的知見を学べる環境を整備している。(小布施町)

【課題及び要望】

◎職員の専門性向上に向けた取組

- ・届出内容の基準への適合判断(色彩コントロール、建築デザインの助言指導)に難しさがあることから、実務に役立つ講習会等の地方での開催を希望する。(小樽市、彦根市)
- ・歴史的建造物の設計管理・助言指導は専門性が高く、職員異動の関係もあるなど、指導レベルの維持が難しく、知識を持った職員が不足している。(彦根市)
- ・歴史的建造物の建築技術等を学ぶことができる「金沢職人大学校」の運営費は全て金沢市と業種団体等からの出資によるが、周辺市等からの職員、職人等が専門技術を学ぶ場として役立つと認識していることから、当該取組への費用支援を期待。(金沢市)

◎マニュアル、技術資料等の整備

- ・工作物(鉄塔、電波塔、携帯基地局、橋梁)の色彩・デザイン事例集の作成を期待。(彦根市)
- ・太陽光パネルなど新たな支障事例への対応・普及啓発に向けた事例集の作成を期待。(彦根市、宇和島市)
- ・屋外広告物条例ガイドラインのマニュアルやハンドブック(危険屋外広告物や違反屋外広告物のパトロールの際に現場で対応可能な簡便なもの)が必要。(小樽市)
- ・建築基準法の適用除外事例集の情報提供が必要。(彦根市)
- ・建築基準法第42条第3項の指定事例及び歴史的な路地空間の保全手法の事例集の情報提供が必要(彦根市)



以上を踏まえ、景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた「知識やノウハウ不足」に対応するため、国として、以下の取組を実施することが考えられる。

- 届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催
- 人材育成の取組への支援
- マニュアル、技術資料の整備による情報提供の充実
- 技術的課題の解決や業務の効率化につながる先進的な取組に対する支援

3-3 職員不足への対応

景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、届出業務における指導・協議や建築物の外観修景への補助、住民の合意形成など手間がかかりかつ専門的な知識を要する業務が多いため、小規模団体を中心に約7割の地方公共団体において専門的な知識を持つ職員が不足していることが課題となっている。

<全国アンケートによる現状分析>

「マンパワーの不足」が「特に重要な課題」と回答した団体の割合は4割弱と最も高かった。「マンパワーの不足」が「特に重要な課題」もしくは「課題となっている」と回答した団体の割合は約7割あった。グループ別に「知識や技術の不足」が「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、Cグループが5割弱あり最も高かった。人口規模別に「マンパワーの不足」が「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、Ⅲ、Ⅳグループがそれぞれ40%、37%あり最も高かった。

景観・歴史まちづくりに取り組んでいる団体の担当職員の平均人数は、専任職員は1人強、兼任職員は3人弱となっており、少人数で対応していることがわかった。グループ別に分析すると、専任職員はA、Bグループが1.5人強、C、Dグループは0.5人強、兼任職員は全てのグループで3人程度であった。人口規模別に分析すると、専任職員はⅠグループが4.6人強で最も多く、Ⅳグループは0.4人弱で最も少なく、兼任職員はⅡグループが3.6人弱で最も多く、Ⅳグループが2.6人弱で最も少なかった。

<ヒアリングによる課題分析>

専門職員や専任職員が不足している傾向があり、計画策定時の人的支援や予算支援を期待している団体や計画策定後の事務量の増加を懸念した団体があった。計画運用時では、外部有識者を活用する団体が多いが、外部有識者の確保や人選に苦慮している団体があることがわかった。少人数で取り組むための工夫や外部人材との連携の事例や外部人材に関する情報提供が求められていることがわかった。

<ケーススタディによる課題分析>

専門的な知識を持った職員不足に対応するため、外部人材との連携や、他部局との連携、少人数で取り組むための工夫を行っている団体が多かった。外部人材の活用事例集の作成、情報提供を期待する団体もあった。

【参考となる取組事例】

◎外部人材との連携

- ・建築物のデザイン協議や景観重要樹木の相談などに、学識経験者（大学教授クラス）、建築

士、樹木医を景観アドバイザーとして活用し、専門的立場として助言を受けている。(彦根市)

- ・景観審議会に、大学教授、屋外広告美術業協同組合、日本建築家協会、青森県建築士会といった景観分野、建築分野、歴史・文化分野に精通している人に委員を委嘱している。(弘前市)

◎他部局との連携

- ・専門知識が必要な歴史的建造物や、自主条例による斜面緑地や用水の保全など、他部局との連携が必要な案件が多いため、関係課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置し、関係課の部局横断的な連携の強化を図っている。(金沢市)
- ・景観政策に限らず都市計画等のまちづくり全般について、関係課で意見交換を行う体制を構築し、業務に対応。(高山市)
- ・歴史的風致維持向上計画策定時に、当該計画に関する事業は多岐にわたるため調整が難しく、連携する組織が必要と考え、庁内横断組織体制を整え、運用。(彦根市)
- ・歴史的風致維持向上計画策定により、庁内での意思統一が図られ、横のつながりが出来てきており、今後は事業の無駄を少なくできる可能性が共有され始めている。(高野町)

◎都道府県による人材支援

- ・県と町の人事交流制度に基づき和歌山県から高野町に人材が派遣されているが、当該職員が歴史的風致維持向上計画策定業務にも携わっている。(高野町)

◎届出時の業務負担を軽減するための情報システムの構築

- ・検索地点の都市計画、景観政策、建築規制などが一目でわかる「金沢市まちづくり支援情報システム」を開発し、活用している。これにより、職員や事業者の負担が減っている。(金沢市)

◎少人数で取り組むための工夫

- ・宇和島市では、景観計画の策定に際し、市域の中で重要度が高く、検討が急がれる地域のみを対象とすることで、少ない職員体制による計画の策定・運用を実現している。(宇和島市)

【課題及び要望】

◎人手不足の要因

- ・業務に割いている時間として「屋外広告物の許可申請業務の時間の割合が多い」印象を持っており、特に屋外広告物の違反広告物対応において人手不足が課題になっている。(小樽市)

◎情報提供の充実

- ・外部人材の活用事例集の作成、情報提供を希望する。(高山市)
- ・職員の指導レベルの維持は課題であり、国、県、関連団体に対して、歴史的建造物の利活用に関する相談窓口の設置、アドバイザーの照会を期待している。(彦根市)



以上を踏まえ、景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた「職員不足」に対応するため、国として、以下の取組を実施することが考えられる。

- 外部人材や他部局等との連携事例に関する情報提供
- 少人数での取り組むための工夫事例に関する情報提供
- 専門人材の派遣や調査費に対する補助などの計画策定に対する支援の創設

3-4 地域の協働、理解、関心の不足への対応

景観及び歴史まちづくりの施策は、道路や水道、教育のように地方公共団体に実施が義務づけられているものではない施策であるため、その実施にあたっては、地域住民の理解や関心が不可欠である。また、地方公共団体のマンパワーや予算には限界があるため、地域住民や事業者が地域の景観のルールづくりや街並み形成の担い手として積極的に役割を果たし、地方公共団体と協働していくことが望ましい。

<全国アンケートによる現状分析>

「地域の担い手不足」と「地域住民の関心がない」が「特に重要な課題」もしくは「課題となっている」と回答した団体の割合はそれぞれ4割弱、2割強あった。

<ヒアリングによる課題分析>

近年景観計画を策定した団体のうち、計画策定前は景観のために規制が必要であるという地域住民の意識が低いと感じていた団体が6割強あった。多くの団体では講演会や出前講座等を活用して景観計画の制度等の周知を図っている。一方で、屋外広告物制度の周知状況が不十分であり、違反広告があふれているという団体があった。景観意識の向上に向けて景観教育や政策広報などの国レベルの普及啓発の必要性を訴える団体があった。

<ケーススタディによる課題分析>

先進団体では景観及び歴史まちづくりの実施にあたり地域の協力は不可欠であると考えられており、地域住民の意識向上につながる取組や地域活動に対する支援、地域住民等、事業者との連携を図る取組を行っている団体が複数あった。

地域の担い手不足や事業者の理解不足、観光と地域住民の生活の共存を課題と考えている団体もあった。

【参考となる取組事例】

◎地域住民の意識向上につながる取組

- ・毎年行われる市民を対象にしたまち歩きや文化財の公開イベントなどは好評を得ており、景観・歴史まちづくりに対する市民意識の向上が図られている。(金沢市)
- ・東京理科大学と協働で小布施まちづくり研究所を開設し、小中学校を対象としたワークショップやシンポジウムを通して住民意識向上を図ってきた。(小布施町)
- ・市民と共に弘前の景観を考える場として、景観フォーラム等を平成元年から平成30年までに延べ30回開催している。(弘前市)

◎地域活動の活性化

- ・旧城下町地区の足軽屋敷地区において歴史的風致維持向上計画に位置づけられた拠点施設の整備をきっかけとして、狭隘な路地における防災対策の必要性が地域問題として共有化され、自主防災会が創設されるなど、コミュニティの形成が広がった。(彦根市)
- ・地元住民が中心となって設立された「段畑を守ろう会」が、段畑の修景等により荒廃した段畑の再生を実施。また、自治会が主体となった実行委員会を中心に(市は共催で参加)、「ふる里だんだん祭り」やライトアップ等のイベントを開催することで、当該地域を訪れる観光客が近年増加。(宇和島市)
- ・「段畑を守ろう会」の構成メンバーの高齢化等から地域の担い手不足が課題となったため、「地域おこし協力隊」制度を活用し、平成29年12月から協力隊1名が遊子地区に対し、地域活動を実施。協力隊員へは、年間報酬が約200万円、消耗品等の活動費用を合わせ概ね300万円が支払われている。(宇和島市)

◎地域住民、事業者との連携を図る取組

- ・金沢ならではの景観・歴史的建造物の保全、活用を行うためには、金沢独自の職人文化の伝承・保存及び後継者の育成が必要と認識し、「金沢職人大学校」を設立。当該学校の修復専攻科では歴史的建造物の建築技術等を学ぶことが可能となっている。歴史的建造物の修復・保全に関わる専門家、職人等は当該実習経験者であることが基本であるため、景観誘導及び歴史的建造物の修復・保全がスムーズに行えるようになってきている。(金沢市)
- ・景観審議会は、公募で選ばれた住民も委員となり、市民目線の意見を計画に反映させている。(弘前市)
- ・地元企業などによる小布施景観研究会との情報交換や研修視察に参加することで、知見とネットワークを得ている。(小布施町)

【課題及び要望】

◎地域の担い手の不足

- ・高山祭や地域の伝統行事、歴史的建造物の活用の担い手が恒常的に不足しており、これについても非常に重要な課題である。(高山市)

◎事業者の理解不足

- ・意識の低い市外業者の流入による景観等の乱れが課題である。良好な景観形成のためには、事業者の理解促進や認知度向上の取組が必要であり、特に屋外広告物に関しては、広告業界のコンプライアンス意識の向上に向けた実効性のある制度構築が課題である。(高山市)

◎観光と地域住民の生活の共存

- ・観光振興を一定程度行うことは、地域の活性化や高齢化への対応に繋がることから、景観・歴史まちづくりを進める上で必要であることは認識しているが、観光客が増加し続けることに伴う「観光と地域住民の生活の共存」が新たな課題となってきている。(金沢市)



以上を踏まえ、景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた「地域の協働、理解、関心の不足」に対応するため、国として、以下の取組を実施することが考えられる。

- 景観教育などの地域住民等の意識向上につながる取組に対する支援や取組事例に関する情報提供
- 地域活動の活性化や地域住民等との連携を図る取組に対する支援や取組事例に関する情報提供

3-5 予算不足への対応

景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、建築物の届出業務等を通じた景観誘導に加え、建築物の外観修景や歴史的建造物の保全・修理等のハード施策や民間の活動支援、普及啓発等のソフト施策を実施しているが、約6割の地方公共団体においてそうした施策の実施に必要な予算の確保が課題となっている。

<全国アンケートによる現状分析>

「財源が確保できない」が「特に重要な課題」と回答した団体の割合は3割弱あり、「マンパワーの不足」に次いで2番目に多かった。「財源が確保できない」が「特に重要な課題」もしくは「課題

となっている」と回答した団体の割合は約6割あった。グループ別に「特に重要な課題」として団体が回答した割合を分析すると、グループによる差は数%と小さかった。人口規模別に「財源が確保できない」が「特に重要な課題」と団体が回答した割合を分析すると、人口規模による明確な傾向はなかった。国の施策への評価を尋ねたところ、「景観まちづくりに係る事業補助」や「歴史まちづくりに係る事業補助」を「知っている」と回答した団体の割合は2～3割あり認知度が比較的高かった。また、それらが「非常に重要」もしくは「重要」と回答した団体の割合は8～9割あったが、「有効だが課題がある」と回答した団体が約3割あり、「活用している」もしくは「活用したことがある」と回答した団体の割合は1割強にとどまっていることがわかった。

歴史まちづくりについては、事業補助の活用状況はその他の支援施策の活用状況と比較して高い水準にあり、特に都市景観を有し、観光に力を入れているAグループにおいてその傾向が顕著に見られる。

<ヒアリングによる課題分析>

景観計画の策定時に国の補助がないため調査費を確保することに苦慮している団体が多く、都道府県によっては独自の補助金で支援しているケースがある。

計画運用時も、限られた予算の中で景観及び歴史まちづくりに関する予算を確保することは容易でなく、県の補助制度を活用しているケースがあった。予算不足等のため公共事業における景観配慮が出来ていない団体があり、国等の補助事業における景観配慮の要件化を期待する団体があった。

また、国の補助制度は区域要件などの制限があることや重要な課題に対応できない場合があるため、支援施策の拡充が期待されていることがわかった。具体的には、外観修景のみならず建造物の継続使用のための耐震改修や設備改修への支援を行うことや普及啓発のための取組や伝統文化の継承といった地域活動の活性化に対する支援を行うことが期待されている。

<ケーススタディによる課題分析>

地域住民による景観・歴史まちづくりの取組に対して、国の補助金に頼らない独自の助成制度を導入している団体が多かったが、財源の確保が課題となっている。ふるさと納税や他の支援制度との併用など、財源の多角化を図る工夫をしている団体もあるが、課題の解決には至っておらず、国の支援施策（補助、税制）の拡充が期待されている。

歴史まちづくりにおいては、特に歴史的建造物の保存・活用の取組を通じた観光振興を図る取組が見られるが、空き家化の進行や維持管理費の負担が課題となっており、こうした地域の課題にきめ細かく対応した支援制度の拡充を求める団体が多かった。

【参考となる取組事例】

◎独自財源の確保

- ・ふるさと納税制度を活用して、具体的な事業を提示し、それに賛同が得られる全国の「小樽ファン」からの「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」への寄付を募り、まちづくりを推進。「景観条例に基づく登録歴史的建造物の保全事業」の財源の一部としても活用している。その他として「まちづくり事業資金基金」も設置。（小樽市）

◎他省庁の支援制度の活用

- ・景観計画策定に際し、検討地区が文化庁の重要文化的景観の候補として位置づけられたため、計画策定に向けた基礎調査及び計画策定に対し、文化庁の経費補助を受けることが可能となった。（宇和島市）

◎国土交通省の支援制度の活用

- ・景観の現況調査や景観地区など景観ルールの検討などの業務委託に社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用している。（仙台市）

【課題及び要望】

◎予算の縮小

- ・環境デザイン協力基準に適合する建築物や既存の広告物を環境デザイン協力基準に適合させる経費、生垣づくり等への助成を行っているが、補助金等の活用は行っておらず、財源が縮小してきている。(小布施町)

◎歴史的建造物の滅失や空き家の進行防止に向けた支援制度の拡充・創設

- ・現在の補助制度は継続居住に向けた設備改修や修理への活用が難しい。歴史的建造物の滅失を防ぐためには、設備改修等への補助の拡充や税の減免による優遇措置が必要(高山市)
- ・所有者負担を減らすための修景に対する補助や、歴まち計画に基づく事業に対する補助制度の拡充を期待。(弘前市)

◎歴史的建造物の活用の促進に向けた支援制度の拡充・創設

- ・歴史的建造物の活用を促進するためには、助成金制度の拡充が特に有効と認識。(小樽市)
- ・歴史的建造物の活用継続を促進するためには、内装・設備等への改修助成の充実が重要と認識しており、外観改修だけでなく、内部・設備等への補助の拡充を期待している。(金沢市、彦根市、高山市)
- ・個人の歴史的建造物の活用に際し、住民の理解を得るためには修景整備への費用支援の拡充や所有者が利点と考えられる税制優遇措置等の拡充が有効と認識。(高野町)



以上を踏まえ、景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた「予算不足」に対応するため、国として、以下の取組を実施することが考えられる。

- 活用可能な支援制度に関する情報提供
- 歴史的建造物の活用や公共事業における景観配慮等を促進するための支援制度（補助、税制）の拡充
- 普及啓発のための取組や地域の活動に対する支援制度の拡充

第4章 今後の取組の方向性

今後、国が取り組むべき施策の方向性について、「計画を策定する地方公共団体の一層の拡大」、「計画実現のための施策の推進」の観点から示す。予算等の制約があることから、全ての施策にすぐに取り組めるわけではないが、自助、共助、公助の観点も踏まえ優先順位を付けつつ着実に取組を進めていく必要がある。

なお、全国アンケートにおいては、景観資源や施策の目的により団体をグループ別に分類して分析した。グループ別に傾向があったが、その差は顕著なものではなく、以下の施策の方向性においてもグループ別に整理はしていない。ただ、取組を行っている割合や制度の認知度の割合は市街地景観を有し、人口規模の大きいA、Bグループで比較的多いことや、マンパワーや知識や技術の不足を感じている割合は自然・農村景観を有し、人口規模が小さいC、Dグループで比較的多いことなどがわかっており、様々な自治体の特性に配慮したきめ細かな施策を検討していく必要がある。

【計画を策定する地方公共団体の一層の拡大】

●情報提供の手法の改善

①研修等の充実

- ・研修や会議等を通じて景観及び歴史まちづくりに関する情報提供を行っているところであるが、参加していない団体も多く法制度や支援制度、取組事例等の情報が十分に認知されていない状況。そのため、幅広い団体が参加しやすいように、短期間の研修等を中小の地方都市においても開催する。

②市町村への情報提供における都道府県等の役割強化

- ・計画策定団体へのヒアリングを通して、都道府県によるきめ細かい相談対応や人事交流制度を通じた人材支援、地域ブロックの景観に関する協議会の情報提供が計画の策定を後押ししていることがわかった。そのため、都道府県等に対して会議等における管内市町村への情報提供、計画策定に取り組もうとする市町村への助言・アドバイス等に積極的に取り組むよう依頼する。

●提供する情報の工夫・充実

①取組事例や支援制度等に関する情報

- ・他の団体における優れた取組や効果に加え、上手くいかなかった事例や景観が悪化してしまった事例を知ってもらうことが、各団体において景観及び歴史まちづくりの取組を始める上で参考になると思われる。また、法制度や支援制度が複雑でわかりづらいという意見や景観計画策定までの詳細なフローチャートがあるとよいとの意見もある。こうした情報について、これまでに取組を行っていなかった団体にとっても有用な情報を提供するため、取組事例や効果、計画策定までの詳細なフローチャート、予算・税制・金融支援の制度等について、ホームページ等においてきめ細かくわかりやすい情報提供を行う。

②少人数で取り組むための工夫事例に関する情報

- ・まだ取組を行っていない団体にとっては、業務負担の増大への懸念があるものと思われる。景観及び歴史まちづくりについて、重点区域の設定や職場での人材育成等により限られた人数で工夫しながら取組を行っている事例について情報提供を行う。

●計画策定に対する支援の創設

- ・多くの団体では専門的な知識を持った職員が不足しており、計画や広域的な景観形成のためのマスタープランの策定の際に必要な調査等の実施が困難な状況である。そのため、スタートアップ支援として計画等の策定・改訂時の調査等に対する専門人材の派遣や調査費に対する補助を行う。

【計画実現のための施策の推進】

●提供する情報の工夫・充実

①実務に役立つ講習会等の開催

- ・多くの団体が届出業務や歴史的建造物の保存・活用、公共事業における景観配慮等についての専門的な知識やノウハウの不足を感じている。特に職員が少ない団体では、団体内で相談する相手がいなくても多いと思われる。地方公共団体における業務の質を改善するため、先進団体や有識者を講師として専門的な知識やノウハウを学べる実務に役立つ講習会等を地方都市においても積極的に開催する。
- ・地方公共団体の首長等への働きかけを行い制度や効果等について周知を図る。

②マニュアル、技術資料の整備による情報

- ・これまでもマニュアル、技術資料について作成をしてきているが、建築基準法に対応させながら歴史的建造物を保存・活用するための方法や新たな形態の屋外広告物や太陽光パネル等の工作物の景観誘導の方法など近年の重要な課題に対応した技術資料等を整備する。

③外部人材や他部局等との連携事例に関する情報

- ・マンパワー不足への対応や観光等の関連施策との連携を図るためには、外部の専門家や庁内の他部局、共通する景観特性や課題を有する他団体と連携して取組を進めることが有効であり、多くの団体がアドバイザー等を活用していることがわかった。外部人材や他部局、共通する景観特性や課題を有する他団体との連携の事例や外部人材に関する情報提供を行う。

④地域住民等との協働事例等に関する情報

- ・景観及び歴史まちづくりの施策の実施にあたっては、地域住民の理解や関心が不可欠である。そのため、普及啓発活動や教育活動など地域住民の意識向上につながる取組事例に関する情報提供を行う。
- ・行政のみの力で景観及び歴史まちづくりを推進していくことには限界があるため、地域住民や事業者が担い手となり積極的にまちづくり活動などを行うことが期待されている。一方で、景観整備機構などの地域の景観を担う団体では、予算や人材の不足、高齢化といった課題を抱えている。そのため、サポーター団体に対する認定、補助、表彰やリーダー育成といった行政の支援事例や官民の協働事例に関する情報提供を行う。
- ・景観の誘導や保全を効果的に行うためには、実際に担い手となる地域住民や事業者の理解や協力が必要となる。そのため、地域住民等との連携を図る取組事例に関する情報提供を行う。

⑤活用可能な支援制度に関する情報

- ・多くの団体において財源の確保が課題となっているが、文化庁事業やふるさと納税等の支援制度を活用している団体もある。そのため、景観及び歴史まちづくりに活用可能な支援制度について情報提供を行う。

●支援制度の拡充・創設等

- ・景観及び歴史まちづくりは観光振興等につながる重要な取組と認識されているが、多くの団体では限られた予算の中で景観及び歴史まちづくりに関する予算を十分に確保できていない。また、国の補助制度は区域要件などの制限があることや重要な課題に対応できない場合があり、実際に国の補助制度を活用したことがある団体は一部にとどまることがわかった。そのため、支援制度の要件や支援対象の見直しを行う。
- ・例えば、歴史的建造物の継続居住や空き家活用を促進するための内装・設備改修への支援や伝統行事等の地域活動の活性化に向けたソフト支援、公共事業における景観配慮を促進する支援制度（補助、税制）の拡充や創設を図ることが考えられる。

- ・また、地方公共団体における共通した課題に対応できるよう、国の取組や支援制度の見直しを行う。
- ・例えば、専門的な知識・ノウハウの不足やマンパワー不足への対応としては、技術的課題の解決や業務の効率化につながる先進的な取組や職員の専門性の向上に向けた取組への支援を行うことが考えられる。また、地域の協働、理解、関心の不足への対応としては、地域活動の活性化や地域住民等との連携を図る取組に対する支援、景観教育、政策広報などの地域住民等の意識向上につながる国の取組を行うことが考えられる。

参考資料

目次

1. 全国アンケート

(1) アンケート票

(2) 集計結果

(3) 施策の認知度・活用状況等に関する分析結果

(4) グループ別集計結果

(5) 人口規模別集計結果

1. 全国アンケート

(1) アンケート票

景観及び歴史まちづくりの取組み等に関するアンケート

地方公共団体名		担当課・係名	
回答者名			
電話番号		E-mail	

■用語の定義

- *「景観まちづくり」とは、「景観の規制・誘導の取組み」、「景観まちづくりの普及啓発、住民活動の支援の取組み」、「事業手法等による景観形成の取組み」を指します。(景観法に基づかない取組みも含まれます)
- *「歴史まちづくり」とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用」、「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理」、「良好な景観の形成に関する施策との連携」、「地域における祭礼等の伝統行事や産業・文化活動の維持・継承」のことを指します。

■アンケートの回答方法

黄色および橙色に着色されたセルに、以下の方法で回答をご記入ください。

黄色のセル	→選択肢による回答です。セルを選択するとプルダウンメニューが出ますので、該当する選択肢を選択してください。
橙色のセル	→自由記述による回答です。回答を入力してください。

1. 景観・歴史まちづくりの資源について

【景観・歴史まちづくりの資源】

問1 貴自治体において、景観及び歴史まちづくりの主要な資源は次のうちどれですか。下記に挙げる①～⑯の例で該当するものに「○：主要な資源である」をつけてください。また、その中でも特に重要な資源と思われるものには「◎：特に重要な資源である」をつけてください。なお、「◎：特に重要な資源である」を選択できるのは3項目までとします。

景観・歴史まちづくりの資源	該当状況 ◎：特に重要な資源である ○：主要な資源である
① 山・山並み・森林	
② 河川、湖沼	
③ 海岸、海	
④ 農村、漁村	
⑤ 歴史的な建造物や街並みなど 例)城下町、宿場町、歴史のある寺社仏閣、史跡、名勝、ほか	
⑥ 国指定の有形重要文化財 例)重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区	
⑦ 住宅地 例)下町、既成市街地、計画住宅地、ニュータウン	
⑧ 商業地・商店街・賑わい	
⑨ オフィス街・官庁街	
⑩ 工業地	
⑪ 道路・沿道	
⑫ 鉄道・沿線	
⑬ 塔、橋梁	
⑭ 公園・緑地	
⑮ 眺望	
⑯ お祭り(祭礼)、伝統的な風習、イベント	

※「祭礼」の
より選択

また、上記の選択肢以外で、貴自治体において景観及び歴史まちづくりの主要な資源があれば下記の手続き欄に記入してください。

--

※自由記述

2. 景観・歴史まちづくりの取組みについて

【景観・歴史まちづくりの取組み内容】

問2 貴自治体の景観・歴史まちづくりの取組みについて、取組み毎の状況を下記の選択肢より選んでください。

具体的な取組み内容		取組みの状況
		◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定 ○：既に取組んでいる △：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定 ×：現在、取組んでおらず、今後も取組む予定はない
景観まちづくり	① 自治体独自で建築物等の景観誘導を行っている (自治体独自の景観計画や景観条例など)	
	② 特定の区域で重点的に景観づくりに取組んでいる (景観地区、景観形成重点地区など)	
	③ 自治体独自で屋外広告物の誘導を行っている (自治体独自の屋外広告物条例やガイドラインなど)	
歴史まちづくり	④ 歴史・文化を保有する町並み・集落等の保存・保全を、地区指定等によって行っている (伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴まち重点区域、歴史的風致維持向上地区計画など)	
	⑤ 公共所有ではない歴史的建造物、史跡、名勝等の保全活用に取り組んでいる	
	⑥ 地域の伝統行事(祭礼)や産業・文化活動の維持・継承に向けて、調査、記録、活動の助成制度等に取り組んでいる	
普及啓発	⑦ 住民等による景観・歴史まちづくり活動を支援する仕組みがある (まちづくり条例等による住民活動支援など)	
	⑧ 過去3年間(平成27～29年度)に、景観・歴史まちづくりの意識啓発のための講演会やイベントを実施した	
事業	⑨ 道路整備など公共事業を行う際、景観への配慮を積極的に実施している	
	⑩ 国等の補助事業を活用し、地域の景観特性に調和した施設整備を行っている (社会資本総合交付金(都市公園等事業、街なみ環境整備事業)など)	
都道府県による支援	⑪ (都道府県のみ) 管内市区町村を対象に、都道府県主催による景観・歴史まちづくりに係る勉強会等を実施している。	
	⑫ (都道府県のみ) 専門人材の派遣等により管内市区町村への人的支援を行っている。	
	⑬ (都道府県のみ) 景観・歴史まちづくりに係る事業等により管内市区町村への財政的支援を行っている。	
	⑭ (都道府県のみ) 管内の複数の市区町村と協議会等を組織する等により広域景観の形成に係る取組みを推進している。	

※「○」が
より選択

→ 問3へお進みください。

【景観・歴史まちづくりの目的】

問3 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みについて「◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定」「○：既に取組んでいる」「△：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定」のいずれかを選択した自治体にお聞きます>
 貴自治体において、下記に挙げるような景観・歴史まちづくりの目的を、どの程度重視していますか。①～⑪のすべての目的について、重視している度合いを1～5の5段階で回答してください。(数字が大きいくほど重視の度合いが大きいと考えます)
 また、「重視の度合い」について「3」「4」「5」を選択した場合、景観・歴史まちづくりの目的に応じた取組みの状況を選択肢より選んでください。

景観・歴史まちづくりの目的	重視の度合い 1～5の5段階 (数字が大きいくほど重視)	目的に応じた取組みの状況 ◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定 ○：既に取組んでいる △：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定 ×：現在、取組んでおらず、今後も取組む予定はない
① 秩序ある都市や市街地、街並みの形成		
② 田園や農山漁村集落景観の維持・保全		
③ 自然景観の維持・保全		
④ 歴史的な環境の保全・形成	④	
⑤ 眺望景観の保全	⑤	
⑥ 中心市街地活性化・賑わいの創出	の	
⑦ 観光による地域経済の活性化	す	
⑧ 地域への誇りや愛着(シビックプライド)の醸成	べ	
⑨ 地域の個性や特性の尊重	に	
⑩ 地域の伝統行事(祭礼)や産業・文化活動の維持・継承	づ	
⑪ 良好なコミュニティの維持・形成	い	

※「3」か
より選択

【取組みの体制】

問4 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みについて「◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定」「○：既に取組んでいる」「△：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定」と答えた自治体にお聞きます>
 貴自治体において、現在景観・歴史まちづくりを担当する部署および担当者の人数(専任・兼任別)、景観・歴史まちづくりに関する職務の平均経験年数をお答えください。担当者の人数については、そのうち専門職種(景観・歴史まちづくりとの関連性のある職種)の人数についてもお答えください。
 ※担当部署が複数ある場合は、全ての部署を記載してください。
 ※景観まちづくりと歴史まちづくりを分けて回答することが難しい場合、「合計」列にまとめて記載してください。

担当部署		景観まちづくり	歴史まちづくり	合計 *左欄への記入が難しい場合
担当者の人数	専任	人	人	人
	うち 専門職種	人	人	人
職務の平均経験年数	兼任	人	人	人
	うち 専門職種	人	人	人
職務の平均経験年数		年	年	年

※自由記述

問5 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みについて「◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定」「○：既に取組んでいる」「△：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定」と答えた自治体にお聞きます>
 貴自治体において、景観及び歴史まちづくりの分野における職員の専門性を高めるために、どのような取組みを実施していますか。下記の取組み例のうち、該当するものすべてに「○：取組んでいる」をつけてください。

職員の専門性を高めるための取組み内容	取組みの有無 ○：取組んでいる
① 頻繁な異動がないように配慮している	
② 景観・歴史まちづくりに関する職務の経験年数が長くなるように配慮している	
③ 専門的な知識を持った職員を採用している	
④ 外部の専門家を活用している(審議会等からの意見聴取、業務委託など)	
⑤ 人材育成のための研修や勉強会等を定期的に行っている	
⑥ その他 ※内容を下記に具体的に回答してください	

※「3」か
より選択

【庁内横断的な体制】

問6 貴自治体では、景観に関する庁内横断的な体制を整備していますか。該当するものを選択肢より選んでください。

景観に関する庁内横断的な体制	
①：景観に関する庁内横断的な体制がある	
②：景観に限定したものはないが、景観を対象に含むまちづくり等に関する庁内横断的な体制がある	
③：特になし	

※「特」が
より選択

→ 問7へお進みください。

問7 <問6で、「①：景観に関する庁内横断的な体制がある」または「②：景観に限定したものはないが、景観を対象に含むまちづくり等に関する庁内横断的な体制がある」選んだ自治体にお期します>
庁内横断的な体制についてあてはまるものに「○：整備されている」をつけてください。

庁内横断的な体制の形	体制の整備状況 ○：整備されている
① 景観について庁内での横断的な連絡・調整を行う仕組み 例) 連絡会議	
② 公共事業のデザイン等について横断的に調整する仕組み 例) デザイン調整会議、景観専門監	
③ その他 ※内容を下記に具体的にお答えください	

※「特」が
より選択

【取組みの課題】

問8 貴自治体が景観・歴史まちづくりに取組んだり、検討したりする上で、課題となっている点は何ですか。下記の選択肢で該当するものについて「○：課題になっている」をつけてください。また、その中でも特に重要なものには「◎：特に重要な課題になっている」をつけてください。なお、「◎：特に重要な課題になっている」を選択できるのは9項目までとします。

景観・歴史まちづくりの取組みの課題	課題の有無 ◎：特に重要な課題になっている ○：課題になっている
① 財源が確保できない	
② マンパワーの不足	
③ 専門的な知識や技術の不足	
④ 景観・歴史まちづくりよりも優先度の高い他の施策がある	
⑤ 庁内で取組みに対する関心が無い	
⑥ 関係部署の協力や理解が得られない	
⑦ 相談できる相手がいない(庁外)	
⑧ 地域の担い手が不足している	
⑨ 地域住民の関心が無い	
⑩ 地域住民の協力や理解が得られない	
⑪ その他 ※内容を下記に具体的にお答えください	

※「特」が
より選択

3. 国の景観・歴史まちづくり施策に関する評価について

【施策の認知度、活用状況、重要度、有効性】

問9 図が取組んできた施策についてお聞きします。貴自治体において、下記の施策に対する認知度、活用状況、重要度、有効性についてあてはまるものを、選択肢の中から選んでください。また、各施策について、改善に向けてご意見があれば記述ください。

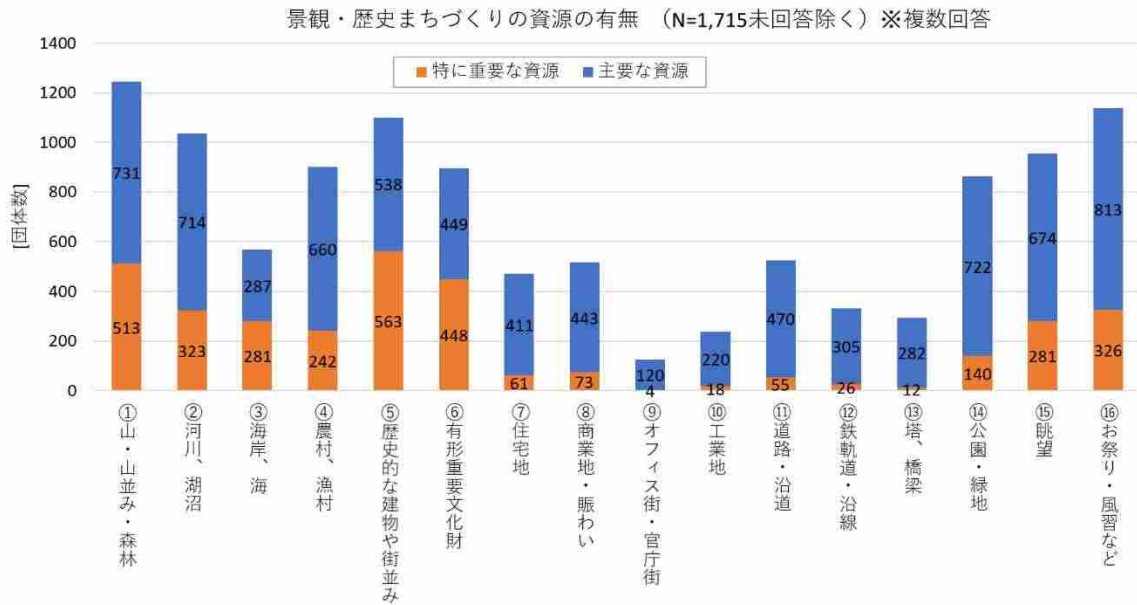
施策		認知度 ◎：知っている ○：名前は聞いたことがある ×：知らない	活用状況 ◎：活用している ●：活用したことがある(今は活用していない) ×：活用したことが無い -：わからない	重要度 4：非常に重要 3：重要 2：あまり重要でない 1：重要でない -：わからない	有効性 3：有効 2：有効だが、課題もある 1：有効でない -：わからない	施策について、改善に向けてご意見があれば記述ください。(自由記述)
法・制度	景観法					
	景観計画					
	屋外広告物法					
	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律					
	歴史的風致維持向上計画					
支援ツール	景観まちづくり	景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※1)				
		関連する制度による特例(※2)				
		景観まちづくりに係る事業補助(※3)				
		良好な景観まちづくりに係る事例の情報提供(※4)				
		魅力的な景観まちづくりの推進に向けた普及啓発(※5)				
		景観まちづくりに係る人材育成(※6)				
	歴史まちづくり	屋外広告物法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※7)				
		歴史まちづくり法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※8)				
		関連する制度による特例(※9)				
		歴史まちづくりに係る事業補助(※10)				
		歴史まちづくりに係る特例措置(※11)				
		良好な歴史まちづくりに係る事例の情報提供、普及啓発(※12)				
		魅力的な歴史まちづくりの推進に向けた人材育成(※13)				

- ※1 景観法適用指針 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html)、景観法アドバイザーブック (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000011.html) 等
- ※2 景観重要建造物である建築物に係る建築基準法の特例(建築基準法第85条の2)、景観重要建造物における相続税の適正評価 等
- ※3 社会資本総合交付金(街なみ環境整備事業等)、景観促進景観・歴史的風致形成推進事業 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000033.html)、景観まちづくり刷新支援事業 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000043.html) 等
- ※4 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり (<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/kekanjireisyu2018.html>)、歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり(インプレット)、国土交通省HP景観ポータルサイト (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html) 等
- ※5 モデルプログラム等の提供による景観まちづくり教育 (<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)、都市景観大賞 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000022.html) 等
- ※6 国土交通大学校での研修、景観行政セミナー 等
- ※7 屋外広告物条例ガイドライン
- ※8 歴史まちづくり法基本方針・運用指針 (http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000002.html)
- ※9 土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例(歴史まちづくり法第22条)、電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例(同法第30条) 等
- ※10 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業、都市再生整備計画事業、都市公園事業)・歴史的風致活用国際観光支援事業 (<http://www.mlit.go.jp/common/001230801.pdf>)
- ※11 歴史的風致形成建造物における相続税の適正評価 等
- ※12 歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果 (<http://www.mlit.go.jp/common/001035433.pdf>)、歴史的風致維持向上推進等調査 (<http://www.mlit.go.jp/common/001230801.pdf>)、歴史的風致維持向上推進等調査 (http://www.mlit.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html)、歴史まちづくりサミット
- ※13 国土交通大学校での研修、歴史的風致維持向上計画認定都市担当者会議 等

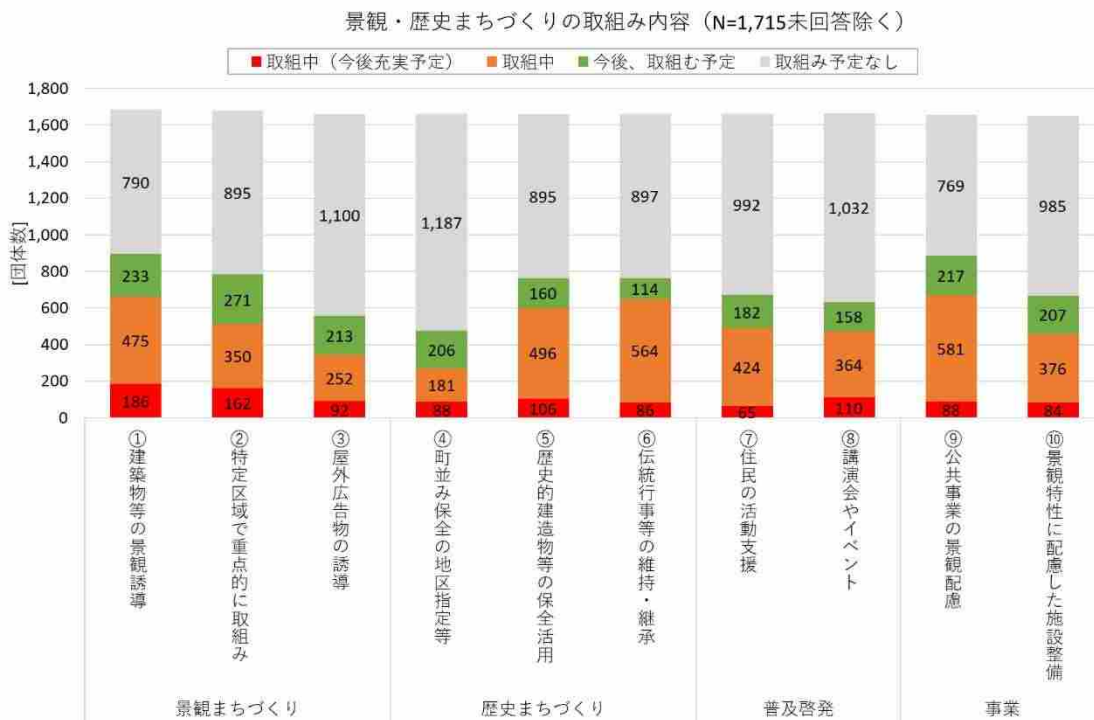
設問は以上です。ご回答ありがとうございました。

(2) 集計結果

【問1】 景観・歴史まちづくりの資源

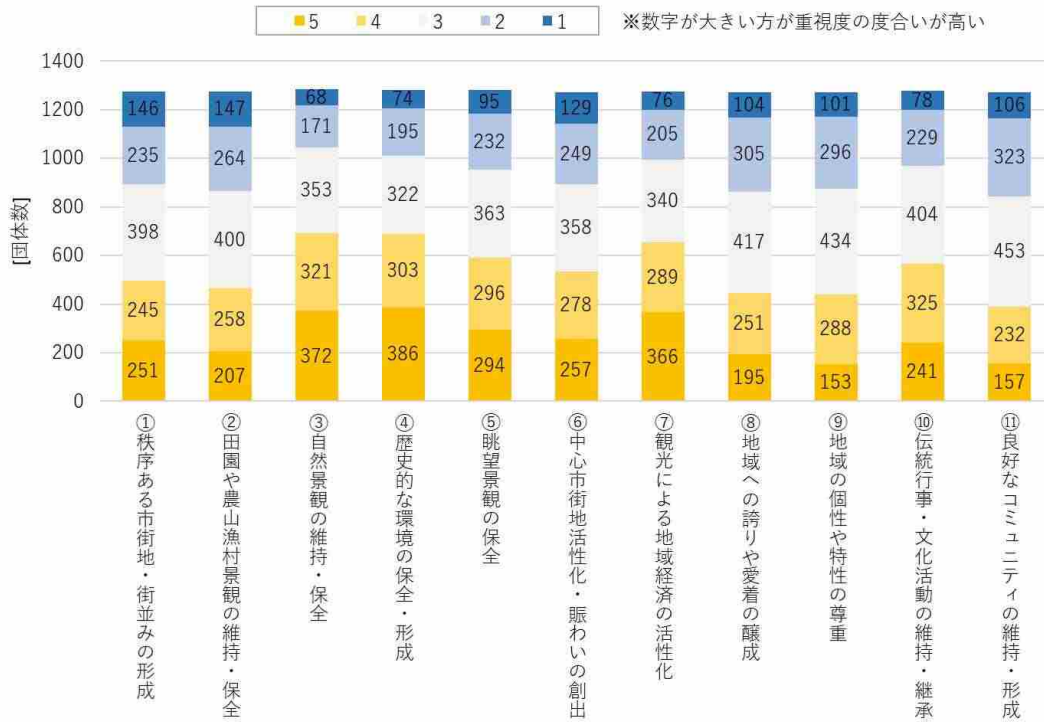


【問2】 景観・歴史まちづくりの取組内容



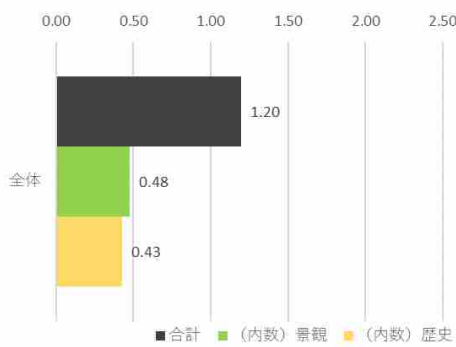
【問3】 景観・歴史まちづくりの目的

景観・歴史まちづくりの目的（重視の度合い）（N=1,715 未回答除く）

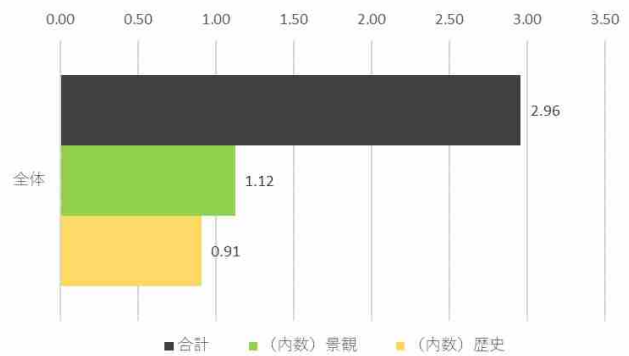


【問4】 取組体制

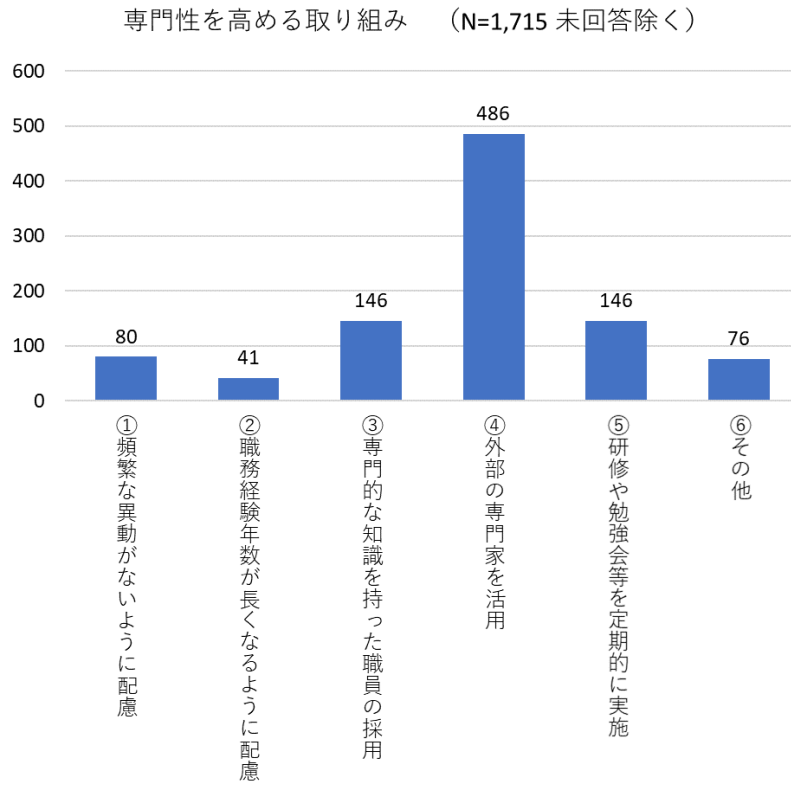
専任の担当者数（平均値）



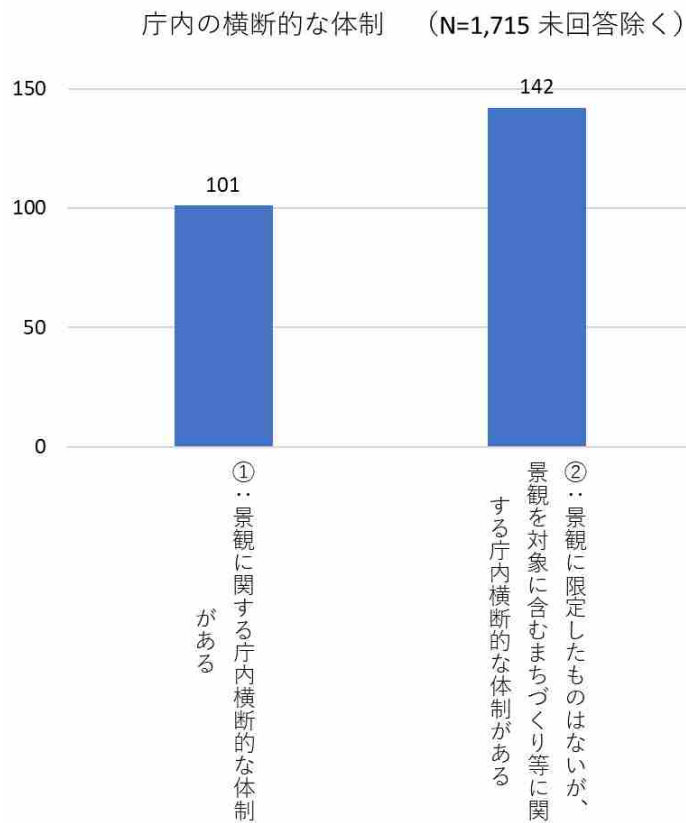
兼任の担当者数（平均値）



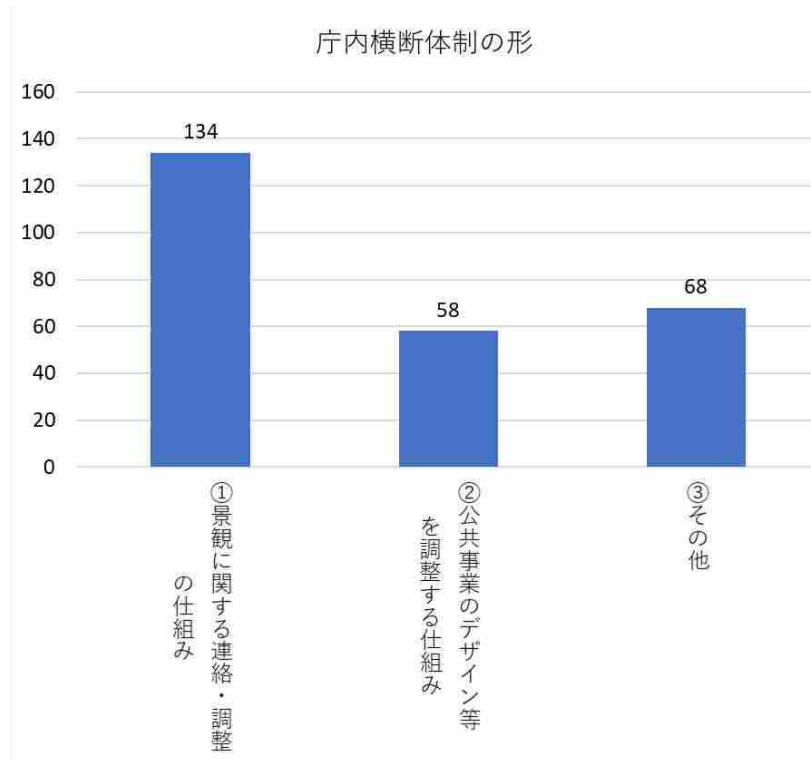
【問5】 専門性を高める取組



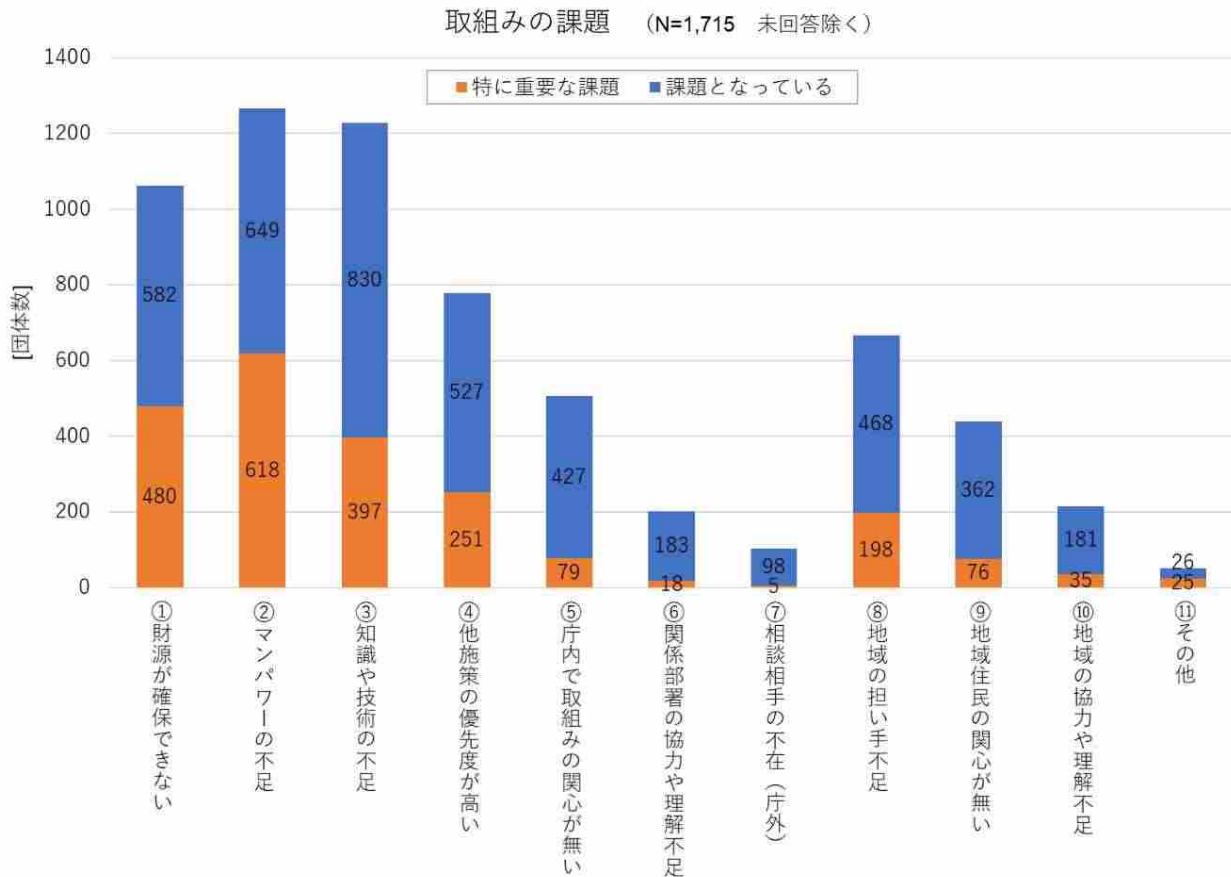
【問6】 庁内横断的な体制



【問7】 庁内横断体制の形

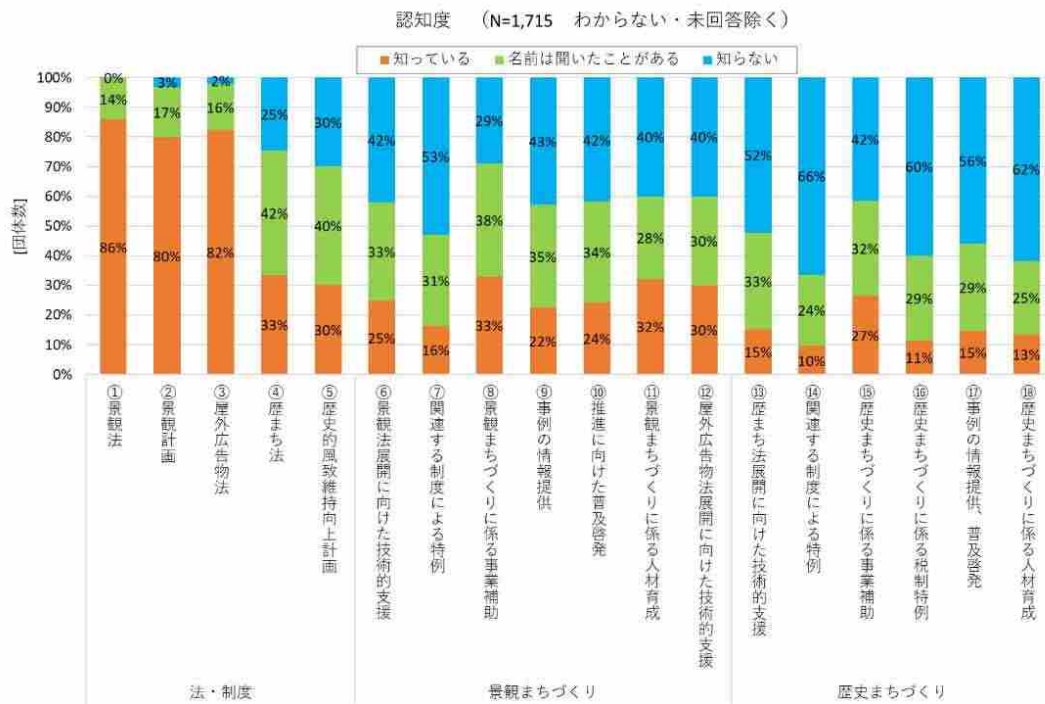


【問8】 取組の課題

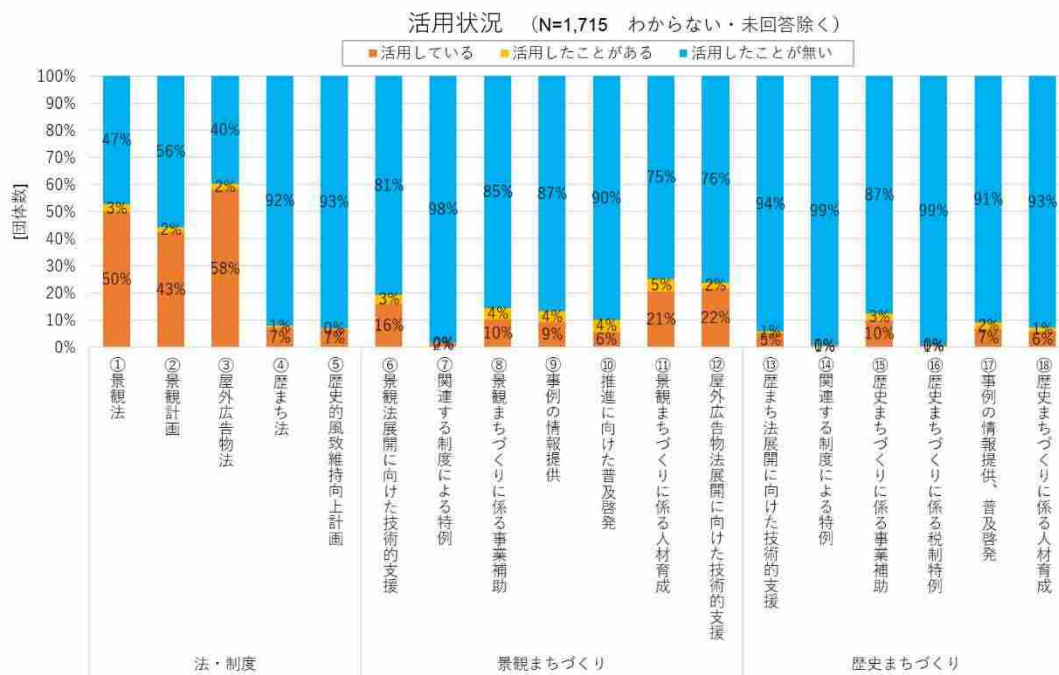


【問9】 施策の評価

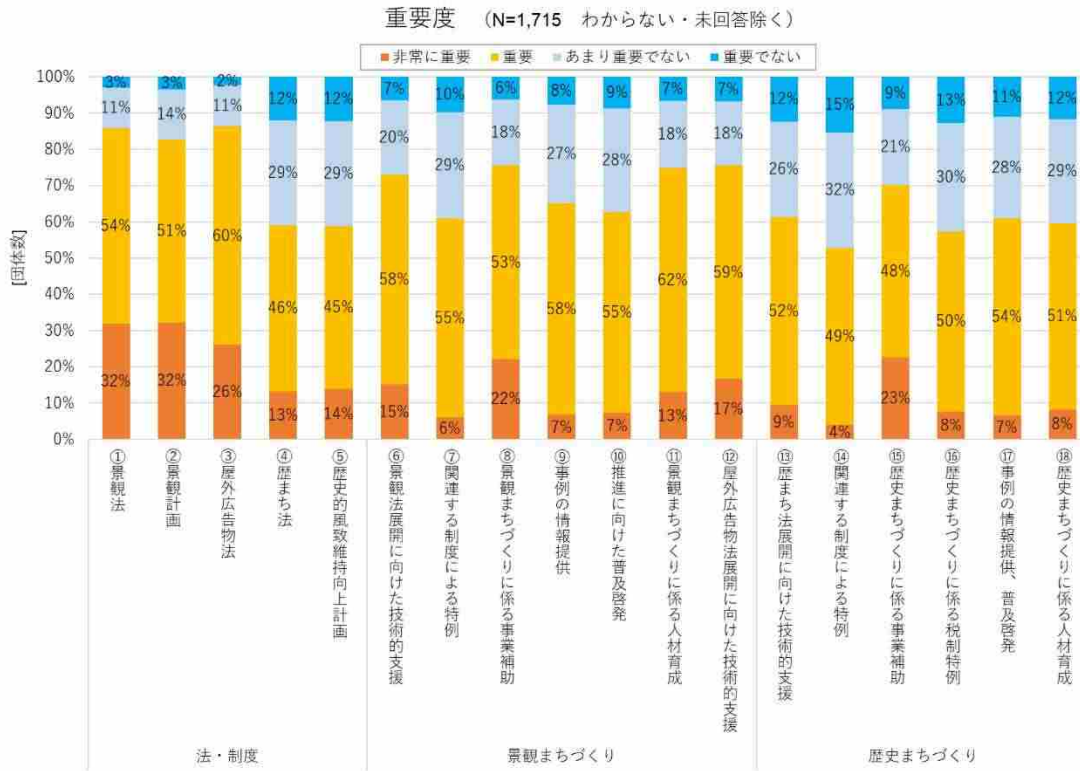
① 認知度



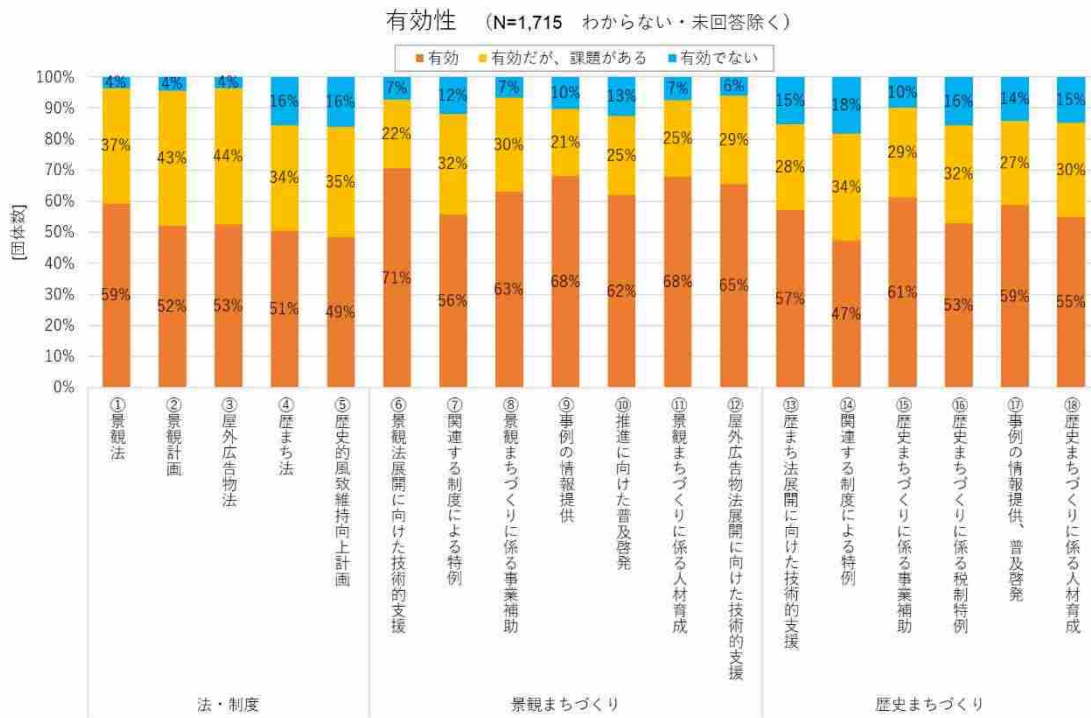
② 活用状況



③重要度



④有効性



(3) 施策の認知度・活用状況等に関する分析結果

景観法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,323	知ってる	1,084 (82%)	重要	1,002 (92%)	活用あり	761 (76%)	有効	498 (65%)
							有効だが課題あり	262 (34%)
							有効でない	1 (0%)
					活用なし	241 (24%)	有効	143 (59%)
			有効だが課題あり	96 (40%)				
			有効でない	2 (1%)				
			重要でない	82 (8%)	活用あり	13 (16%)	有効	2 (15%)
							有効だが課題あり	7 (54%)
	活用なし	69 (84%)			有効	10 (14%)		
					有効だが課題あり	31 (45%)		
有効でない	28 (41%)							
知らない	239 (18%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

景観計画

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,351	知ってる	1,008 (75%)	重要	915 (91%)	活用あり	636 (70%)	有効	359 (56%)
							有効だが課題あり	277 (44%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	279 (30%)	有効	162 (58%)
			有効だが課題あり	117 (42%)				
			有効でない	0 (0%)				
			重要でない	93 (9%)	活用あり	14 (15%)	有効	4 (29%)
							有効だが課題あり	8 (57%)
	活用なし	79 (85%)			有効	10 (13%)		
					有効だが課題あり	33 (42%)		
有効でない	36 (46%)							
知らない	343 (25%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

屋外広告物法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,400	知ってる	1,100 (79%)	重要	1,015 (92%)	活用あり	835 (82%)	有効	460 (55%)
							有効だが課題あり	368 (44%)
							有効でない	7 (1%)
					活用なし	180 (18%)	有効	111 (62%)
							有効だが課題あり	68 (38%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	85 (8%)	活用あり	34 (40%)	有効	8 (24%)
							有効だが課題あり	22 (65%)
					活用なし	51 (60%)	有効でない	4 (12%)
	有効	5 (10%)						
						有効だが課題あり	24 (47%)	
						有効でない	22 (43%)	
知らない	300 (21%)	-						

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

歴まち法

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,437	知ってる	308 (21%)	重要	252 (82%)	活用あり	101 (40%)	有効	75 (74%)
							有効だが課題あり	26 (26%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	151 (60%)	有効	90 (60%)
							有効だが課題あり	60 (40%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	56 (18%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	56 (100%)	有効でない	-
	有効	5 (9%)						
						有効だが課題あり	22 (39%)	
						有効でない	29 (52%)	
知らない	1,129 (79%)	-						

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

歴史的風致維持向上計画

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,472	知ってる	289 (20%)	重要	236 (82%)	活用あり	89 (38%)	有効	60 (67%)
							有効だが課題あり	29 (33%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	147 (62%)	有効	88 (60%)
							有効だが課題あり	58 (39%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	53 (18%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	53 (100%)	有効	5 (9%)
	有効だが課題あり	22 (42%)						
有効でない	26 (49%)							
知らない	1,183 (80%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,582	知ってる	310 (20%)	重要	290 (94%)	活用あり	222 (77%)	有効	196 (88%)
							有効だが課題あり	26 (12%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	68 (23%)	有効	47 (69%)
							有効だが課題あり	21 (31%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	20 (6%)	活用あり	4 (20%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	2 (50%)
					活用なし	16 (80%)	有効でない	2 (50%)
	有効	3 (19%)						
有効だが課題あり	5 (31%)							
有効でない	8 (50%)							
知らない	1,272 (80%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：（景まち）関連する制度による特例

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,568	知ってる	154 (10%)	重要	131 (85%)	活用あり	21 (16%)	有効	17 (81%)
							有効だが課題あり	4 (19%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	110 (84%)	有効	72 (65%)
							有効だが課題あり	38 (35%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	23 (15%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	23 (100%)	有効	4 (17%)
	有効だが課題あり	11 (48%)						
有効でない	8 (35%)							
知らない	1,414 (90%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：景観まちづくりに係る事業補助

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,532	知ってる	400 (26%)	重要	366 (92%)	活用あり	183 (50%)	有効	151 (83%)
							有効だが課題あり	32 (17%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	183 (50%)	有効	114 (62%)
							有効だが課題あり	68 (37%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	34 (9%)	活用あり	3 (9%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	2 (67%)
					活用なし	31 (91%)	有効でない	1 (33%)
	有効	5 (16%)						
有効だが課題あり	15 (48%)							
有効でない	11 (35%)							
知らない	1,132 (74%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：良好な景観まちづくりに係る事例の情報提供

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,569	知ってる	258 (16%)	重要	229 (89%)	活用あり	140 (61%)	有効	126 (90%)
							有効だが課題あり	14 (10%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	89 (39%)	有効	68 (76%)
							有効だが課題あり	20 (22%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	29 (11%)	活用あり	7 (24%)	有効	4 (57%)
							有効だが課題あり	2 (29%)
					活用なし	22 (76%)	有効でない	1 (14%)
	有効	7 (32%)						
有効だが課題あり	8 (36%)							
有効でない	7 (32%)							
知らない	1,311 (84%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：魅力的な景観まちづくりの推進に向けた普及啓発

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,537	知ってる	256 (17%)	重要	215 (84%)	活用あり	103 (48%)	有効	89 (86%)
							有効だが課題あり	14 (14%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	112 (52%)	有効	87 (78%)
							有効だが課題あり	25 (22%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	41 (16%)	活用あり	6 (15%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	4 (67%)
					活用なし	35 (85%)	有効でない	2 (33%)
	有効	4 (11%)						
有効だが課題あり	16 (46%)							
有効でない	15 (43%)							
知らない	1,281 (83%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：景観まちづくりに係る人材育成

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,556	知ってる	409 (26%)	重要	371 (91%)	活用あり	282 (76%)	有効	243 (86%)
							有効だが課題あり	38 (13%)
							有効でない	1 (0%)
					活用なし	89 (24%)	有効	57 (64%)
							有効だが課題あり	32 (36%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	38 (9%)	活用あり	16 (42%)	有効	4 (25%)
							有効だが課題あり	7 (44%)
					活用なし	22 (58%)	有効でない	5 (31%)
	有効	5 (23%)						
有効だが課題あり	8 (36%)							
有効でない	9 (41%)							
知らない	1,147 (74%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：屋外広告物法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,577	知ってる	392 (25%)	重要	362 (92%)	活用あり	281 (78%)	有効	212 (75%)
							有効だが課題あり	69 (25%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	81 (22%)	有効	54 (67%)
							有効だが課題あり	27 (33%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	30 (8%)	活用あり	11 (37%)	有効	1 (9%)
							有効だが課題あり	9 (82%)
					活用なし	19 (63%)	有効でない	1 (9%)
	有効	6 (32%)						
有効だが課題あり	6 (32%)							
有効でない	7 (37%)							
知らない	1,185 (75%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：歴まち法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,608	知ってる	172 (11%)	重要	159 (92%)	活用あり	72 (45%)	有効	62 (86%)
							有効だが課題あり	10 (14%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	87 (55%)	有効	59 (68%)
							有効だが課題あり	28 (32%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	13 (8%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	13 (100%)	有効	3 (23%)
	有効だが課題あり	4 (31%)						
有効でない	6 (46%)							
知らない	1,436 (89%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：（歴まち）関連する制度による特例

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,624	知ってる	95 (6%)	重要	82 (86%)	活用あり	7 (9%)	有効	6 (86%)
							有効だが課題あり	1 (14%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	75 (91%)	有効	51 (68%)
							有効だが課題あり	24 (32%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	13 (14%)	活用あり	0 (0%)	有効	-
							有効だが課題あり	-
					活用なし	13 (100%)	有効	3 (23%)
	有効だが課題あり	6 (46%)						
有効でない	4 (31%)							
知らない	1,529 (94%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：歴史まちづくりに係る事業補助

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,544	知ってる	302 (20%)	重要	285 (94%)	活用あり	147 (52%)	有効	116 (79%)
							有効だが課題あり	31 (21%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	138 (48%)	有効	95 (69%)
							有効だが課題あり	42 (30%)
							有効でない	1 (1%)
			重要でない	17 (6%)	活用あり	1 (6%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	1 (100%)
					活用なし	16 (94%)	有効	3 (19%)
	有効だが課題あり	5 (31%)						
有効でない	8 (50%)							
知らない	1,242 (80%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：歴史まちづくりに係る税制の特例措置

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,616	知ってる	119 (7%)	重要	104 (87%)	活用あり	8 (8%)	有効	4 (50%)
							有効だが課題あり	4 (50%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	96 (92%)	有効	68 (71%)
							有効だが課題あり	28 (29%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	15 (13%)	活用あり	1 (7%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	1 (100%)
					活用なし	14 (93%)	有効	3 (21%)
	有効だが課題あり	8 (57%)						
有効でない	3 (21%)							
知らない	1,497 (93%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：良好な歴史まちづくりに係る事例の情報提供、普及啓発

母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,619	知ってる	178 (11%)	重要	159 (89%)	活用あり	94 (59%)	有効	77 (82%)
							有効だが課題あり	16 (17%)
							有効でない	1 (1%)
					活用なし	65 (41%)	有効	46 (71%)
							有効だが課題あり	19 (29%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	19 (11%)	活用あり	6 (32%)	有効	1 (17%)
							有効だが課題あり	4 (67%)
					活用なし	13 (68%)	有効	3 (23%)
	有効でない	7 (54%)						
知らない	1,441 (89%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

支援施策：魅力的な歴史まちづくりの推進に向けた人材育成

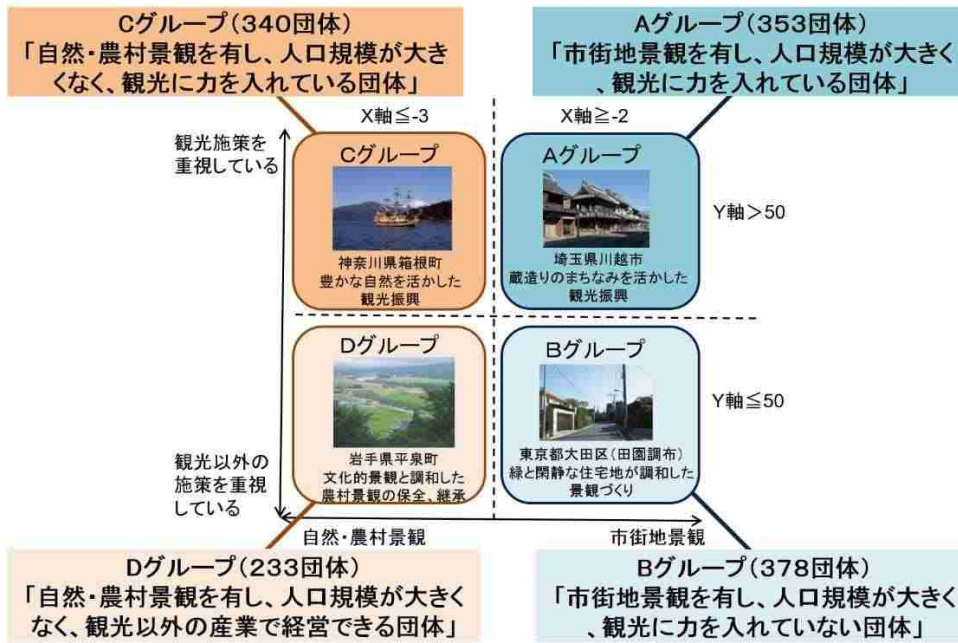
母数	認知度		重要度		活用状況		有効性	
1,622	知ってる	161 (10%)	重要	144 (89%)	活用あり	77 (53%)	有効	65 (84%)
							有効だが課題あり	12 (16%)
							有効でない	0 (0%)
					活用なし	67 (47%)	有効	48 (72%)
							有効だが課題あり	19 (28%)
							有効でない	0 (0%)
			重要でない	17 (11%)	活用あり	3 (18%)	有効	0 (0%)
							有効だが課題あり	3 (100%)
					活用なし	14 (82%)	有効	3 (21%)
	有効でない	8 (57%)						
知らない	1,461 (90%)	-	-	-	-	-	-	

※「未回答」及び「わからない」を除く

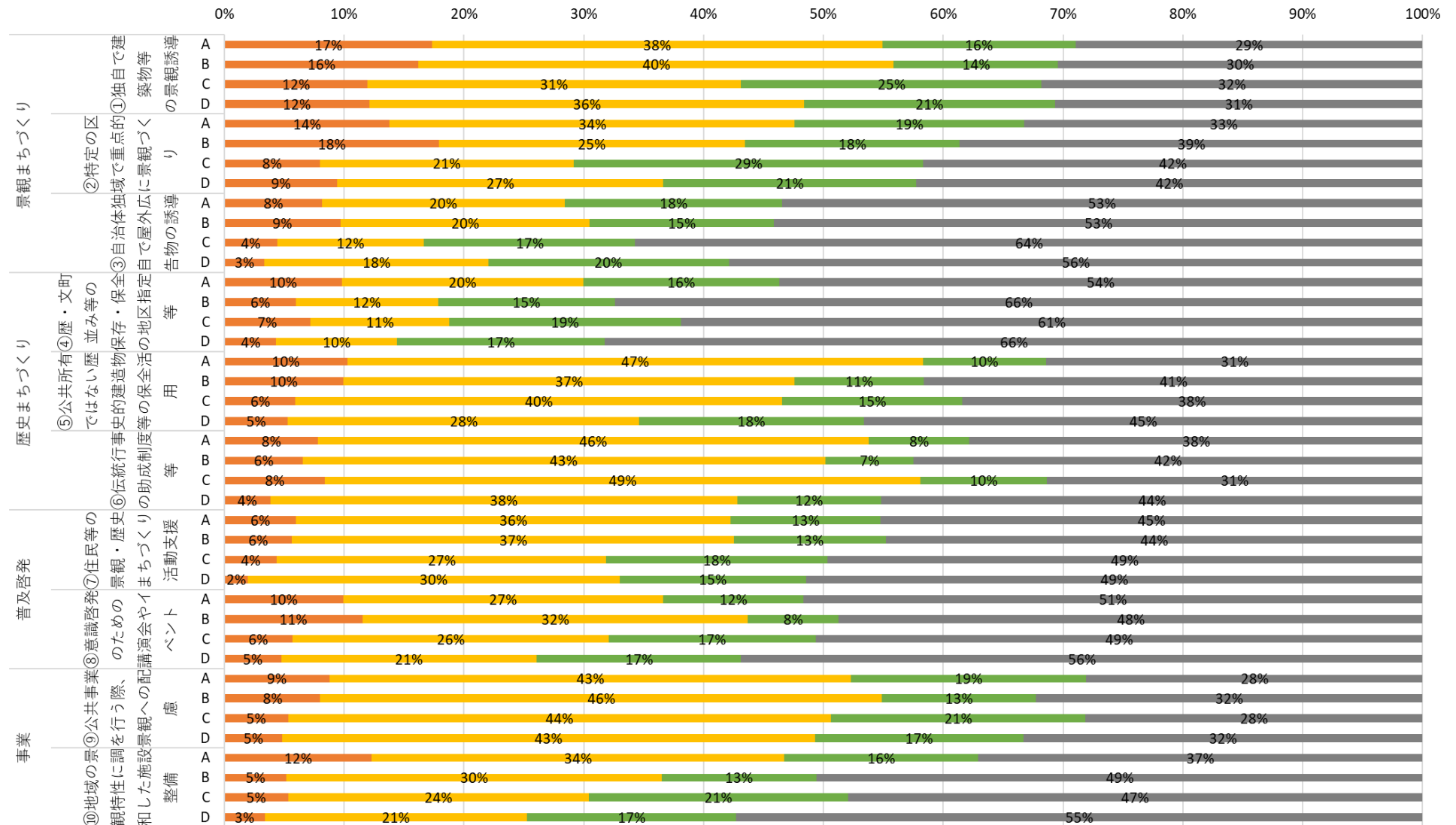
()の割合は小数点を四捨五入しているため合計が合わない場合がある

(4) グループ別集計結果

- ・【問2】景観・歴史まちづくりの取組内容、【問4】取り組み体制、【問8】 取組みの課題、【問9】 施策の評価について、以下の4グループ別（ABCD）に集計を行った。
- ・何らかの景観・歴史まちづくりを行っているとは回答した1,304団体を対象に、分類を行った結果、Aグループ（353団体）、Bグループ（378団体）、Cグループ（340団体）、Dグループ（233団体）となっている。



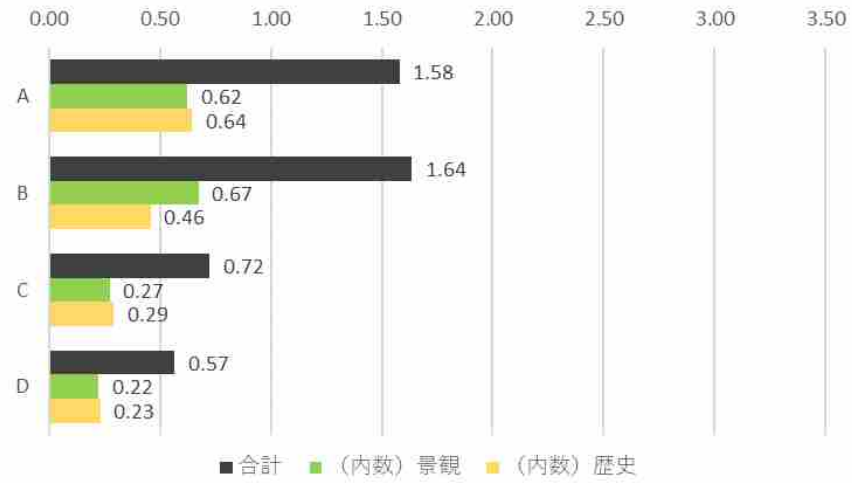
【問2】 景観歴史まちづくりの取組内容



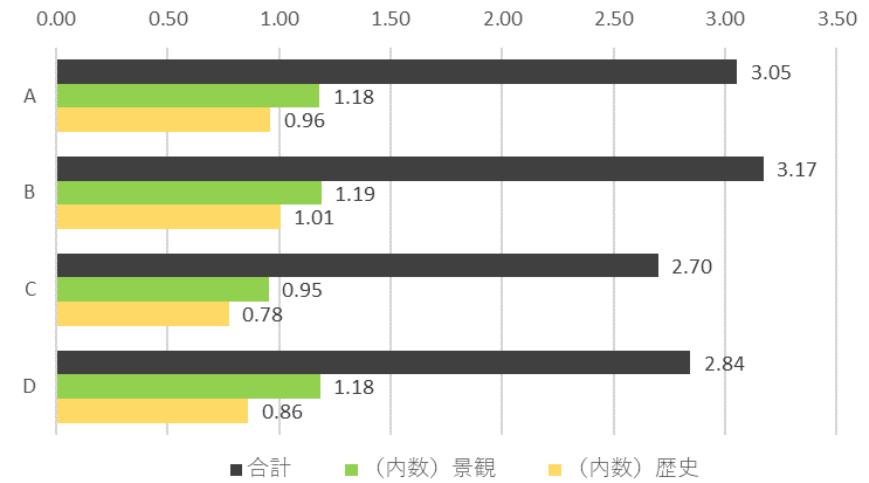
■◎：既に取組んでおり、今後も充実させる予定 ■○：既に取組んでいる ■△：現在、取組んでいないが、今後、取組む予定 ■×：現在、取組んでおらず、今後も取組む予定はない

【問4】 取組体制

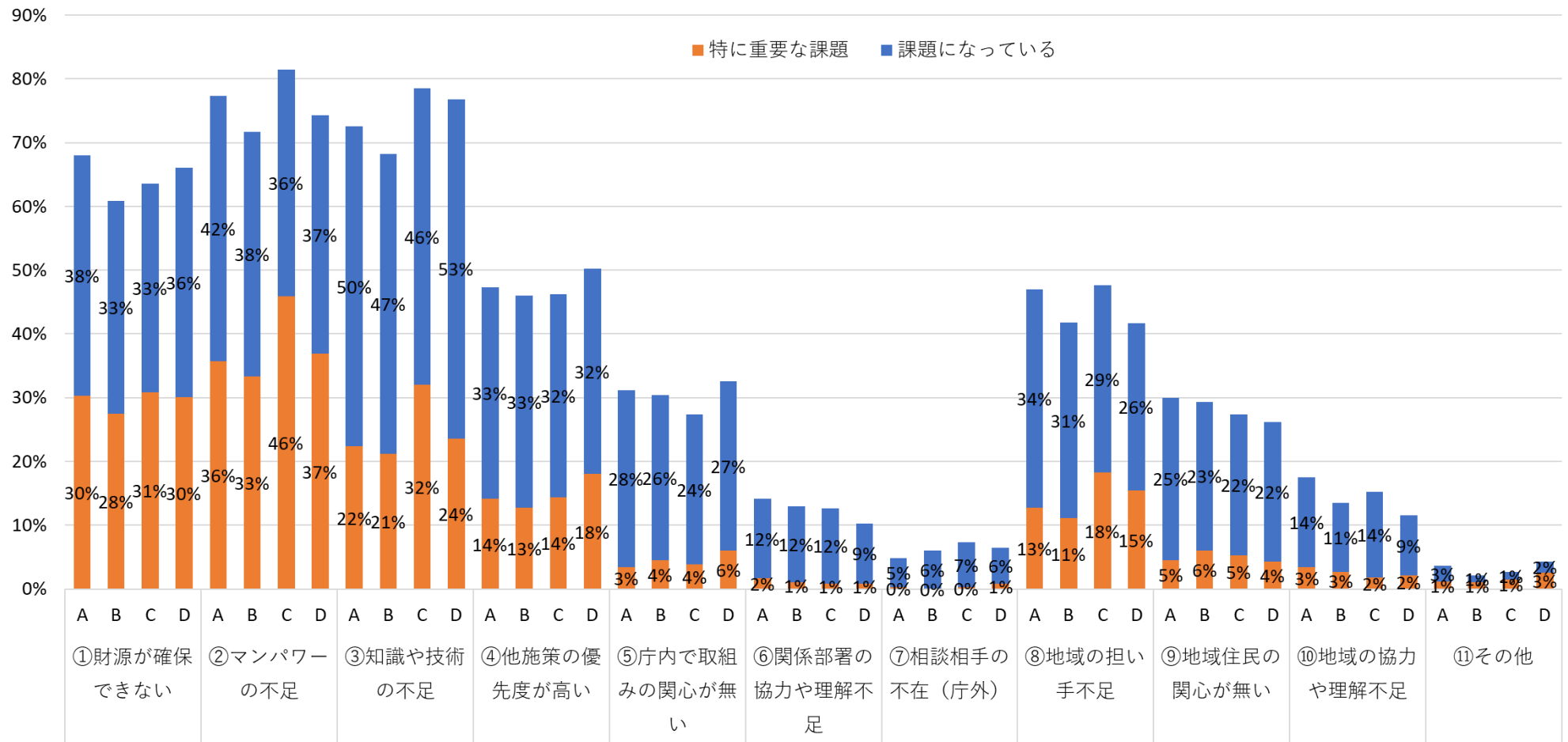
専任の担当者数（平均値）



兼任の担当者数（平均値）

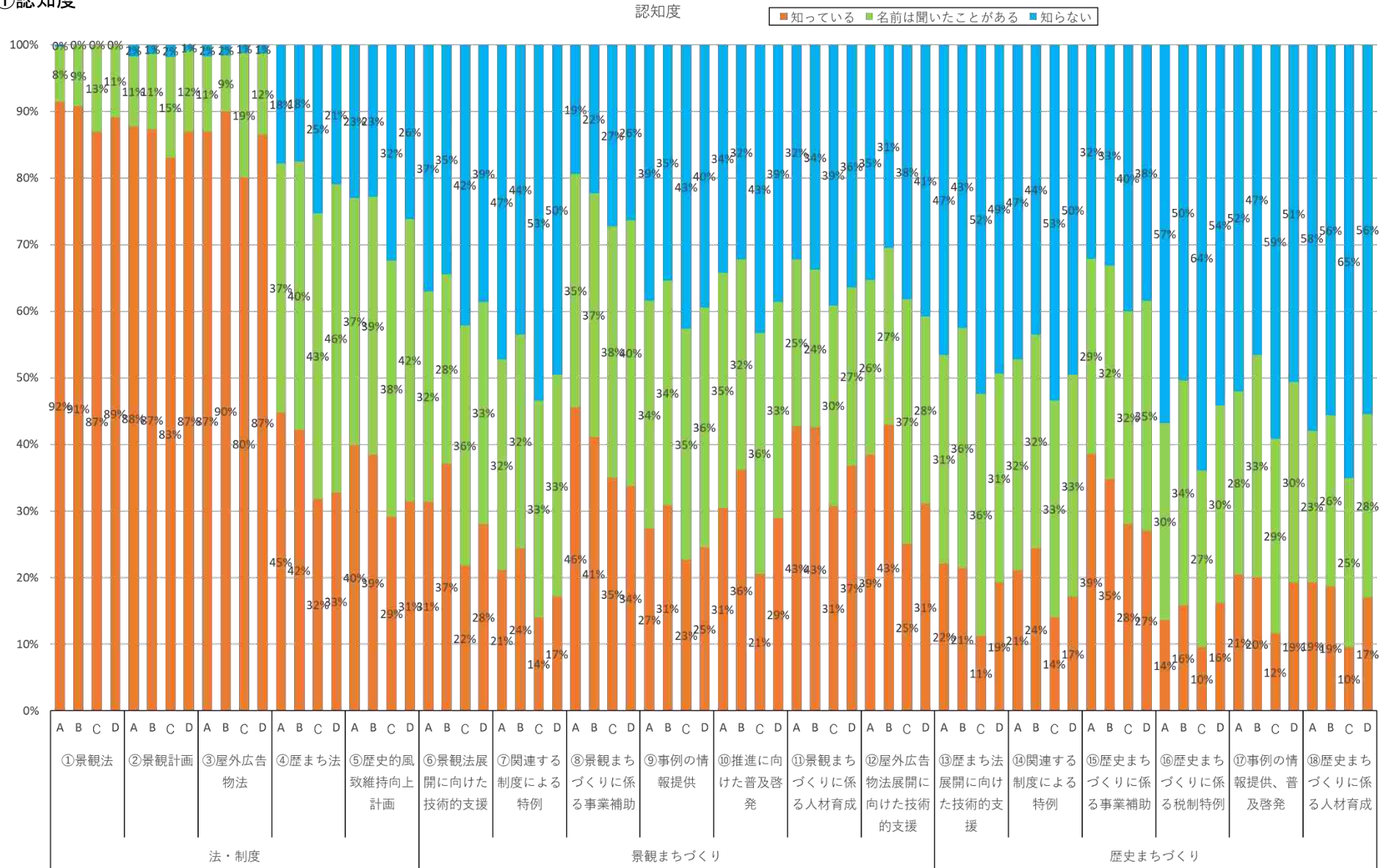


【問 8】 取組の課題



【問9】 施策の評価

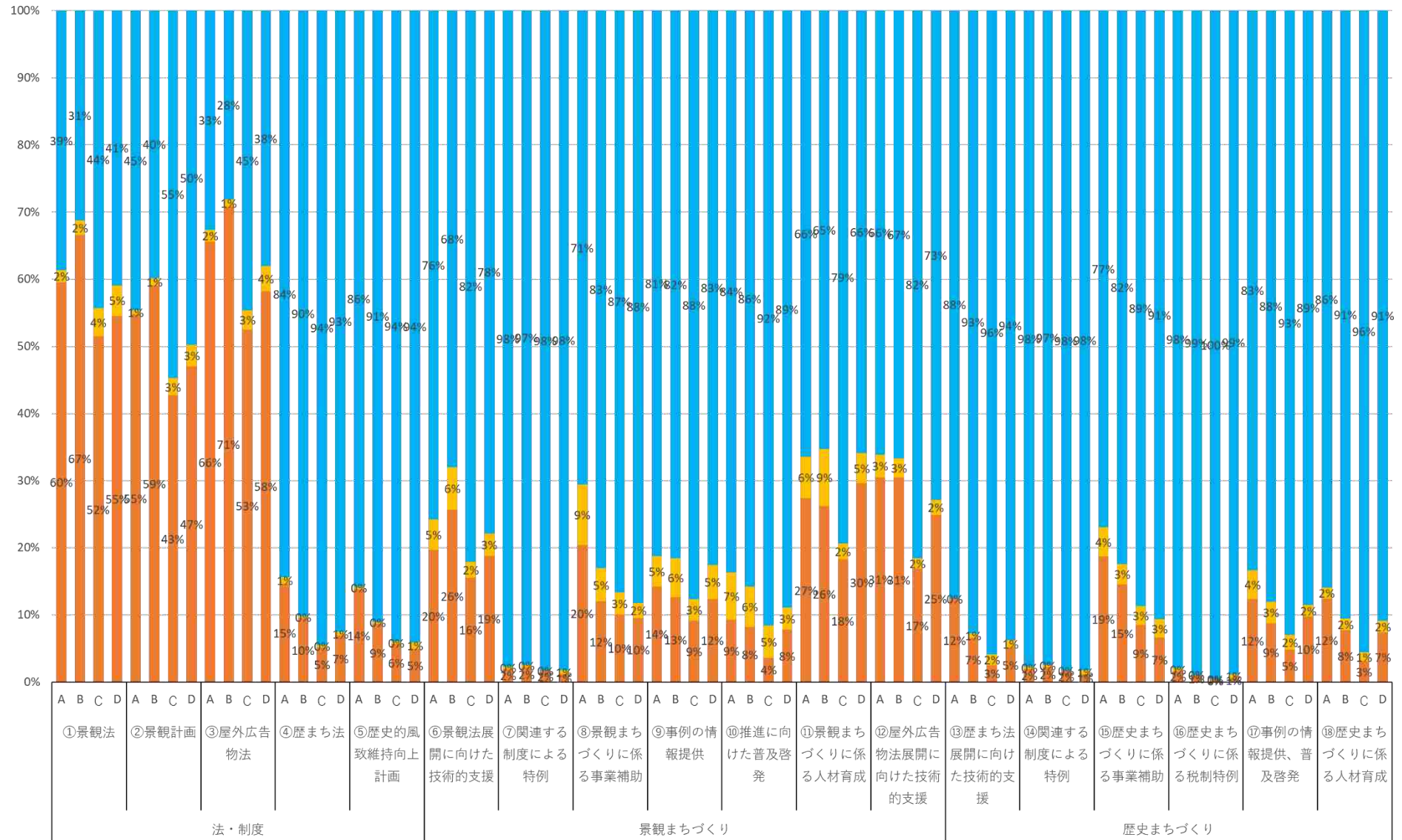
①認知度



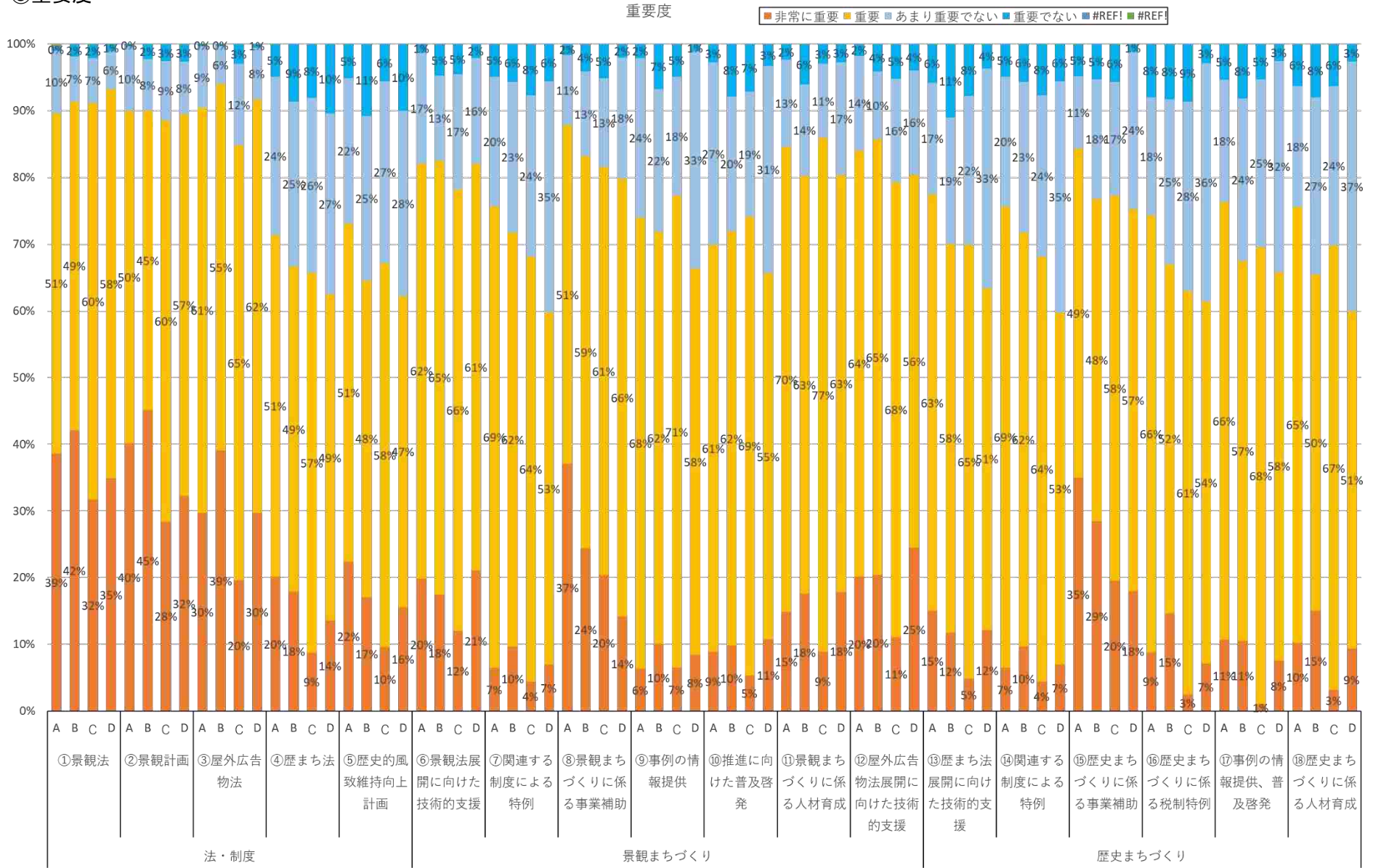
②活用状況

活用状況

■活用している ■活用したことがある ■活用したことが無い

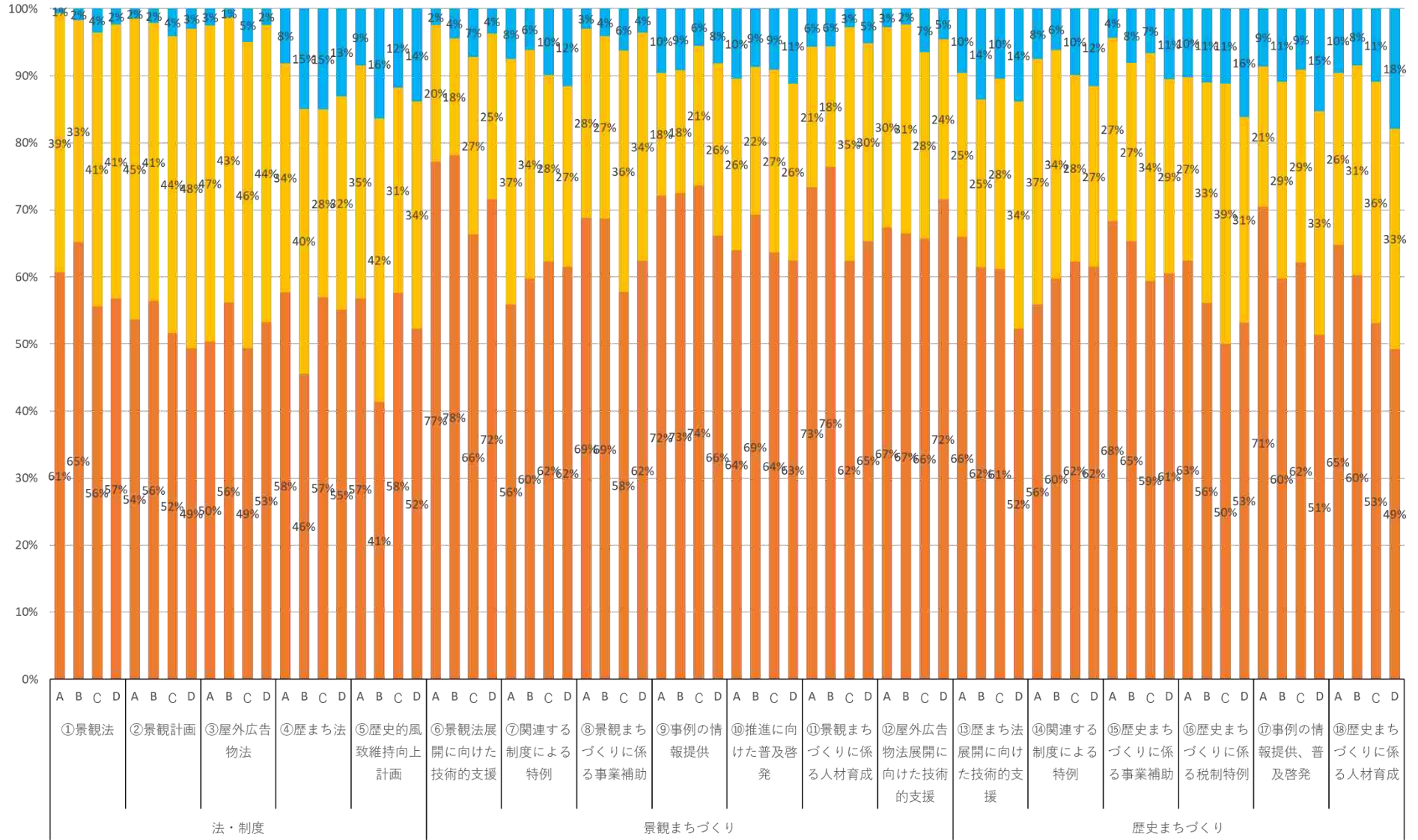


③重要度



④有効性

有効性



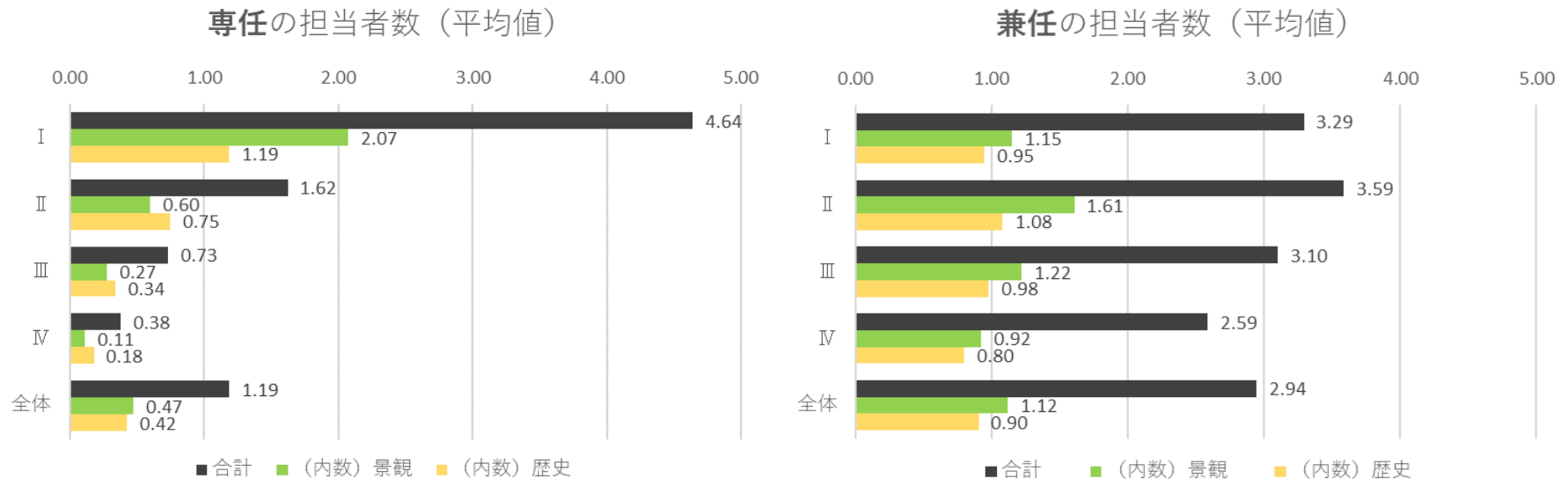
(5) 人口規模別集計結果

・【問4】取組体制、【問8】取組の課題、【問9】施策の評価について、地方公共団体の人口規模により、20万人以上（Ⅰグループ169団体（10%））、10万人以上20万人未満（Ⅱグループ149団体（9%））、3万人以上10万人未満（Ⅲグループ499団体（29%））、3万人未満（Ⅳグループ898団体（52%））の4分類で集計を行った。

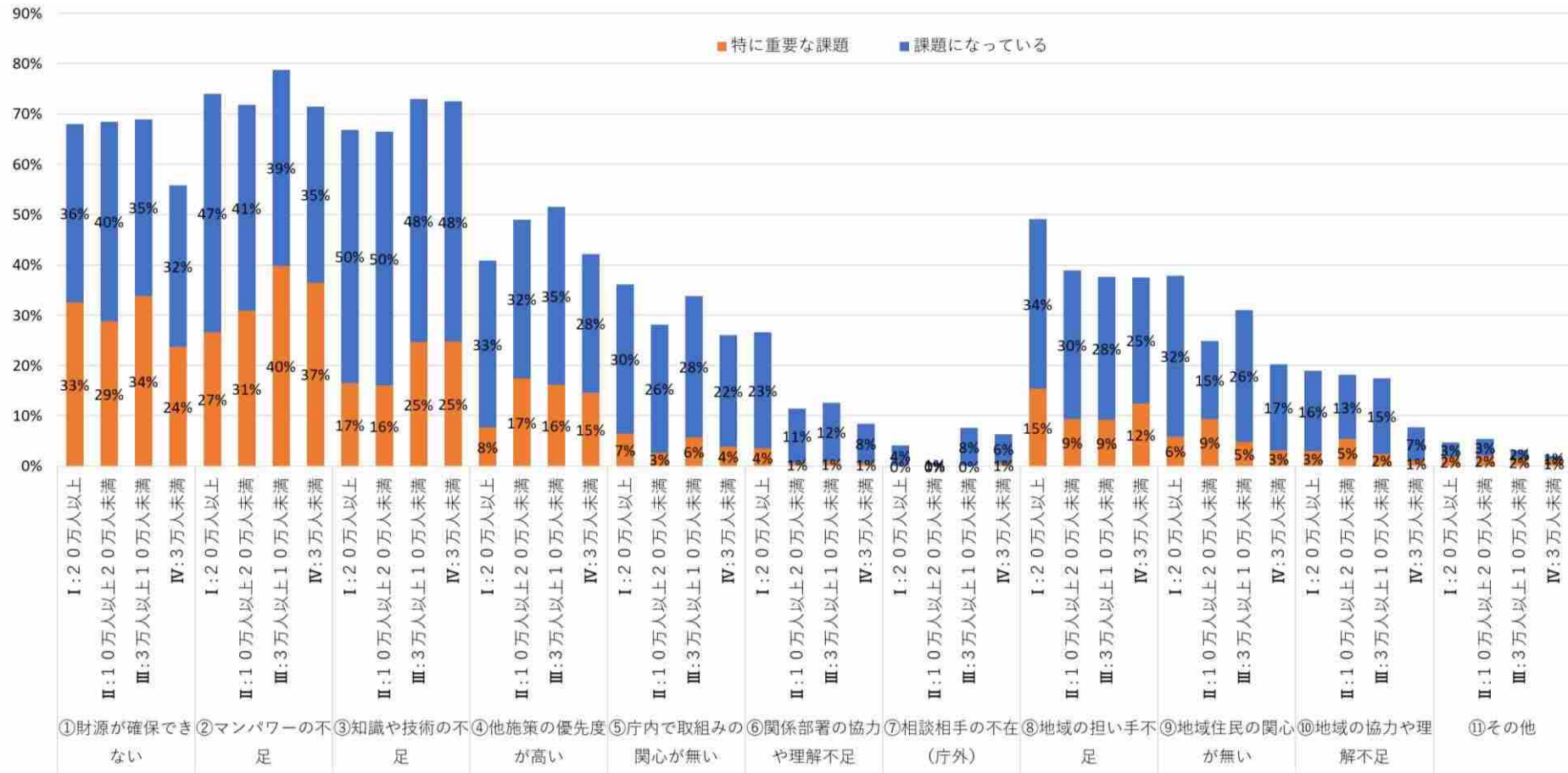
<人口規模>

- Ⅰ：20万人以上
- Ⅱ：10万人以上20万人未満
- Ⅲ：3万人以上10万人未満
- Ⅳ：3万人未満

【問4】 取組体制

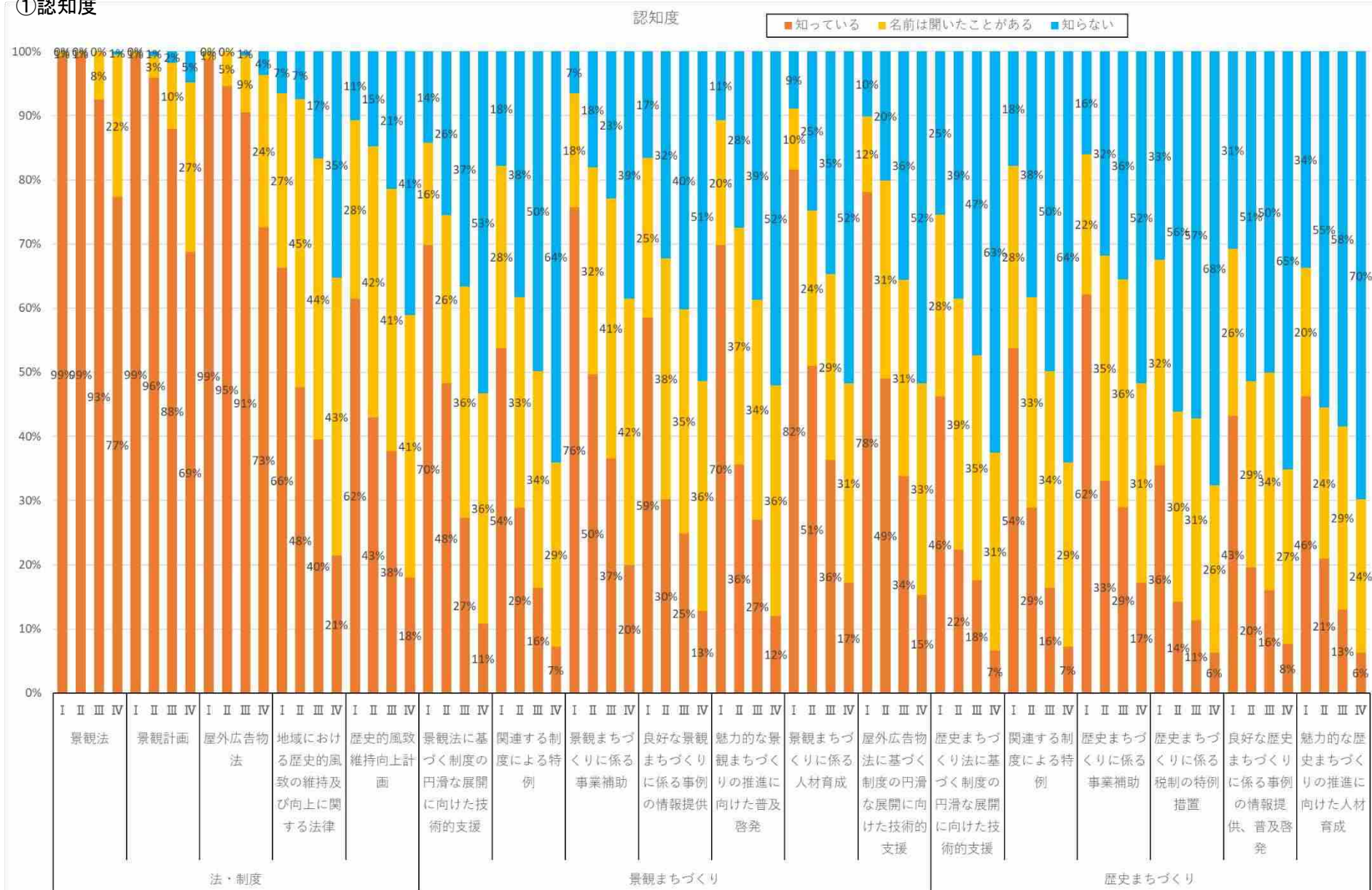


【問 8】 取組の課題



【問9】 施策の評価

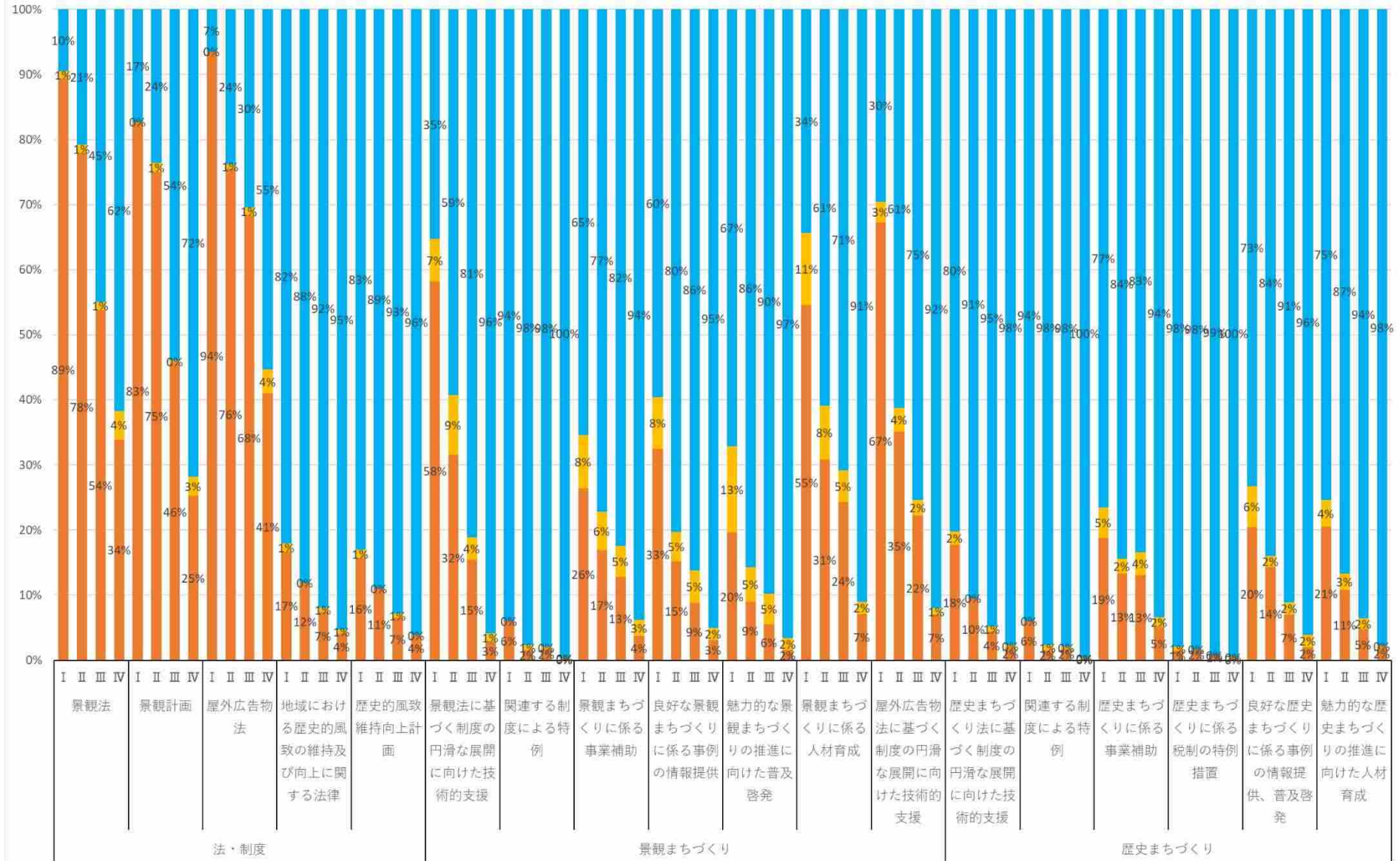
①認知度



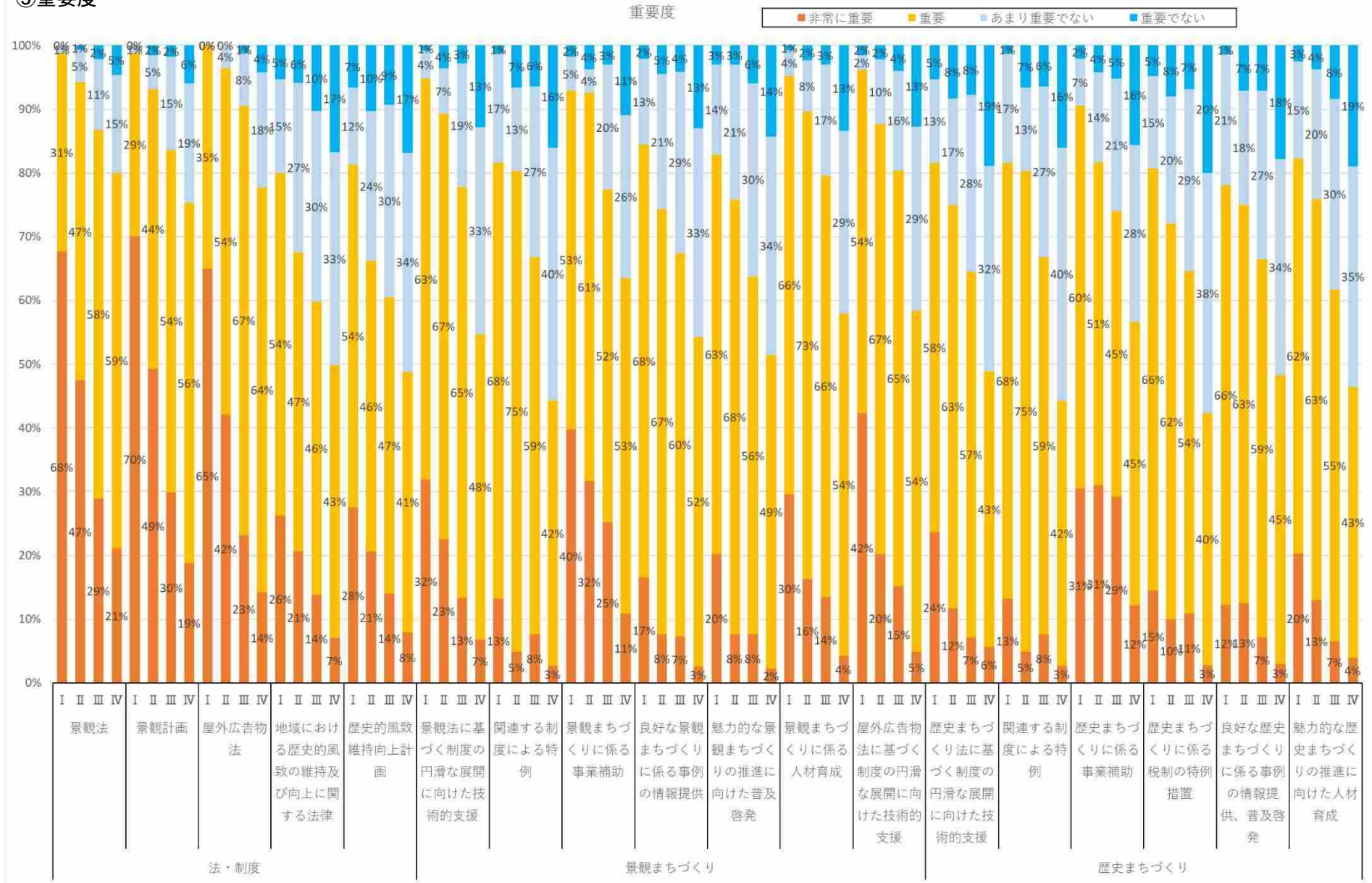
②活用状況

活用状況

■活用している ■活用したことがある ■活用したことが無い



③重要度



④有効性

